

令和 3 年

# 富岡町議会会議録

第 7 回 定例会

12月15日開会～12月17日閉会

富岡町議会

## 令和3年第7回富岡町議会定例会会議録目次

### 第1日 12月15日(水曜日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○説明のため出席した者	5
○事務局職員出席者	5
開 会 (午前 9時00分)	6
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	7
○諸報告	7
○議案の一括上程	10
○提案理由の説明及び一般町政報告	11
○一般質問	12
安藤正純君	12
佐藤教宏君	26
遠藤一善君	40
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	52
○散会の宣告	53
散 会 (午後 1時54分)	53

### 第2日 12月16日(木曜日)

○議事日程	57
○本日の会議に付した事件	58
○出席議員	58
○欠席議員	59
○説明のため出席した者	59

○事務局職員出席者 .....	5 9
開    議    （午前 9時00分） .....	6 1
○開議の宣告 .....	6 1
○議事日程の報告 .....	6 1
○会議録署名議員の指名 .....	6 1
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決 .....	6 1
○散会の宣告 .....	1 0 6
散    会    （午後 1時20分） .....	1 0 6

第3日 12月17日（金曜日）

○議事日程 .....	1 0 9
○本日の会議に付した事件 .....	1 0 9
○出席議員 .....	1 1 0
○欠席議員 .....	1 1 0
○説明のため出席した者 .....	1 1 0
○事務局職員出席者 .....	1 1 1
開    議    （午前 9時00分） .....	1 1 2
○開議の宣告 .....	1 1 2
○議事日程の報告 .....	1 1 2
○会議録署名議員の指名 .....	1 1 2
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決 .....	1 1 2
○追加議案の提案理由の説明 .....	1 2 0
○日程の追加 .....	1 2 1
○議案の上程 .....	1 2 1
○提案理由の説明 .....	1 2 1
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決 .....	1 2 2
○委員会報告 .....	1 2 4
○動議の提出 .....	1 2 7
○閉会の宣告 .....	1 2 8
閉    会    （午前10時25分） .....	1 2 8

第 7 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

# 令和3年第7回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

令和3年12月15日(水) 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 発委第 1号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 報告第 22号 専決処分の報告について
- 議案第 92号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 93号 富岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 94号 富岡町借上げ型町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 95号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 96号 富岡町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 97号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 98号 富岡町消防団設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 99号 富岡町立小中学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 100号 富岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 101号 富岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 102号 富岡町養護老人ホーム設置条例を廃止する条例について

- 議案第 1 0 3 号 町道路線の廃止について
- 議案第 1 0 4 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 1 0 5 号 動産の取得について
- 議案第 1 0 6 号 公害防止協定の締結について
- 議案第 1 0 7 号 双葉南地区心身障害児就学指導審議会共同設置規約の一部を改正する規約について
- 議案第 1 0 8 号 令和 3 年度富岡町一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 1 0 9 号 令和 3 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 1 0 号 令和 3 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 1 1 号 令和 3 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 1 2 号 令和 3 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 1 3 号 令和 3 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第 6 一般質問

日程第 7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 発委第 1 号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 報告第 2 2 号 専決処分の報告について
- 議案第 9 2 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 3 号 富岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 4 号 富岡町借上げ型町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 5 号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 6 号 富岡町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 7 号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 8 号 富岡町消防団設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 9 号 富岡町立小中学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 0 0 号 富岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 0 1 号 富岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 0 2 号 富岡町養護老人ホーム設置条例を廃止する条例について
- 議案第 1 0 3 号 町道路線の廃止について

- 議案第 1 0 4 号 工事請負契約の変更について  
議案第 1 0 5 号 動産の取得について  
議案第 1 0 6 号 公害防止協定の締結について  
議案第 1 0 7 号 双葉南地区心身障害児就学指導審議会共同設置規約の一部を改正する規約について  
議案第 1 0 8 号 令和 3 年度富岡町一般会計補正予算（第 4 号）  
議案第 1 0 9 号 令和 3 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）  
議案第 1 1 0 号 令和 3 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）  
議案第 1 1 1 号 令和 3 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）  
議案第 1 1 2 号 令和 3 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）  
議案第 1 1 3 号 令和 3 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 

#### 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第 4 議案の一括上程

- 発委第 1 号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について  
報告第 2 2 号 専決処分の報告について  
議案第 9 2 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第 9 3 号 富岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について  
議案第 9 4 号 富岡町借上げ型町営住宅条例の一部を改正する条例について  
議案第 9 5 号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例について  
議案第 9 6 号 富岡町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第 9 7 号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
議案第 9 8 号 富岡町消防団設置に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 99号 富岡町立小中学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第100号 富岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第101号 富岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第102号 富岡町養護老人ホーム設置条例を廃止する条例について
- 議案第103号 町道路線の廃止について
- 議案第104号 工事請負契約の変更について
- 議案第105号 動産の取得について
- 議案第106号 公害防止協定の締結について
- 議案第107号 双葉南地区心身障害児就学指導審議会共同設置規約の一部を改正する規約について
- 議案第108号 令和3年度富岡町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第109号 令和3年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第110号 令和3年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第111号 令和3年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第112号 令和3年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第113号 令和3年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

発委第 1号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について

---

○出席議員（10名）

1番	堀本典明君	2番	佐藤教宏君
3番	佐藤啓憲君	4番	渡辺正道君
5番	高野匠美君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	8番	宇佐神幸一君
9番	渡辺三男君	10番	高橋実君

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者

町 長	山 本 育 男 君
副 町 長	高 野 剛 君
教 育 長	岩 崎 秀 一 君
会 計 管 理 者	植 杉 昭 弘 君
総 務 課 長	林 紀 夫 君
企 画 課 長	原 田 徳 仁 君
税 務 課 長	志 賀 智 秀 君
住 民 課 長	猪 狩 力 君
福 祉 課 長	杉 本 良 君
健康づくり課長	遠 藤 博 生 君
生活環境課長	黒 澤 真 也 君
産業振興課長	坂 本 隆 広 君
参 事 兼 都 市 整 備 課 長	竹 原 信 也 君
教 育 総 務 課 長	飯 塚 裕 之 君
生 涯 学 習 課 長	佐 藤 邦 春 君
郡 山 支 所 長	斉 藤 一 宏 君
参 事 兼 い わ き 支 所 長	三 瓶 直 人 君
総 務 課 課 長 補 佐 兼 秘 書 係 長	松 本 真 樹 君
代 表 監 査 委 員	坂 本 和 久 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	小 林 元 一
議 会 事 務 局 主 任 兼 庶 務 係 長	杉 本 亜 季
議 会 事 務 局 査 査 係 主 査	黒 木 裕 希

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(高橋 実君) 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第7回富岡町議会定例会を開会いたします。

---

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) 直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○諸般の報告

○議長(高橋 実君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る12月8日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から17日までの3日間とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、令和3年第4回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会について、文書をもって報告しておりますので、御覧いただくようお願いいたします。

また、令和3年度定期監査報告について、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、監査委員より報告があり、文書をもってお手元に配付していただきましたので、御覧いただくようお願いいたします。

最後に、議会会議規則第122条に基づく議員の派遣報告についても文書をもってお手元に配付させていただきます、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長(高橋 実君) 次に、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

4番 渡 辺 正 道 君

5番 高 野 匠 美 君

の両名を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長（高橋 実君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの3日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から17日までの3日間と決定いたしました。

---

○諸報告

○議長（高橋 実君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） 皆さん、おはようございます。それでは、代表監査委員より例月出納検査の報告をいたします。

3監第13号、令和3年12月15日、富岡町長、山本育男様、富岡町議会議長、高橋実様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、宇佐神幸一。

例月出納検査報告書。例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記。1、検査の対象。(1) 令和3年8月・9月・10月。(2) 一般会計及び特別会計。(3) 歳入歳出外現金。

2、検査の時期。令和3年9月21日・10月21日・11月19日。

3、検査の結果。(1) 収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。(2) 違法または不適切と認めて指示した事項、なし。(3) 検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。

以下、別紙は朗読を省略いたします。

○議長（高橋 実君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） おはようございます。報告第32号、令和3年12月15日、富岡町議会議長、高橋実様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。審査報告書。本委員会は、付託された

事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、(1)議案審議について、(2)12月定例会の会期及び日程について、(3)その他、①一般質問について、②議員派遣報告について、③陳情について、④その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、令和3年12月8日午前8時50分、場所、富岡町役場第一委員会室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同補佐、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、(1)議案審議について。12月定例会に町長提出予定の議案等の内容について、総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。報告案件1件、条例の一部改正案件10件、条例の廃止案件1件、認定案件1件、工事請負等の変更案件1件、動産の取得案件1件、協定の締結案件1件、規約の改正案件1件、補正予算案件6件、合計23件。(2)12月定例会の会期及び日程について。12月定例会の会期日程については、会期を12月15日から17日までの3日間とすることに決し、議長に答申した。(3)その他。①一般質問について、一般質問の通告3名について、議会事務局長より説明を受けた。②議員派遣報告について、議員派遣のあった2件について議会事務局長より説明を受けた。③その他。富岡町議会運営委員会、遠藤一善委員長が発委第1号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを12月定例会に提出することに決し、議長に答申した。

○議長(高橋 実君) ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、高野匠美君。

〔議会報編集特別委員会委員長(高野匠美君)登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長(高野匠美君) おはようございます。報告第33号、令和3年12月15日、富岡町議会議長、高橋実様、議会報編集特別委員会委員長、高野匠美。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第208号の編集について、(2)その他。第4回、(1)とみおか議会だより第208号の最終校正について、(2)その他。

2、審査の経過。記載のとおりでございます。お読みください。

3、審査の結果。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第208号の編集について。とみおか議会だより第208号企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。表紙は、昨年度の夜の森幼稚園三春園舎の園児の写真とすることに決した。巻末「ちよつとひとこと」は、富岡町さくら文化・スポーツ振興公社より寄稿していただくことに決した。とみおか議会だより第208号の今後の作成スケジ

ジュールについて協議し、本特別委員会を4回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。第4回、(1)とみおか議会だより第208号の最終校正について。議会報の最終校正及び内容の確認等を実施した。

以上です。

○議長（高橋 実君） ただいま議会報編集特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、議会報編集特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 皆さん、おはようございます。報告第34号、令和3年12月15日、富岡町議会議長、高橋実様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和3年8月・9月・10月分）について、2、(1)東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、(2)その他。3、その他。

2、審査の経過。審査の経過はお読み取りください。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和3年8月・9月・10月分）について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について、生活環境課より説明を受けた。議員からは、東京電力からの通報に関してヒューマンエラーの是正や問題のあった設備等の確認を徹底するよう要望が出された。2、(1)東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況等について、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。議員からは、基準値が低くなったとしても原子力発電所事故に係る処理水であり、議

会で説明したことを今後に反映することが東京電力（株）の責任であること、設備点検及び設備の必要性についてをしっかりと理解すること、住民目線に立って作業を行ってほしいことなど要望が出された。（3）その他。議員からは、職種によらず平等な賠償についての要望が出された。3、その他。

○議長（高橋 実君） ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

まず初めに、総務文教常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

---

○議案の一括上程

○議長（高橋 実君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

---

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（高橋 実君） 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 皆さん、おはようございます。二十四節気の大雪が過ぎ、いよいよ本格的な冬を迎える季節となりました。空気が乾燥する時期には、季節性インフルエンザはもとより、新型コロナウイルス感染症の感染リスクも高くなると言われており、また国内においても新たな変異株、オミクロン株の感染が報告されておりますので、町民の皆様の新型コロナウイルスワクチン接種率が80%を超える状況となったとはいえ、まだまだ油断することなく、基本的な対策の徹底を町民の皆様に改めてお願いを申し上げます。なお、3回目のワクチン接種につきましては来年2月より開始すること、1月からの予約受付の準備を進めるところですので、ご報告をいたします。

それでは、令和3年第7回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告を申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議案等についてご説明を申し上げます。

初めに、特定復興再生拠点区域に関してご報告いたします。特定復興再生拠点区域への入域につきましては、来月26日午前9時より立入規制を緩和することとし、順次のバリケード撤去や新たなバリケードの設置などについて内閣府との協議が調いましたので、ご報告いたします。町といたしましては、特定復興再生拠点区域の入域規制の緩和に伴い、双葉警察署、富岡消防署と情報の共有を図りつつ、防犯、防火体制のさらなる強化を求めるとともに、町においても速やかに防犯、防火パトロール体制を補強することとし、準備を進めるところですので、併せてご報告をいたします。

また、来年春の開始を予定する特定復興再生拠点区域における準備宿泊につきましては、内閣府をはじめ、関係機関との協議に調整を継続するところで、町においては道路や上下水道など基本的なライフラインの復旧整備を計画的に進めるとともに、建物解体を含めた除染のさらなる進捗と早急なる除染効果の検証を環境省に強く求めているところです。

令和5年春を目標とする特定復興再生拠点区域の避難指示解除につきましては、帰還困難区域全域の再生に向けた第一歩であり、地域住民の皆様にとって希望の光となるものでありますので、除染の効果をしっかりと検証、確認するなど、慎重を期しつつも前向きかつ幅広い考えの下、しっかりと取り組んでまいりますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域に関して申し上げます。国は、特定復興再生拠点区域外への帰還、居住に向けた避難指示解除に関する考え方を去る8月31日に復興推進会議原子力災害対策本部合同会合で決定しております。このことにつきましては、9月定例会前の全員協議会において内閣府に説明をいただいているところですが、具体的取組についてはいまだ先の見えない状態が続いております。震災、原発事故から11年が経過しようとしても、なお将来への明かりを感じることが

できない小良ヶ浜地区、深谷地区の皆様の悔しく残念なお気持ちを察するに余りあるものと申し訳なく思うところであります。町といたしましては、小良ヶ浜地区、深谷地区の土地利活用の将来ビジョンをはじめ、様々な提案を国に行いながら、これらを突破口として取組の加速化を求めてまいる考えでありますので、議員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

次に、令和4年度予算の編成に関して申し上げます。私は、さきの定例会でこれまでの10年間で築き上げた基礎に、一人一人の声を丁寧にお伺いしながら、確かな復興を積み上げてまいりたいと申し上げ、産業、暮らし、教育に係る取組を重点的に進めてまいりたいと申し上げました。令和4年度においては、需要と供給を高め、地域経済を好循環させる農業、産業の育成、人が人を呼び込む流れを町内に築き、その広がりをもって地域全体のにぎわいを形づくる帰還と移住促進、自ら考え、行動し、進んで楽しく学べる子供を地域で育てる子供たちの環境づくりに取り組むため、町民生活に直結する予算をしっかりと確保するとともに、これらに関連する事業へ予算を重点的に配分したいと考えております。特に、療育機能の確保と児童館の本格整備に向け、子供と保護者が安心して利用できる子育て支援施策の検討、3月中旬に開所となる特別養護老人ホームの安定的な運営体制の確立を基とするトータルサポートセンターを活用した活発な事業展開を指示したところであり、来年度における重点的な施策としたいと考えております。

加えて、夜の森桜並木の計画的な植え替えによる桜の発展的な保全など、地域の魅力をさらに向上させる取組を進め、交流人口の拡大を図るとともに、町独自の移住相談窓口の開設や移住、定住促進住宅の確保などにより、積極的な移住、定住施策を展開し、移住を希望される方々に本町を選択していただく動機となるよう努めてまいりたいと考えております。

令和4年度予算においては、これらのことが芽吹くよう、関連する予算を計上してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、今定例会に提出いたしております議案等について申し上げます。本定例会には報告案件1件、条例の一部改正案件10件、条例の廃止案件1件、認定案件1件、工事請負等の変更案件1件、財産の取得案件1件、協定案件1件、共同規約の一部改正案件1件、補正予算案件6件の計23件の議案等を提出しております。詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上重要な案件でありますので、慎重審議の上、速やかなる議決を賜りますようお願いを申し上げ、町政報告及び提案理由の説明といたします。

○議長（高橋 実君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

---

○一般質問

○議長（高橋 実君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、7番、安藤正純君の登壇を許します。

7番、安藤正純君。

〔7番（安藤正純君）登壇〕

○7番（安藤正純君） ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告に基づいて大きく2問順次質問させていただきます。

1、町長の政策について。（1）、政府は本年4月、全国から注目されていた福島第一原子力発電所で増え続ける放射性物質、トリチウムを含んだ処理水の海洋放出を決定したが、町の対応について伺いたい。

（2）、町は平成29年4月に帰還困難区域を除き先行除染し、富岡駅前曲田地区を中心ににぎわいを取り戻しているが、遅れている夜の森地区を含めた均衡ある富岡町の発展についての施策を伺いたい。

（3）、町の基幹産業である農業においては、各種の補助金制度を設け、振興の手助けを行っているが、荒廃する農地と担い手不足の問題についての対応を伺いたい。

2、町が支出する補助金について。（1）、町は個人、各種団体、法人に対し、町政に資する事業を行うため補助金を支出しているが、目的に沿い正しく使用されているかのチェック機能は万全か。及び一定の期間を経過したものには効果の検証が必要であると思うが、町の考えを伺いたい。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 7番、安藤正純議員の質問にお答えいたします。

1、町長の施策について。（1）、政府は本年4月、全国から注目されていた福島第一原子力発電所で増え続ける放射性物質トリチウムを含んだ処理水の海洋放出を正式決定したが、町の対応について伺いたいについてお答えいたします。ALPS処理水の処分につきましては、本年4月13日に政府の基本方針が決定され、同月16日に東京電力から政府の基本方針を踏まえた対応について発表されました。その後11月17日には、東京電力から海洋放出による人及び環境への放射線影響評価結果が発表されております。この間国及び東京電力からALPS処理水処分の方針や検討状況についての報告を受けているところであり、町、議会への説明を行っていただきました。11月2日の町行政区区長会においても、国、東京電力から海洋放出についての説明を受け、そこでは漁業者への風評被害がいまだに払拭できない中での決定に対する不満や、長期的視点に立った健康への影響、新たな風評被害発生のおそれなど、海洋放出に対する不安に加え、十分な理解を得るために住民に対する説明を継続してほしいといった要望も出されており、誰にでも分かりやすく丁寧な説明が尽くされることも求めています。さらに、町民が海洋放出について知るという機会を増やすべく、放射線リスクコミュニケーション活動の一環として、10月15日開催のとみおか健康カレッジにて長崎大学の先生からトリチウムについての講話をいただいております。今後ともこれまで行ってきた町民の皆様からの求めに応じる説明の

機会を数多く設定してまいりたいと考えております。町といたしましては、長崎大学と連携したりスクコミュニケーション活動や、JAEAなど第三者機関による海水、海産物のモニタリングデータなどの情報発信を行うとともに、国、東京電力に対し町民の意見を提供することにより、町民の皆様の不安解消に努めてまいります。また、国及び東京電力に対しては廃炉を安全、確実に進めていく、国民や国際社会の理解を得るため、これまで以上の丁寧な説明の徹底、第三者機関による検証結果も含めた正確な情報発信、国際教育研究拠点と連携したトリチウムの分離技術など及其他各種の効果的な除去に向けた研究開発の取組強化を求めてまいります。

次に、(2)、町は平成29年4月に帰還困難区域を除き先行解除し、富岡駅前曲田地区を中心ににぎわいを取り戻しているが、遅れている夜の森地区を含めた均衡ある富岡町の発展についての施策を伺いたいについてお答えいたします。帰還困難区域の再生なくして真の復興なしのとおり、特定復興再生拠点区域の円滑な避難指示解除、小良ヶ浜地区、深谷地区のできる限り早期の避難指示解除を成し遂げるとともに、解除済み区域におけるにぎわいの復活と相まって、均衡ある本町の発展を図っていくことが私の使命と捉えております。令和5年春の避難指示解除を目指す特定復興再生拠点区域は、将来の居住人口動態や社会情勢に応じて柔軟に対応する考えの下、直面する地域課題と新たな時代への対応を図りつつ、町民に望まれる町の姿とするために必要な社会インフラの整備やソフト事業の実施について皆様の声をよく聞き、しっかりと検討し、地域の資源と特性を生かした住環境の整備やにぎわいの創出を図り、交流人口の拡大と居住人口につながる魅力ある地域づくりに取り組んでまいります。特に夜の森地区においては、町のシンボルである桜並木の計画的な植え替えによる発展的な保全に継続して取り組むとともに、夜の森公園を明るく開放感のある公園に整備し、地域住民の憩いの場はもとより、新たな交流拠点の一つとして再生を図ります。さらには現在開催中のYONOMORIまち灯りをはじめ、東西自由通路を新たに設置した夜ノ森駅を中心に年間を通して人を呼び込むイベントを開催し、町の魅力を積極的に情報発信してまいります。また、町内全ての地域において移動販売やデマンドタクシーを活用した買物環境や交通、利便性の向上を図り、どの地域にお住まいになっても各種施設に不自由なくアクセスできる環境を構築してまいります。これらの取組一つ一つが人を呼び込む流れを町内に築くものと考えており、その広がりをもって町全体のにぎわいを形づくることを目指してまいります。

次に、(3)、町の重要産業である農業においては、各種の補助金制度を設け、振興の手助けを行っているが、荒廃する農地と担い手不足の問題についての対応を伺いたいについてお答えいたします。農地荒廃の抑制と担い手不足の解消は喫緊の課題と捉えており、令和元年度にお示ししました農地・農業再生に向けた方針に基づき、農業用施設の整備や基盤整備事業などのハード事業と、除染後農地の地力回復や放射性物質の吸収抑制対策をはじめとする営農再開の後押しなどのソフト事業を町内各地域の実態に合わせて進めております。まず、農地荒廃抑制対策につきましては、福島県営農再開支援事業を活用しながら、事業実施主体である農業復興組合と連携し、営農再開が見込まれる農地の保

全管理を行っており、さらに農地パトロールを行う農業委員会と共に現地調査や地権者の意向確認、担い手への農地集積など、耕作放棄地の発生防止と農地利用の促進を図っております。担い手不足の課題につきましては、JAとの協働によるマッチングに加え、昨年度運用を開始した新規担い手確保育成事業により、就農を目指す方のスタートアップを支援するとともに、早期の面的な営農拡大と、就農希望者や地元農業者の雇用が期待できる外部農業法人の誘致に努めております。また、新規就農に当たっては、農業研修などの町独自支援に併用して国の補助制度の活用が可能となることから積極的に周知し、新たに農業を始める方々の呼び込みとその後の定着につなげていくため、農業研修の受皿役を担うJAアグリサポートふたばとの連携をより一層深めてまいります。町といたしましては、国や県の制度の活用や当町独自の取組による農地荒廃の抑制と担い手不足の解消に努めるとともに、福島県やJAなどの関係機関と緊密な連携を図りながら、基幹産業である農業の復興を進めてまいります。

次に、2、町が支出する補助金について。(1)、町は個人、各種団体、法人に対し、町政に資する事業を行うため補助金を支出しているが、目的に沿い正しく使用されているかのチェック機能は万全か。及び一定の期間を経過したものには効果の検証が必要であると思うが、町の考えを伺いたいについてお答えいたします。町が個人や各種団体になどに対し支出する補助金等につきましては、富岡町補助金等の交付等に関する規則をはじめ、それぞれの事業の補助金交付要綱などに基づき、事業計画をはじめ、必要書類の確認、審査により、その適格性や適正性を確認し、補助金の交付の決定をしているところです。また、事業完了報告書による適正な補助金等の活用の確認はもとより、事業の実施の中途においても、補助金の使途の状況を確認し、事業計画どおりの事業が実施されているか、補助金の目的が達成されるものであるかを確認させていただいております。必要に応じて補助金の使途の変更や事業計画の修正を求め、補助金の交付の適格性と適正性を確保するよう努めているところです。なお、今後とも補助金等交付事業の効果については、事業評価の実施や予算編成の過程で継続して確認を行い、必要に応じて補助金の交付終了を含め、しっかりと事業の見直しを行ってまいることが必要であると考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（高橋 実君） 再質問に入ります。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 本年9月の定例議会において、所信表明及び1番議員から今後4年間の町政運営についてと題した一般質問を拝聴しましたが、本日はさらに深掘りし、町が抱える重要課題について具体的にお尋ねいたします。

(1)、去る10月、知事と経済産業大臣との会談が行われ、その際知事から「今なお多くの葛藤や不安が渦巻いているままだ。真摯に向き合い対応してほしい」と求められ、これに対し大臣からは「福島第一原発の廃炉、汚染水、処理水対策と福島復興は経済産業省の重要課題だ。被災者に寄り添って尽力したい」と述べられました。大臣は、新聞社のインタビューにおいて「原発処理水の海洋放出

構想について、安全性や風評被害の懸念がある中で重大な決断だった。現地自治体や漁民の声をしっかり受け入れ、懸念払拭できるよう取り組む」と発言されております。これらを踏まえて質問いたします。現地自治体である富岡町は、政府方針決定以降何らかの要望を行ったか。また、海洋放出に懸念を持たれているかお答えください。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 今の質問に対しまして、私からも国、経産にも要望してございます。それと、不安と、それから処理水の放出に伴う風評被害の対策はきっちりやってほしいというような要望はしてございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 懸念は持っているという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 懸念は持っております。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 政府は、風評被害が発生すれば東京電力に賠償させると言っています。東京電力が事故発生から今まで行ってきた行政賠償、これは納得のいくものであったか。政府発言は具体的案は示されず、私は信用できませんが、町はどのように受け止めますか。お答えください。

○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） 賠償に関しまして、行政賠償という点ではこれまで町が取り組んだものについての賠償ということであると考えておりますが、そちらについては随時賠償請求しているというようなことで回答をいただいていると思います。ただ、それ以外の一般的な賠償につきましては、いろいろと賠償が進んでいると確認しておりますので、そのような状況と理解しているところでございます。

○議長（高橋 実君） 高野副町長。

○副町長（高野 剛君） ただいまの住民課長の答弁に補足をさせていただきます。行政賠償について住民課長から答弁ございましたが、住民の皆様の賠償が十分に行われたかという点に関して追加でお答えをいたしたいと思っております。

ADR等々で解決にまだ至っていない町民もいらっしゃるという点、認識をしてございます。ですので、いまだに賠償についてですけれども、十分賠償を受けていないという認識を持っていらっしゃる町民の方もいらっしゃるという認識でございます。こういった町民の皆さんにとって不足が生じるということがないように、しっかりとした対応を東京電力に取っていただくということを国及び東京電力に求めてまいらなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 先ほど町長の答弁の中で、長崎大学とか、I A E Aとか、知る機会、あと分離技術の研究を進めてほしいとか、そういった発言がありました。私が一番気にしているのは、確かに科学的な根拠、これの説明も必要ですけども、それと同じくらいやはり大事なものが風評被害をどうやってなくすかなのです。それで、国とか東京電力の今までの態度は、意見を聞くのが多くて、こうしたいという発信がないのです。具体的な案。やはり風評被害を起こさせないために、私らはこのように考えていますよと、こういったものがないのです。そういった点に関して、町はどのように受け止めておりますか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 風評対策ということでございますが、以前にも福島評議会の場合において、これまでの10年間における継続した対策をもってしても風評被害を払拭できないというような現状を鑑みて、さらに一步踏み込んだ徹底した対策を講じていただくようにということで、町からも申入れを行ったところでございます。東京電力あるいは国からも、今回の漁業者のみではなく、様々な業種に対する賠償ということで、それに対して具体的なものというの一応示されてはございますが、これからもっと分かりやすいような形でしっかりと風評被害が発生した場合にはということでの賠償対策というのを求めてまいりたいと考えておりますし、町といたしましても風評被害が起らないような対策をとということで引き続き国に求めてまいりたいと考えております。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 具体的な案がないので、判断しようがないのですけれども、やはり富岡町は関係自治体であって、現地自治体であって、以前全員協議会で内閣府に富岡町の位置づけ、富岡町は関係自治体ですかとお尋ねしたら、そうですという答えが返ってきました。それを踏まえて、令和5年春頃から開始予定の海洋放出作業の直前までには町民懇談会を開催し、町民の方々から意見を聞いて、町としての考えを述べてはどうかなと思うのですが、町長その辺はどうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 今のご意見、真摯に受け止めます。私としても町民の皆さんといろいろと懇談を持ちながら、町民の皆さんがどういう考えを持っているかしっかりと聞いて、それからいろいろと判断をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） それでは次に、(2)に移ります。

町長は、9月定例議会の一般質問において、帰還促進と移住促進に取り組むため、お試し住宅から始める富岡の暮らしや民間賃貸住宅の長期一括借り上げによる安定的な公共住宅の提供、特定復興再生拠点区域に居住していただくための政策的居住戦略に取り組むと答弁されておりますが、これはぜ

ひ夜の森地区で行うべきと考えるが、町長の考えを伺いたい。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） その点につきましては、私どももいろいろ考えております。それで、まずは避難指示解除にならないといろいろと施策ができないとは思っておりますが、いざ解除になったときには速やかに何らかの手を打てるように検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） やはり先行して富岡駅前のほう、曲田、岡内、その辺は社会インフラ、やはり病院だったり、商業施設だったり、災害公営住宅だったり、学校だったりとか、追いかけてあと1年半後、夜の森復興拠点内が解除したとしても全く富岡と同じような発展の仕方というか、同じものをつくるわけにいかないの、やはり原発事故前の富岡というのは、富岡町はどちらかという富岡地区が商業地、夜の森地区が住宅地だったのかなと思うのですが、こういった特色ある町づくり、そういったものを目指すべきではないかと。富岡にさくらモールがあるから、夜の森にも同じようなものというわけにも、採算が合わないとか、経営上問題あるとか、いろいろ出てきますので、やはり今車社会ですから、買物が富岡に行っても差し支えないよと、その代わり、その分夜の森地区は富岡に住むよりも安く住宅が供給できるとか、そういったメリットも考えるべきかなと思うのですが、先ほど町長答弁の中で移動販売とか、デマンドタクシーとか、夜ノ森駅を中心というお話ありました。このデマンドタクシーなのですが、例えば夜の森地区に住んでいて交通弱者、そう呼ばれる方々のためには1世帯に1日1往復の無料タクシー券、こういったものを配布するのどうかなと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

答弁でありましたデマンドタクシーですが、現在は町内で1台の運行をしております。料金につきましては、現在無料ということで行っておりますので、こちらにつきましては今後も継続をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 現在1台あって無料だと。これから例えばどんどん解除になって人が増えてきました、医者通いたいとか、あと役場に用事があるとか、あと確かに移動販売車の食料だけでは足りないの、日常生活用品も買物に行きたいとか、そういったときには業者をお願いして、1台を2台、2台を3台とか、町が例えば補助できるものは補助するとかいうことで需要と供給のバランスを取りながら、それは台数を考えていってほしい、そのようにお願いしたいと思います。

あと、夜の森地区を特色あるものにするために、やはり先ほど町長答弁の中にあつた夜の森の桜、

観光資源、これはやっぱり欠かせないと思うのです。夜の森公園、つつみ公園、トータルサポートセンター、こういったところを核にして、春は新緑と桜、桜だけではなくてつつじ、アヤメ、アジサイ、こういったものもあってもいいのかなと思うのですが、そのほか秋になると紅葉、こういったものを基本に組み立てながら、住環境のよさ、これを特色出していくべきかなと。そのほかに、これは一つの提案なのですが、交流人口というふうな発言もありましたけれども、そういった交流人口を増やすためにマラソンだったり、ジョギングだったり、サイクリングコースの設定をしたり、オートキャンプ場、ドッグラン、ローラースケート、野外音楽場、こういったものをやはり総合的に富岡全体を俯瞰しながら、ここに寄って、ここに寝泊まりして、ここで親子でキャンプして、ここで花見をするとか、紅葉を見るときか、そういうキャンプもあっていいのかなと。あと、桜のときにはやはり一つの名物はよさこいだったと思うのです。確かに最近の桜祭りは芸能人を呼ぶとか、そういったもので大変お金がかかりますけれども、イベントで人を呼ぶ。よさこいなんかも大会のようなものにして優勝者を決めたり、交通費は補助しますよとか、イベントに力を入れる、そういうやり方もあるのかなと思うのですが、その辺はどのように考えますか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

まず、夜の森地区の住環境整備ということで、産業振興課では桜の植樹をメインに実施をしております。昨年度もつつみ公園の植樹も行いましたし、本年度の予定としましては、富岡第二小学校跡地の桜の植え替えを計画しております。また、来年度以降ですが、夜の森公園の改修に合わせて、公園内の桜の植樹も計画をしております。桜以外のものということですが、確かに4月の桜が終わってしまうと寂しくなってしまうので、一年間楽しめるようなものを植えていくというようなことで、そこにつきましても計画をしているところであります。あと、観光周遊コースといいますか、町全体として桜以外にもいろいろと楽しめるようなものをつくって人を呼び込むということでございますが、こちらにつきましては今年度観光協会で県の補助事業を活用しまして、そのようなモデルコース等をつくって町を周遊いただけるような計画を持っております。あと、桜の時期のイベントですが、現在は加速化交付金を使っていろいろと芸能人を呼んだりということではやっておりますが、震災前は確かに地元のよさこいチームが中心に多くのチームを呼んで地元の手作りのお祭りをやっていたところでありました。国の予算というものも継続してもらえないということではありませぬので、こちらにつきましては徐々に地元の手作りの祭りを行うような体制をできるように進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 今安藤議員からいろいろとご意見とかご提案をいただきました。まさにそのとおりかなとも考えております。私ども夜の森公園、つつみ公園、あの辺を利用して、やっぱり住環

境のいい宅地ですかね、あと富岡は花と緑あふれる富岡町というのがキャッチフレーズの一つだったと思うので、ぜひ夜の森地区は今言われた桜以外のものも含めて、四季を通して花で彩られるような町づくりをぜひしてみたいとも考えておりますので、どうぞご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 桜まつりに芸能人を呼んでというのは、やはり一つの効果もあったのかなと思うのですが、先ほど申しあげましたよさこいなんかは富岡町に限らず、いろんな町、いろんな市なんかにもそういったチームがあって、できれば他町で行っているマラソン大会のように、町民、村民だけではなくて、いろいろ町外からも出場したいという組があれば、それは例えば先着50組限定でその大会に参加できるとか、そういったもので交流人口が増えていくのではないかなと思うのですが、そういうイベントで人を呼び込む、それも一つの考え方かなと思うのですが、その辺はどのように考えますか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

よさこいですが、震災前につきましては桜通りと富岡第二中学校脇の町道において、2か所において2日間にわたって盛大に開催をしておりました。たしか記憶でございますが、その当時は約40チームから50チームぐらい来てにぎやかなお祭りを開催しておりました。今後会場になりますと、桜通りの並木も活用できますし、夜の森公園の整備が終わればあちらでのイベントも開催ができますので、震災前のようなイベントができるように各関係団体と協議を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） それでは、（3）に移ります。

災害復興計画（第二次）、令和2年から令和6年までの5年間に基づき、先行して営農再開面積を280ヘクタールとし、作付普及品目を基幹品目である水稲とすると目標を掲げております。令和3年度の水稲作付見込み面積は70ヘクタールですが、目標までは届いたのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 町、280ヘクタールの営農再開に向け進めておるところです。計画としまして令和3年度70ヘクタールということですが、本年度につきましては水稲の作付につきましては2法人1団体11農家の14形態によりまして、面積としましては約55ヘクタールということになっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） そうしますと、令和6年度まで目標としている280ヘクタール、これは達成できるのでしょうか。といいますのは、ただ面積をクリアするだけではなくて、水稲を取り巻く環境、

やはり米の値段が下落しているとか、あとは消費が落ち込んで毎年一、二万トンくらいずつ下がっているとか、いろいろあまりよくないことが多いので、町が掲げた数字まで届くのでしょうか。その辺教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 280ヘクタールの目標でございますが、まずは水稲を中心ということで計画をしております。現在コロナの影響であったり、需要が落ちているということで米の値段がかなり下がっております。先日の報道等におきましても、主食用米と、飼料用米というのがありますが、そちらのほかに今後大豆や小麦の作付についても推奨していくということで報道があります。町としましては、現在カントリーエレベーターの整備もしておりますので、ある程度これまで震災前に農家の方が作っていた水稲、主食用米、飼料用米も含めてですが、そちらを基本として作付面積を増やすほかに、その他野菜関係、現在やっておりますタマネギであったり、あと一部小麦などの栽培も始まっておりますので、そういうものも含めて、目標となる280についてはクリアをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 課長、そうするとこの280の目標というのは、水稲だけではなくて、野菜も含まれての話なのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 280ヘクタールの目標につきましては、米とその他野菜類も含めての総合的な作付面積を280にしたいというような計画でございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 最近オープンに間に合わなかったカントリーエレベーターについて。カントリーエレベーターの容量はマックスで150ヘクタール分なのですが、やはり町が目標としているのはもっともっと280ということで、容量をオーバーした場合にまた新たなものを計画しているのですか、それともまた別な考えがあるのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） カントリーエレベーターにつきましては、現在先ほどのご質問のとおり、米の値段が下がっているということで、米の作付についてはなかなか広がりが出てくるのが難しいと考えております。目標として、整備しました150に向けて作付は行っていきますが、今の計画でいきますと150を超える米の作付というものが町内で行われるということはないと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） それでは、荒廃する農地対策として私の考えを少し述べさせていただきます。

町と県の農地中間管理機構が一体となり、農地の集積、集約を図り、町が一定規模の農地を買い取り、農業専用のギガ園芸団地を造成してはどうでしょうか。このギガ園芸団地においては、水耕栽培、花卉栽培等を行い、野菜カット工場にて商品化します。もちろんエネルギーはカーボンニュートラルの考え方を採用し、太陽光で賄うこと。既に秋田県内においてギガ園芸団地が営農しておりますので、参考にしてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

まずはご提案をいただきまして、ありがとうございます。今ご質問をいただきました事業につきましては、こちらでも多少調べさせていただいております。秋田県の県事業ということで実施をしているということで、県内において大規模な農地の整備を行いながら、年間でも1億円以上の売上げを目指すというようなものであります。また、あわせて作業において省力化、低コストの推進を進めているような取組を行っていると聞いております。秋田県の事例を確認させていただきましたが、かなり広大な規模の事業でございます。あの規模になりますと、町だけの取組というのは難しいということでございますので、県であったり、JA等の協力をいただきながら、荒廃農地の抑制に向けた一つの事業として参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 今の提案本当にありがとうございます。私どもも十分検討していきたいと考えますので、今後ともご指導よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 冒頭企画課長から、小良ヶ浜、深谷地区の拠点内と外の土地の利活用、こういったことの選択肢の中の一つに、私は新夜ノ森でも結構です。小良ヶ浜、深谷でも結構です。ギガというのは、日本語で言うと億という意味らしいのですが、ものすごく広いという意味が入っているみたいで、だから小良ヶ浜だけでも230ヘクタールぐらいありますので、選択肢の中の一つに入れてもらいたいと思うのですが、課長どうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 議員ご提案ありがとうございます。今ほど国道東関係で、先般の全員協議会で説明させていただきましたが、産業振興課長からの答弁のとおり、280ヘクタールの中になると町内のどこでという部分はあるかと思っております。具体的に私では、そのギガ園芸団地というものをちょっと詳細については把握していないところでありまして、なかなか答弁しにくい部分がありますが、一つの選択肢ということで検討することが必要かと思っておりますので、鋭意産業振興課と情報を共

有しながら、その点について土地活用という点でもしっかりと、選択になるかならないかということも含めて、しっかりまいりたいと思いますし、またそれを整備することによってどなたが従事するかということもあるかと思えます。しっかりそこら辺の組み立て方ということも勉強させていただきたいと思えます。

○議長（高橋 実君） 副町長。

○副町長（高野 剛君） 今の答弁に関しまして、補足をさせていただければと思えます。

実施主体についてでありますけれども、行政側で設置をするのかということと、あとはもしくは民間企業の方でやりたい方がいらっしゃれば、その方たちをご支援を申し上げることが非常に近道であろうかと思っております。企業誘致と同じような考え方で、そういった企業的手法による農業系の事業者を誘致していくということも選択肢として非常に重要なことかと思えますので、こういった土地利用の一つとして積極的に誘致に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 町は国の東北農政局、県の双葉農業普及所、J A、こういったところと相談しながら、町単独でやれる話ではないので、ぜひ県外、町外、いろんなところから農業法人などの参入も進めながら話を進めてもらいたいと思えます。

担い手不足の対策として、ちょっと私から提案申し上げたいと思えます。農業のインターンシップ制度を活用し、就業体験を通して農業に関心のある各県の農業大学、農業短期大学などへ働きかける。また、当町の奨学金制度を活用し、卒業後当町において農業に従事してくれることを条件に学生を募集してはいかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

1点目でございますが、当町の担い手の確保ということで、研修生についての件につきましては、こちらも国の補助事業の活用とかができますので、まずはこちらに来ていただける方をしっかりと見つけるということでございますが、そういうものを活用しながら事業は実施が可能だと思えます。

あと、奨学金制度の件でございますが、こちらにつきましてはご提案としていただきましたので、教育委員会とそのような組立てができるかどうか検討はさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 福島県内全体の担い手、6年連続で200人以上が新規就農をするなど、一定程度の促進の動きがあります。県内ではそうなのに、なぜこの地区はと思うのです。やはりマイナスイメージからなもので、かなりいろんな支援制度を併用しないと来てもらえないのかなとは思いますが、成功している例はやはり県内にもあるのです。磐梯のぼんだいジオファーマーズというところ

は11名のメンバーでやっているのですけれども、かなり大きく専門化してやっているみたいなのですが、若手グループが稼げる農業ということでやっているみたいで、そういったところを、こういう制度があります、ああいう制度があります、プラス何か一工夫しないと若い人は集まってきてくれないのかなというところありますので、方向性とすればできれば保全整備から営農再開に移ってもらえれば一番いいのですけれども、今までの様子を見るとなかなかそういったケースが難しいので、やはり外部から学生、若い人来てもらおうということにもっともっと力を入れていってほしいと思います。この3はこれで終了します。

次に、2番の(1)に移ります。町から支出されている補助金は、年間500万円を超えるものが17件ありました。その中から補助金名、富岡町産業振興事業、とみおかワインドメニュー、通称ワイナリー補助金について質問します。最終的な監査は町監査委員が実施し、伝票による適正な支出を確認済みではありますが、補助金の効果の検証を質問します。監査方法は、産業振興課が実績報告書にて確認しておりますが、補助金はいつから、どれくらいの金額が支出され、どのように使われてきたかを教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

町で補助金を出しておりますとみおかワインドメニューの補助金の内容でございます。こちらにつきましては、国の地方創生推進交付金を活用させていただきまして、平成29年度から補助金を交付しております。補助金の中身といいますか、事業内容でございますが、こちらにつきましてはワイン用ブドウ、醸造用のブドウの苗の植付け、または当初こちらについてワインブドウの植栽に係る技術の習得であったり、そういうところの研修費用等も含まれております。これまで29年度から今年令和3年度までですが、交付額につきましては3,319万円となっております。そのうち町負担といたしましては1,659万円というところでございますが、半分につきましては県が負担となっております。あと、令和2年度からにつきましては、補助率3分の2、本年度につきましては補助率2分の1ということでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 県と町が案分しながら補助していると。それもトータル3,319万円。町のお金ではなくても、やはり税金は税金ですから、その辺は効果があったのか、なかったのか、現在どうなっているのか、その辺ちょっと詳しくお尋ねします。今年はどれだけの作付面積において、何ミリリットルの瓶に何本くらいのワインが収穫されたのか。補助金の効果はあったのか、なかったのか、町はどのように考えているか教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 申し訳ありません。ただいまこちらの資料で植付けの本数と醸造用

のワインの本数につきましては、現在ちょっと確認をさせていただきたいと思います。町としての効果があったかということでございますが、こちらにつきましてはまず基本的には支出の補助金を出した根拠といたしまして、町が29年に策定しました農業アクションプランの中にそちらの4つの柱の一つであります新たな作物のチャレンジというものがございます。そちらに基づきまして、町内で初めての取組ということで、こちらに国の補助金を活用して支出をしております。効果の面でございますが、ブドウの苗木の作付以外にワインメニューにおきましてはこれまで多くの学生の研修受入れであったり、企業等のボランティアでございますが、そちらの受入れを行いまして、町内に県内外からかなり多くの方が訪れております。そのようなことで、農業振興以外におきましても交流人口関係の増ということで、そちらの面についても事業においてはある一定の成果を収めていると考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 暫時休議します。

休 議 （午前10時22分）

---

再 開 （午前10時27分）

○議長（高橋 実君） では、再開いたします。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 課長の説明で、交流人口のためにいろんな見学とか、研修とか、そういったことで効果があったということは理解できますけれども、やはり一つの事業ですから、補助金というのはイコール損失補填ではありません。売上げが悪いから町で何とかしてくれと、そういった性質のものではありません。それと、先ほどアクションプランとおっしゃいました。アクションプランは、もう5年間で終了しておりますので、町長が以前所信表明のときにやはりスクラップ・アンド・ビルド、またワンランク前に進む段階も来ていますので、やはりスタートアップの支援としては一定の効果は私はあったのかなと思いますけれども、今後はやはり自立で歩んでほしいということを申し上げたいと思います。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） ご指摘いただいて大変ありがたいと思っています。ワインメニューに対する補助事業につきましては、今ほど産業振興課長も災害危険区域の設定によって大きな土地利用の変化があった地区の方々が自ら新たな産業おこしであったり、それから交流という観点での事業を始めているといったところで、スタートアップのための費用について一部補助をするということで続けてまいりましたけれども、初期支援として3年間の補助期限を最初から設定をしております。その期限が今年で迎えられるので、まずは一旦ここで補助については終了したいと考えております。今後において、団体のどういう活動、今後の活動の展開というところをしっかりと我々は把握させていただきながら、必要な時期に必要な支援をして検討してまいるといことはご理解をいただきたい

と思うところです。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 議会の使命は、執行機関に対し行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が全て適法、適正に、しかも公平、公正、効率的に、そして民主的になされているかを批判し、監視することであるので、私は今後もこのような質問を続けたいと思います。

最後に、町長の9月定例議会における所信表明から、本町をしっかりと未来に引き継いでいくため、財政の健全性の確保が不可欠であり、何事も前例にとらわれず、スクラップ・アンド・ビルドを徹底的に意識したバランスのよい事業に取り組むと発言されておりますが、強い意思を実現させるためには何者の圧力にも屈せず、公平、公正な町政運営を行っていただきたい、このことをお願いしまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） 10時45分まで休議します。

休 議 （午前10時30分）

---

再 開 （午前10時43分）

○議長（高橋 実君） 2分ほど早いですけれども、再開いたします。

先ほど、7番、安藤正純君の質問に対して保留をしました産業振興課長から答弁がありますので、産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 先ほどご質問いただきましたワインメニューのこれまでの実績でございます。これまで苗の植付けですが、約1,800本の植付けを行っております。ワインの醸造の本数ということですが、こちらは昨年度の実績になります。ハーブボトルのものが200本ほど、あとフルボトルということで48本昨年の実績があります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 続いて、2番、佐藤教宏君の登壇を許します。

2番、佐藤教宏君。

〔2番（佐藤教宏君）登壇〕

○2番（佐藤教宏君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして、大きく分けて2点ほど質問させていただきます。

大きい1番、令和2年度決算から見る町の財政状況についてでございます。（1）、令和2年度決算から町の財政状況を分析した結果、また今後の町政運営にどのように反映させていくのかを伺います。

（2）、町政運営していくための根本である町税の確保についてどのように考えるかお伺いします。

大きい2番、これからの町づくりについてでございます。震災以降、富岡町においては復旧復興に向けて不休で事業を進めていただいているところでございますが、まだまだ町民が戻ってきている状況にありません。富岡町が町づくりを進める上で、複合災害からの復興だけではなく、全国的な人口減少、少子高齢化や新型コロナウイルス感染拡大などの社会的問題等も踏まえた町づくりが必要と考えることから、現状を的確に捉え、既に策定された復興計画やアクションプランの再検討や計画にとらわれ過ぎない状況に応じた柔軟な運用が必要と考えますが、町の考えを伺いたいと思います。

以上、大きく2点答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 2番、佐藤教宏議員の質問にお答えいたします。

1、令和2年度決算から見る町の財政状況について。（1）、令和2年度決算から町の財政状況を分析した結果を伺いたい。また、今後の町政運営にどのように反映させていくのかを伺いたいについてお答えいたします。本町の財政規模は、令和2年度決算においても震災原発事故以前の約3倍となっておりますが、国、県交付金や補助金を効果的に活用するなどして新たに起債をすることがないなど、後年度に大きな財政負担を強いるような財政運営を行わずに済んでおります。経常収支比率は高比率の状態にあり、財政の硬直化は否めないものの、公債費は大きく減少する傾向にあり、財政調整基金や町勢振興基金の震災前の積立て額を確保する状況にありますので、国、県交付金や補助金などの効果的な活用や各種基金の規律ある活用などで必要な事務事業を執行していくことが当面は可能な状態にあると本町の財政状況を捉えるところであります。しかしながら、本町における住民登録の実態や動向から、また原油価格の高騰など、新型コロナウイルス感染症に端を発する経済活動の大きな変化から、今後において町歳入の見通しを確実性を持って見込むことができない状況であり、加えて今後ますます町有施設の維持管理費や運営費の増大なども想定される場所ですので、財政調整基金など各種基金の計画的かつ効果的な活用を行いながら、歳入に見合った歳出となるよう事務のスリム化や効率化、選択と集中を基本とするメリ張りのある予算配分を行うなどの取組を続けてまいらなければならないものと認識するところであります。

次に、（2）、町政運営していくための根本である町税の確保についてどのように考えているのかを伺いたいについてお答えいたします。令和2年度決算における町税収入の総額は21億800万円で、震災以前の平成22年度決算と比較すると10億7,400万円の大幅な減収となり、主な内訳としては町民税が2,200万円の減、固定資産税が9億7,600万円の減、町たばこ税が5,400万円の減などであります。これらは、震災及び原発事故に伴う長期避難に起因する課税人口の減少や、被災家屋の解体による固定資産の減少等が大きな要因となっております。町税の確保に当たっては、ホームページや町広報紙等を通じて広く町税の納付促進の啓発を図るとともに、未納者に対しては徴収対策を適正に実施し、

引き続き収納率の向上に努めてまいります。将来的な町税の確保につなげるためにも、震災以前のにぎわいを取り戻すべく、産業団地への優良企業の誘致や駅前商業区画の商業施設への貸付け等により、経済の活性化や新たな雇用の創出を推進いたします。また、移住、定住促進対策として町公式サイトやSNSを活用し、PR動画を配信するなど、広く富岡町の情報を発信するとともに、移住希望者への移住相談窓口の設置やお試し住宅の提供、移住に向けた民間住宅の借り上げによる移住、定住促進住宅の確保に加え、放課後児童クラブの開設による子育て世代への支援等、あらゆる手段を切れ目なく講ずることにより、全町を挙げて移住、定住を促進してまいります。町といたしましては、産業振興と定住化人口の増加に向け、引き続き全力で取り組んでまいります。

2、これからの町づくりについて。(1)、震災以降富岡町においては復旧復興に向けて不休で事業を進めていただいているところだが、まだまだ町民が戻ってきている状況にない。富岡町が町づくりを進める上で、複合災害からの復興だけでなく全国的な人口減少、少子高齢化や新型コロナウイルス感染拡大などの社会的問題等も踏まえた町づくりが必要と考えることから、現状を的確に捉え、既に策定された復興計画やアクションプランの再検討や計画にとらわれ過ぎない状況に応じた柔軟な運用が必要と考えるが、町の考えを伺いたいについてお答えいたします。町は、東日本大震災及び原発事故からの復旧復興、そして未来あるふるさと富岡の創生を目指す上で、30年後の富岡の姿を思い描いた富岡町災害復興計画(第二次)を長期総合計画とみなすとともに、その実現に向けた事業ごとのアクションプランをもって復旧復興に取り組み、現在に至っております。町内一部の避難指示解除から間もなく5年が過ぎる中、町内における住環境や教育、医療、福祉環境の整備、充実が着実に実を結び、令和3年12月1日現在において町内に居住届を提出されている方は1,263世帯、1,803人となりました。いまだ復興の道半ばではありますが、当初町内居住者128人から始まった復興町づくりを考えますと大変感慨深いものがあります。一方で特定復興再生拠点区域の避難指示解除や小良ヶ浜地区、深谷地区の再生に向けた道筋など残された課題は山積し、加えて自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応、少子高齢化やカーボンニュートラル等の社会課題の解決に向けた取組など、社会情勢は日々変化しており、行政執行には総合計画に基づく復興町づくりを進めながらも、その時々的情勢に応じた柔軟な対応が求められています。このため、町は様々な課題解決を柔軟に対応する取組の一つとして、今年9月に第二次後期計画に掲げた重要施策の成果目標に対する事業評価を行い、復興と社会情勢に即時対応する事業成果目標やその取組の修正などを広く発信し、行政のみならず、多くの方々に行政運営の在り方へのご理解を深める取組に努めております。今後も議会をはじめ、町民の皆様一人一人の声を丁寧にお聞きしながら、復興創生に向かう富岡の姿を形づくる第二次計画の実現に向け、柔軟な発想と堅実さをもって希望と笑顔あふれる町づくりを進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長(高橋 実君) 再質問に入ります。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 町長におかれましては、希望と笑顔のあふれる町づくり、こちらをできる限り早く実現していただくようお願いさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、大きな1番、町の財政状況につきまして再質問させていただきます。（1）の町の財政状況を分析した結果、今後の財政運営にどのように反映していくのかについてでございます。町長からも答弁ございましたが、昨年も財政状況の分析結果を伺わせていただきましたが、やはりあまり変わることなく、今回も令和2年度決算の状況を聞かせていただきました。昨年度は公債費の減少、財政調整基金等の基金について、震災以前以上の金額を保持できたという一方、経常収支比率高比率による財政の硬直化に加えて、人口減少や新型コロナウイルス蔓延などによる税収減や町有施設の維持管理や運営費の増大により今後の財政運営の足かせになると昨年もご答弁いただいたところです。昨年に引き続きまして、町の財政状況が改善されたというにはあまり見えないことから、町政に関わる全ての人が町の財政状況を認識し、将来の富岡町を見据えた上で事業計画や予算要求をすることが必要であると考え、今回も伺わせていただいたところです。

理由の一つといたしまして、昨年に引き続き経常収支比率が高く、柔軟な事業展開ができない。非常に危険な状況にあるにもかかわらず様々な新しい事業が展開され、将来の財源等は大丈夫なのかなという懸念があったことから、経常収支比率につきましては9月の定例会で代表監査委員からも意見書が出されましたが、一般的には町村にあっては75%以内に収まることが妥当であると言われていた中で、富岡町は経常収支比率が99.5%と危険範囲を超えております。そして、財政構造は硬直化している状況であります。昨年度は99.6%でありましたので、0.1%改善しているところではあります、大きく改善されたものではございません。昨年も申し上げましたが、町民税や固定資産税などの経常的な収入よりも、人件費や施設管理費などの経常的支出が上回ってしまいますと経常収支比率が100%を超え、赤字体質の財政運営となってしまいます。こういった中で新しい事業をするためには、どこからかお金を持ってこなければなりません。

富岡町は財政調整基金や比較的自由度の高い町勢振興基金や特定廃棄物処理に関する地域振興交付金基金、こういった充当できる基金がありますので、当面は対応ができるかと思いますが、毎年増えていくような基金ではないため限度がございます。今年アーカイブ施設や地域交流館が開館いたしました。さらには共生型のサポートセンターも開所いたします。3施設とも大きな施設ですので、施設の維持管理費や運営費は大きな金額となります。令和2年度で経常収支比率99.5%、そういったことを考えますと、令和3年度の決算は100%を超えてしまう可能性も出てきます。100%を超えれば、基金などのお金を常に充当しなければ管理していけない状況となります。先ほども申し上げましたが、基金は無限にあるものではございません。基金がなくなれば、町の復興に必要な事業だとしても施設を管理し続け、サービスを提供することは不可能になります。経常収支比率を急激に下げるとは非常に難しいことですので、最低限100%を超えることないように運用していかなければならないと思います。具体的にどのような方策をもって改善されるのかをお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） いろいろとご心配をいただいて、大変ありがたいと思います。議員ご指摘のように、令和2年度の決算から経常収支比率は99.5%と非常に高い値となっております。本町の経常収支比率が非常に高い値となっていることにつきましては、経常収支比率の経常収入の大きな柱であります固定資産税のうち、法令等により減免されている帰還困難区域の固定資産税分や福島特措法に係る均一課税分の震災復興特別交付税での補填による収入が臨時収入と算定上扱われることから、経常収入に算入されないということが大きな要因であると考えております。単純にこの補填分を経常収入と入れた場合について算定しますと大きく経常収支比率は改善されると今のところ我々は考えているところです。令和2年度決算から算定される各財政指標につきましては、例えば10%以下が望ましいとされる公債費比率が0.8%、それから財政力指数が0.86でございまして、財政調整基金も50億円程度以上のところを積立て額を確保しているといった状況でございまして、それから新たな起債も行わずに財政運営ができているというところを考えますと、類似の団体と比較してもそれほど遜色のない財政運営をしているだろうと我々は捉えるところです。また、基礎的財政収支、プライマリーバランスについても震災後ここ数年間においてはプラスの状態を続けている、令和2年度については前年度の大型継続事業が終わって、前年度に収入した分を次年度に支出しているといった関係上マイナスになっておりますけれども、実質的にはプラスの状態は今も継続しているといったところではございますので、繰り返しになりますが、類似のほかの団体と比較しても遜色のない財政運営と言えると思います。

しかしながら、税収入の今後の動向が不透明な状況、町長は確実性を持って言える状況にはないとおっしゃいましたが、不透明な状況でございまして、それから施設維持管理費の増加傾向が続くということも想定しておりますので、事業評価の結果に基づいて各種事業のスクラップ・アンド・ビルド、これについては継続していくことはもちろんのこと、町有施設の電気供給計画の見直しだったり、公用車の台数の削減などというところを既に行っているところでございまして、需用費をはじめ経常経費の低減を意識した予算編成に努めているところでございます。今後もこの態度については継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。プライマリーバランスの黒字ということで安心はさせていただきましたが、基本的に固定資産税の減免分が、特別交付税等で補填されているという状況もありまして、その特別交付税自体もいつまで続くのかも分からない状況で、なかなか難しいかと思っておりますが、こちらは引き続き町税の確保に向けてぜひ進めていただきたいと思っております。昨年も財政硬直化の改善に向けて答弁いただいたところなのですが、令和3年度実際に行動に移したもので効果が出たもの、あるいは効果があまり見えなかったもの、具体的にございましたらお教

えください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 実際行動したのものとしてとしましては、役場庁舎における電気供給の契約見直させていただきまして、新電力に切り替えさせていただいたと。これによって年間150万円から200万円程度の使用料を縮減できたというところが1つ。それから、公用車の台数につきましては現在63台になっておりまして、前年度から比較して5台ほど減らしていると。こういう僅かな取組でございしますが、これらの取組を続けているといったところになります。それから、令和3年度予算、当初予算の編成においての調整においては、光熱水費や消耗品などの需用費を中心に前年度実績に基づく全体的な減額調整を行いまして、令和2年度当初予算と比較しますと需用費の部分だけで約6%程度減じることができたということになっております。

しかしながら、議員ご質問の中でもおっしゃっていただいたように、アーカイブミュージアム等々の新しい施設ができて、その光熱水費を計上もしておりますので、その分を差し引くと実際のところ0.12%の需用費減にとどまっているといったところ、予算編成上はそのような取組をしたけれども、あまり大きな変化は確保できなかったというところになります。繰り返しになりますが、これらの態度につきましては、今後とも継続してまいりたいと思いますので、ご支援、それからご指導方よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。支出の減額につきましては、様々皆様にご努力いただいているところかと思ひます。なかなか急に20%、30%下げるなんていうことは不可能ですので、少しずつ減らしていくとか、そういったこつこつ進めていくことが重要かと思ひますので、ぜひこういったことを引き続きやっていただきたいなと思ひております。これから移住、定住を促進する上でも、こういった財源必要となってくると思ひます。子育て世帯の支援ともなりますが、放課後児童クラブ、こちらも運営開始されます。経常収支比率が高い状態で改善されないと、どうしても基金や補助金なしに新しい事業が展開できなくなってしまうので、そうならないよう経常収支比率の改善と併せて基金管理、こちらにも努めていただきたいと思ひます。一応（1）につきましては、以上で終わらせていただきます。

続きまして、（2）、町政運営していくための根本である町税の確保についてどのように考えているのかについて伺いました。先ほども申し上げましたが、富岡町の復興を進める上でも新しい事業を企画立案し、復興に寄与する事業を展開していくことが必要となるところですが、限度のある基金に頼るのではなく、なるべく町税などの一般財源を確保し、その範囲内で実施できる状態をつくるのが重要だと考えたことから今回伺わせていただきました。先ほどの経常収支の話とも関連するかと思ひますが、富岡町が復興するためには様々な事業を打っていかなくてはなりません。しかしながら、経

常収支比率が高いこともあり、補助金や交付金の対象事業以外基金に頼らなければならない現状であります。昨年も申し上げましたが、我々世代が何年後かに財政調整基金や町勢振興基金などを使い切ってしまう、未来の世代が事業展開しようとしたときに予算がなくて富岡町発展のチャンスを逃してしまうことのないよう、膨大な予算を必要とするような事業は慎重に検討していただき、町税などの経常的な収入を得られる仕組みづくりを今から真剣に考えるべきだと思いますが、町の見解をお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 議員おっしゃるように、今後の町発展のチャンスを逃さないためには、各事業の実施について慎重に検討してまいるといった態度が必要であるということは同じ考えだと思います。町発展のために真に必要な事業につきましても、ひるむことなく積極的に財政支出をしていくことも必要だと併せて考えているところでございまして、税収入の安定的な確保のためには町内居住者の拡大というところは当然必要でございますが、交流人口、関係人口の拡大というところも必要でございます。このような人口の拡大に伴って、町内に様々な需要が生まれる。その需要が新たな需要を生むといったような、そういうようなこの好循環というところを生み出していくことで、税は安定的に確保されるものだと思っておりますので、繰り返しになりますが、このための財政支出については、真に必要な財政支出については積極的に支出していくという態度でおりますので、そのところはご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。まさに真に必要な部分につきましては、しっかりと財政出動していただいて、町づくりに対してしっかりと運営していただきたいと思いますと思っております。本当に真に必要なものが出たときに、予算がないとか、基金がないとなる状況になるのが一番まずいのかなと思っておりますので、その辺の基金管理等もぜひしっかりと進めていただきたいと思います。

町税につきましてもう一つ、災害が起こる前から町税の大幅な減収は問題になっていたかと思えます。町税のピークは、平成4年度決算で約60億円ありました。震災直前の平成21年度決算では、約31億円と半減しております。令和2年度決算におきましても、先ほどありましたが、約21億円となっております。このまま何も対応しなければ、町税は減少の一途をたどるのみです。このような状況に、復興のためとはいえ様々な新しい事業を展開していくこと、特に新しい施設を整備することを不安に思っている町民も現在いらっしゃいます。町税などを増やすことは一足飛びにはいきませんし、一獲千金を狙うような事業は必ず失敗します。地味で目立たなく、時間もかかりますが、個人の方一人一人、企業一つ一つに営業をかけて、富岡町に来ていただくような活動が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 今ほどの質問につきましては、各担当に及ぶものですから、全体的なお話ということにはなりませんけれども、質問いただいた内容をそのまま我々もそのように考えているとご認識をいただければと思います。その上でどのような行動をするかということについては、各担当いろいろありますけれども、一つ基金管理しっかりやります。基金管理はしっかりやりますけれども、基金を取り崩して財政出動するためには、町長も答弁の中でおっしゃいましたけれども、スクラップ・アンド・ビルドというところが非常に大事だろうとっております。これまで目に見えない、それから感じるができなかったかもしれませんが、町がスクラップ・アンド・ビルドというふうな形で捉えているところについて何点かお話をし、ご質問の回答とさせていただきたいと思っておりますのでご了解ください。

一つについては、町営住宅、それから学校、児童館など、必要に合わせた数を確保する。これは、例えば4つあったものを1つに統合するとか、そういう形でこれも一つ、スクラップ・アンド・ビルドの展開だろうとっております。それから、最近ですと町営診療所の民営化といいますか、町営から民営に町営診療所を移したというようなところも一つ、その観点でいえばそういうことだろうと思えます。それから、必要な機能を確保しつつも段階的な規模縮小をしている町外事務所といったところの対応も、これもスクラップ・アンド・ビルドという対応の一つだと思っております。今後においても補助金、助成金の見直しであったり、これまで継続してきた各種事業の見直し、これらをしっかりとやりながら、基金管理と併せて財政運営をしていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） それでは、私からは計画、総合的な夢という形になりますが、それから申し上げたいと思えます。

まず、現に今の富岡町というのはあの日からの復旧復興を目指して取り組む中、まずほか自治体と同様な形で生活できる場をつくっていこうというのが当初27年にはあったかと思えます。それを目掛けて、今の第二次復興計画があり、それに基づいて様々な事業によって今の富岡町の姿になっております。今ほどの予算関係になると、身の丈に合ったという言葉が適切かと思えますが、それを踏まえながらも夢というものも追いかけていかなければいけないということも考えなければいけない。さらに、別な突発的な、例えば新型コロナ関係のこともあったりとかするとそれにも対応しなければいけない。様々な多角的な目を持った事業展開と予算という流れの中で、いかに人を呼び込んで、町内で需要を高めていくということが大事かと思っております。その中では、行政だけが取り組むべきではなく、来た人々がどうやって地域に経済を回すような活動、例えば商工関係で店に寄っていただくとか、そうすると店をどうするかということも考えていただかなければいけないし、さらには行政に頼らない予

算執行という形で、町民1人の、例えばですが、ごみ拾い一つだとしても、それでもかなり貢献できるのではないかと考えています。町づくりに関して様々皆さんの力がなければ進まないということをもう一度ちょっと改めて認識することが必要かと思えますし、そうなるように計画の中でも加えていければなと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） まず、税収の増ということで移住、定住等の施策ということで申し上げたいと思います。

まず、農業部門におきましては、研修生の受入れと、あと地域おこし協力隊等におきまして移住、定住等の施策を進めております。今ほど企画課長からもありましたが、人を呼び込んで寄ってもらうような環境づくりということですので、そちらにつきましてはしっかりと商工会、観光協会等といろいろと協議を進めていきたいと考えております。人を呼び込むということで、町全体としての施策になると思いますので、全課で協力をして実施をしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 税務課長。

○税務課長（志賀智秀君） 総務課長や企画課長が答えられたことが本筋でございますが、税の確保で1点だけ、一手法としてお話しします。法定外税についてでございます。税収を確保する仕組みとして、自主財源の確保や特定の財政需要に対応するため法定外税を新設するという手法がございます。法定外税というのは、市町村民税や固定資産税のように地方税法に定められている税目以外で自治体が条例により独自で創設する税でありまして、地方税法の要件に反しない限り、総務大臣の同意を経て法定外税を設けることができるとされております。法定外税には、税収の用途が限定されていない法定外普通税と、特定の人にのみ税収を充てることのできる法定外目的税があります。

全国的な導入状況ですが、法定外普通税については都道府県で13団体、市町村で6団体、法定外目的税は都道府県が30団体、市町村が8団体となっております。町の導入事例として、神奈川県山北町というところでは町道を走る砂利運搬のダンプカーが騒音、振動、砂じん、道路損傷等の問題を引き起していることに目をつけて、町道の拡幅、改良、舗装、交通安全施設の整備等の財源に充てるため、法定外普通税として砂利採取税を新設しております。課税標準は岩石及び砂利の採取料で、税率は岩石が1㎡当たり10円、砂利が1㎡当たり15円とのことでございます。また、静岡県の富士河口湖町というところでは、ブラックバス釣りの人気が高まり、釣り人の増加とともに河口湖周辺の違法駐車やトイレ不足による汚染行為、釣り糸及びワームの放置による環境への悪影響が問題となり、法定外目的税として遊漁税を導入し、税額は1回200円、税収は環境整備と環境美化の財源として使用されているとのことでございます。

以上、山北町と富士河口湖町の例を紹介しましたが、法定外税は全国的にはまだまだ導入自治体は

少ないのが現状で、クリアすべき課題も多く、導入に当たってはかなりハードルは高いと思われますが、将来的には税収を確保する一手法としては一考の余地はあるかと思えます。

税務課としては以上でございます。

○議長（高橋 実君） 副町長。

○副町長（高野 剛君） ただいまの税務課長の答弁の補足をさせていただきます。

目的外税といいますのは、これは将来的にはこういった手法もございますので、検討はやぶさかではありませんというところであります。こういった法定外の税を新設した場合、例えばそういった経済活動ですとか、誘客等の阻害になってくるという側面もございますので、慎重に検討しなければならないと思っております。ただいま富岡町の現状といたしましては、交流人口の増加、関係人口の増加、さらには居住人口の増加ということで、町のにぎわいを活発にしていくということが最大のミッションと考えてございます。さらにはめり張りをつけた施設整備、予算運用というところで、例えばになります、現在整備中の特別養護老人ホームでありますとか、子供の居場所づくりでありますとか、町民生活に必須でありますサービスについて、しっかりと提供を行っていくということを、こちらは必要に応じてしっかりと検討してまいるということを今後の当初予算においても検討してまいりたいと思っております。今後の歳入確保につきましては、あらゆる手段を検討してまいらなければならないという認識でございます。補足とさせていただきます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 様々答弁いただきまして、ありがとうございます。スクラップ・アンド・ビルドも現に進みつつあり、企画課長からも夢を追いかけて、人を呼んで、需要を増やすという力強いお言葉をいただきました。町づくりには我々行政であったり、議員であったり、それだけでは多分つくっていきけるものではなく、先ほど企画課長おっしゃった民間の人の協力、そういったものが不可欠だと思います。あと、法定外税につきましては、私としても法定外税を取って町づくりをやっていくということはなかなか難しいのかなと。できればやらないほうが良いような状況をつくっていただきたい、そういった思いであります。こちらにつきましては、ぜひそうならないように財政運用等をしていただきたいと思っております。私も役場職員として在職しておりました。震災直前まで財政調整基金を数年で使い切ってしまうような、そういった厳しい財政状況に陥っていたかと思えます。現在も復興事業を除けば、根本的な町の財政規模はあまり変わらないように思いますので、その当時、厳しかった当時を思い出しながらシビアに予算編成していただき、財源の確保に本腰を入れていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。（2）につきましては、これで終わらせていただきます。

続きまして、大きな2番、これからの町づくりについてです。富岡町が町づくりを進めていく上で、災害からの復興だけではなく、全国的な人口減少、少子高齢化や新型コロナウイルス感染拡大などの社会的問題等も踏まえながら町づくりをしなければならず、今まで以上に柔軟な町政運営を図る必要

があると考え、今回質問させていただきました。理由の一つといたしまして、現在富岡町においては、復興計画やアクションプランを作成していただき、町民に対して道しるべとして、帰還に向けての夢や希望を与えていただいているところですが、当たり前ですが、富岡町を取り巻く状況だけを基に復興計画は作成されていることから、複合災害からの復興を目標に計画がつけられているものと思います。しかしながら、現在日本を取り巻く環境も厳しい状態であることから、富岡町だけを見るのではなく、日本が抱えている社会的問題を含めながら、復興計画やアクションプランを検討していかなければ真の復興にたどり着けないのではないかと考えました。2020年に国勢調査が行われましたが、今回の調査では福島県の人口が8万人も減少し、高齢化率が31.7%で前回調査より3.1ポイント増加したとの報道がありました。生産年齢人口とされる15歳から64歳の人口に至っては9万1,000人の減少だったそうです。全国的な人口減少に少子高齢化、新型コロナウイルスに関する問題は富岡町においても襲ってきていることです。先ほどもお話ししましたが、町税の確保だけではなく、人口減少による空き家、空き地対策、また需要が減ることによる町内企業などへの支援など、全国的な社会的問題を含めて考えていかなければならないと思います。令和2年3月に復興計画（第二次）後期や復興再生計画アクションプランが出されたばかりですが、富岡町の置かれる情勢は刻一刻と変わってきておりますので、復興計画等の検討及び見直しは常にしていくものだと考えますが、町の見解をお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 今の富岡の姿というのは、先ほども答弁させていただきましたが、第二次復興計画がベースになって動いております。それに基づいて事務執行を携わっておりますし、また今回議場で配付されました定期監査報告書の中でもしっかりそれに基づいてやっていく、予算をしっかりとつけてやっていくという形でご指導をいただいたところであります。計画の見直し関係でございますが、それらも踏まえながら今般事業評価という形をさせていただき、手前みそではなく、広く町民の方にもご理解いただくような形で公表させていただきました。平成27年の計画が今令和時代のときに合うのかという形になるとまたちょっとニュアンスが違いただろうと考えてございます。今ほどご指導いただきました人口減少の話しかり、新型コロナ感染症関係の対策もあり、時にはそれに対応しなければいけないという部分がありますが、計画に突然出てくるものは反映することはできないと考えてございますが、柔軟な計画の運営というか、方針は変えずにそのまま計画はちょっとストップするという勇気も必要かと思っています。状態に応じて適宜その計画、今取り組むべきかみたいな形もしっかりと庁内、執行部の中で議論しながら、時には英断という形で計画の見直しということも必要かと思っておりますので、そちらについては常に念頭に入れながら今後も執行してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） 新型コロナウイルスに関しましては、現在第5波の感染の状況が

落ち着いている状況であります。オミクロン株ですか、こちらの新たな変異株が出てきたりとか、あと今後第6波の感染の拡大というのがどうしても懸念されているという状況でありますので、こちらについて常に状況を把握しながら、町の状況とも照らし合わせて、どのような形で進んでいくのがいいかというのを常に考えながら、またワクチンの接種なんかも含めまして総合的に判断をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） 少子高齢化につきましても、家族がいて戻ってこれないという町民の方々が多くございます。ただ、ハード事業につきましても、全庁を挙げて着々と整備は進めておりますので、私ども福祉課といたしましてはソフト事業に注視することになります。子育て世帯への奨励金等も10年スパンで現在行っているところでございます。現在のところですが、そちらにつきましても、昨年度の実績で申し上げますが、転入されてくるご家族の方18件いらっしゃいました。そこで15歳未満の方々につきましても、3年間ですけれども、1か月につきましてお一人当たり1万5,000円補助を出してございます。こちら昨年度実績になります。48世帯のお子さん方、約80人です。そちらの制度を利用して町内で生活していただいております。今後この制度の拡充と申しますか、現在どのような生活を皆さんされているかということを確認しながら、制度のよしあしも含めまして、我々としてはできることを展開してまいりたいと思っております。なお、現在整備中の共生型サポート拠点施設の中にトータルサポートセンターがございます。そちらにつきましても、高齢者のみならず、お子さんでも、あるいは子育て世帯の方々が料理教室など展開していただけるような事業も我々としては実施していきたいと考えてございますので、できることを粛々とですが、やらせていただきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。企画課長からは事業評価もされていますし、私も事業計画の評価見させていただきました。やはり事業を評価していくこと、こういったものはスクラップ・アンド・ビルドをする上でも重要なことだと思います。あと、やはり人口減少、そういったものについては魅力がない町ではなかなか来ていただくことができないと思いますので、先ほど7番議員からもありましたとおり、夜の森地区も含めて、夜の森地区には共生型サポートセンター、それから放課後児童クラブ、こちらができますので、そちらを拠点に発展させていただきたいなと思っております。それに併せまして、今回大きな判断していただいたことございますが、復興再生計画のアクションプラン等にも計画されております健康増進施設整備事業につきましても、今回一時的ではありませんけれども、ストップしたこと、こちら大きな判断をしていただいたところかと思っております。新型コロナウイルスに関する影響が大きいことなどから、当初に想定したことが履行できないと判断されたためですけれども、復興計画にあるからとどんな状況になっても突き進むことはしない富岡町の柔

軟な姿勢に安堵したところでございます。無理にサービスを提供することで町の負担が大きくなって財政破綻に追い込まれては本末転倒となります。さきの質問でも申し上げましたが、使途が指定されない町税などの一般財源を確保できる仕組みをつくるのが町づくりを進めていく上で重要だと考えております。

私を知る範囲で、住民や交流人口などが増え、財源も確保できたという自治体は民間主導の公民連携の町づくりがうまく機能している自治体でした。町づくり会社や地域企業が主体となって町づくりをする、あるいは町づくり担当の役場職員が大学に通い、公民連携や経営学について学ぶことでビジネス現場で使われる、そういったようなマーケティングや経営戦略の立て方を習得し、政策立案をしている自治体もでございます。震災による復興事業以外は、国や県の補助金や交付金になるべく頼ることなく、自身で財源を確保し、確保した財源の範囲で事業を実施していく努力をすることが自立した持続可能な町政運営を実現させるものと思っております。人や物、お金、そういったものの資本がなるべく町外に流出しないように、先ほど総務課長と町長の説明にもあったかと思いますが、富岡町でそういった需要と供給のサイクルがうまく循環する、そういった町づくりを目指すことが必要であると思っておりますが、町の見解をお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ただいまご質問の中でのキーワードという形で私に入ってきたのが、やっぱり官民連携という形、それから持続可能という言葉が私の中でちょっと響きましたので、その官民連携という中で言えば当然行政だけで物事が動くわけではなく、民間企業の協力、その活発化によって経済は回るものであって、またいい循環が生まれるものかと思っております。まさに夢に向かっていく計画づくりというのは必要でありますし、それに向かうための事業組立てというのは必要であります。まずは先ほども申し上げたとおり、身の丈に合った、今いる人口の中でどれだけ町が進められるかということも考えつつ、今復興に進む中ではどれだけ国や県の補助等をいただきながら、必要な財源をいただくという形の視点を持ちながら復興も進めなければいけない。まさに難しいところではございますが、しっかりと身の丈に合ったという部分は注意しなければいけませんし、町だけで完結できないものについては近隣自治体のご協力もいただいて、お互いに支え合いながら、助け合いながら進んでいくというのが今のところこの地域では適切なことかなと思っております。現に人が回って経済を回すという形であれば、例えば廃炉資料館だったり、アーカイブ施設だったり、教育施設関係がぐるぐる回るような仕組みを構築して、今その流れになり、アーカイブにしても、地域交流館にしても多くの方々が利用しているのは現にございます。あとはそれをどうやって経済に回すかということになってきますので、まだまだやらなければいけないことはあるかとは思っておりますが、それについては取り組んでまいります。一方できっかけづくりというのも行政がやらなければいけない部分は多少なりともあると思っております。そこについては、しっかりと予算が絡むことですので、議員各位のご指導等いただきながら、またその議論しながら進めていければと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。先ほども申し上げましたが、民間の方たちの協力なしには多分町づくりはうまくいかないと思います。民間の業者であったり、民間の方たちが栄えることで町の税収もアップしますし、そういったところで財源の確保が見込めるのかと思います。私としても循環型の町づくりを目指すためには、現状の町民の思いや社会情勢を見極めて、計画等見直しできる環境をつくったほうが実現しやすいのかなと思っています。簡単にというのは難しいところではございますが、修正や見直しができれば、例えばですが更地になったリフレ富岡の跡地を見ますと広大ですばらしい土地だと改めて思ったところではありますが、今計画されており、町の負担がとてつもなく大きい健康増進施設整備ではないほかの可能性がないか私のほうで探ったところ、実際に実施されている自治体あるのですが、有効な土地利用を民間企業にプロポーザルで提案させて、町と思惑が一致した民間企業に土地を提供し使用してもらうということも検討できるのではないかなと思ったところ。このような事業展開のほうが、急がば回れという言葉はありますけれども、思惑が一致する企業になかなか出会えない、そういったこともあったり、時間がかかり過ぎて手間がかかる、そんなこともあるかもしれませんが、先ほども申し上げましたが、固定資産税や法人税などの収入を得る可能性もありながら建設コストもかからない、私たちが思いもつかないような夜の森地区のシンボリックな拠点となり得るものができるのではないかと思ったところ。長い間検討してつくられたアクションプラン等です。修正や見直しをするというのは、検討委員の皆さんの苦労や国との調整をしなければならぬことから大変難しいこととは承知しております。計画を変更させることは大きな決断が必要になると思いますが、ぜひ軌道修正をしていただきながらよりよい町づくりをしていただきたいと切に思っているところです。7番議員からもありましたが、町長の所信表明、こちらで物から人への事業の主体をシフトさせなければならぬと、財政の健全性を確保し、前例にとらわれることなくスクラップ・アンド・ビルドを徹底的に意識した事業展開に未来志向の考えで取り組むと力強いお言葉いただきましたので、答弁かぶるところがあるかと思いますが、町の見解を教えてください。

○議長（高橋 実君） 副町長。

○副町長（高野 剛君） リフレについてお答えしたいと思います。

リフレにつきましては、夜の森地区の交流含めまして、拠点施設として非常に重要なものである、震災前も非常に重要な施設であったと認識をしております。しかしながら、震災前と以後で大きく状況が異なっているというところ、あともう一つ、今回一旦立ち止まらせていただいた大きなものとしたしまして、新型コロナに対応するために新しい生活様式というところで、こちら皆さん旅行ですとか余暇の過ごし方の形態が変わってきてございます。こうしたことを踏まえますと、このリフレを採算性のある施設として、できれば収支については黒字が望ましいのでありますが、できるだけ赤字を生まないようにという視点で再度検討が必要という認識を持ってございます。規模ですとか、あ

とは中身と申しますか、機能についても再度検討いただいた結果はございますけれども、そうした既存の計画については引き続き尊重しながらも、必要な改修、改めるところは改めるところは必要と考えております。そういったのを改めるに当たりまして、民間企業の意見を取り入れていくということ、これも非常に有効な手段と考えておりますので、そういった改め方も含めて慎重に検討してまいりたいと考えております。しかしながら、今この段でどのぐらいのスケジュールでということはまだ申し上げられるような段に至っておりませんので、その点だけご承知いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。健康増進施設につきましては、震災以前も振興公社から町に、振興公社が解散しまして、直営となった経緯もございます。そういったことも含めて、慎重に検討していただいて、健康増進センターの在り方、そういったものもしっかりと検討していただければと思います。職員の皆さんには大きな負担をかけることばかり申し上げてきましたが、ここは大きな失敗ができないところかと思っております。当たり前ですが、私も微力ながら協力させていただきますので、できるだけ現状を的確に捉え、計画にとらわれ過ぎない、状況に応じた柔軟な運用をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

最後になります。改めまして、富岡町の財政状況につきましては、私も含め、町政運営に関わる全ての人に常に意識していただくためにも、決算の分析がされたであろうこの時期には同じような一般質問をさせていただきたいと思っております。固定費にも充当している廃炉交付金など、なくなることが決まっている財源もございますので、財源の確保なしには新しい事業はなかなかできないということを常に意識しながら、今の世代で財源を使い果たすことのないよう、未来の世代のことを考えた町づくりを最後お願いいたしまして、私の一般質問を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君の一般質問を以上で終わります。

午後1時まで休議に入ります。

休 議 （午前11時44分）

---

再 開 （午後 1時00分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

続いて、6番、遠藤一善君の登壇を許します。

6番、遠藤一善君。

〔6番（遠藤一善君）登壇〕

○6番（遠藤一善君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に基づき、一般質問をい

たします。

まず、第1に移住者の定住に向けた住宅確保施策についてであります。現在町では、民間のアパートも含め、町としてはみなし型の借り上げということで、先日の委員会等でもありましたが、十分人は入っているようです。新たにまた設けるようですが、あくまでも共同住宅タイプということで、移住者にとっての施策と捉えております。やはり定住というのは、ここに腰を落ち着けて長く住んでもらう人を増やしていくという考えということでの質問をさせていただきます。本当に皆さんのいろいろな形での取組の成果が出て、移住者が増えてきていると思います。家族連れで来ていただける方も増えていると思います。ただ、現在そういう方で早くに居を構えたいと願っている人も少なからずいることも事実であります。ご存じのように、通常の戸建ての住宅というのはなかなか現在物が、物というよりもそういう住宅が町内に存在していないのが事実です。宅地がたくさん空いているわけで、そこに新築をするという考えもあろうかと思うのですが、やはり今このコロナ禍でさらに拍車がかかり、物価の高騰で材料の不足とかいろいろなことも含めて、住宅を建てるということが非常に難しい状態にあります。例えば新しく住んでこられた方が現金で建てるならともかく、住宅ローンとかそういうものを組もうとしますと一定の勤務期間要件とか、そういうものが発生してきます。その中でやっていきますと、なかなか簡単に新築物件を建てるということは難しい状態にあらうかと思いません。みなしの町営住宅もどんどん、どんどん増やしていくというわけにもいかない現状でいけば、やはりそこに移住してきてくれた人で希望する方は戸建ての建物に移っていくということが必要かと思えます。幸いにも特定復興拠点ということで、比較的住宅の多かった夜の森地区の避難指示解除がある程度先に見えてくるようになった今、壊されてしまうということに若干ブレーキをかけて、有効に活用していただきたいという家主、そういう方々に安心感を与える施策が必要だと考えております。やはり10年間誰も住まなかったところですので、なかなか本当に借りてくれるの、本当に買ってくれるのというようなことがあります。そのところをきちっと施策をしていかないと、新たな定住者というのはできないと思っているのですが、当然執行部もその辺は感じていると思うのですが、現実的に2年後、来年、再来年に向けてどういう施策を検討しているのかお聞かせください。

それから、大きな2番目、特定復興再生拠点解除に向けた具体的なスケジュールについてということで、(1)の立入規制緩和の時期が不明でしたが、詳細な日程とバリケード開放の具体案はということで、これは先日全員協議会でも見通しがされたわけですが、実際に正式な決定なのか。冒頭に国と内閣府との調整も進んでいるという話なのですが、その辺をもう一度きちっとお聞かせください。

(2)、準備宿泊の開始は令和4年春となっているが、より具体的な開始目標はということで、これはもうそのままでございます。春といってももう数か月先ですので、この辺である程度見通しを立てていただかないと準備もありますので、ぜひともよろしく願いいたします。

以上、2点よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君の一般質問について町長の答弁を求めます。  
町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 6番、遠藤一善議員の質問にお答えいたします。

1、移住者の定住に向けた住宅確保施策について。（1）、町営住宅等の整備により当町に移住する家族は確実に増えていますが、町内の戸建て住宅が不足しており、定住化に向けた新たな住宅確保施策が必要と考えるが、町の考えはについてお答えいたします。移住を希望される方々に本町を選択していただくためには、優良で安定した住宅が確保され、速やかに入居できる状態となっていることがまずは必要であると考えているところであります。町といたしましては、移住初期において住宅を安定的に供給することにより、これらの住宅の入居を足がかりとして定住に向けた準備を進めていただきたいと、既に借り上げ型町営住宅として24戸の住宅を運営しております。加えて、来月より2LDKタイプ4戸と、1LDKタイプ14戸の集合住宅を新たに移住、定住促進住宅としてご案内する準備を進めているところであります。また、現状において公共提供住宅を含め、賃貸物件となり得る戸建て住宅が町内に不足する状況であり、ニーズに沿った住まいの確保が課題であると認識するところでありますので、町有地の活用を検討する中で住宅用地の提供などを含め、多様な形態の住宅を様々な手法により確保することの検討を引き続き行ってまいります。

次に、2、特定復興再生拠点解除に向けた具体的なスケジュールについて。（1）、立入規制緩和の時期が令和4年1月から2月となっているが、より詳細な日程とバリケード開放の具体案はについてお答えいたします。国の原子力災害対策本部では、特定復興再生拠点区域において、避難指示解除に向けたインフラ整備や住民の帰還準備を加速するため、バリケードなどの物理的な防護措置を実施しない立入規制緩和の区域設定を可能としております。町は、先日開催されました全員協議会において、立入規制緩和については令和4年1月26日の午前9時とし、懸念される防犯、防火に関して、警察署、消防署の助言と犯罪の未然防止、火災予防対策により、制限なしの立入規制緩和を提案いたし、議員各位のご理解をいただいたところであり、現在国との最終協議、調整を進めております。立入規制緩和当日は、指定時刻に内閣府管理の入退出ゲート7か所の一斉開放と新たに設ける2か所の新ゲートの運用を開始する考えであり、続いて交通に支障があるバリケードの開放または撤去作業を午前中に行い、残りのバリケードについては3か月ほどかけ、順次撤去される予定であります。町といたしましては、立入規制緩和が円滑に実施されるよう町民の皆様への周知に努めるとともに、関係機関と緊密に連携し、しっかりと準備を進めてまいります。

次に、（2）、準備宿泊の開始は令和4年春頃となっているが、より具体的な開始目標はについてお答えいたします。町は、除染や解体工事、上下水道等の社会インフラ復旧等の整備工程から、令和2年9月議会に令和4年春頃の準備宿泊開始が理想とお示したところであり、その目標を国や県、関係機関が共有するとともに、その実現に向けた取組を進めております。特定復興再生拠点区域内にお

ける復旧の進捗状況は、道路交通面での安全確保や電気、水道等の供給開始に向けた準備は年度内におおむね整いつつある一方、除染や解体工事に遅れが生じており、準備宿泊の開始時期の見極めに時間を要しております。また、除染後における事後モニタリングの結果の個別報告についても遅れが生じているとの報告を受けており、準備宿泊を希望される方々にとっても判断する材料が乏しい状態にあります。準備宿泊の開始目標を数か月先に控えたこの時期を踏まえると、議員各位からのご意見を伺い、準備宿泊を希望される方々に詳細を案内すべきところではありますが、十分に承知しておりますが、それを実現できない現況にもどかしさと心苦しさを感じております。私としましては、長きにわたり避難指示解除を心待ちにしている町民の皆様の心情に伝えるためにも、準備宿泊の開始時期については住宅の清掃や移転準備の混雑を避け、ご家族の精神的、時間的な面を考慮し、暦の上ではゴールデンウイーク頃が理想的であると考えております。引き続き、除染や解体、社会インフラ等における復旧工事の進捗や空間線量率の検証を行えるよう関係機関との調整を進め、しかるべき時期に議会のご意見を伺う機会を設けますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 再質問に入ります。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） まず、住宅確保施策についてであります。今町長の答弁にも借上げの集合住宅が本当にうまくいっているということがありました。先ほども申しましたように、やはりこれはあくまでも移住政策であって、定住政策ではないと考えております。その中で、定住政策としては町有地の開放とかという形で今答弁がありました。先ほども述べましたように更地の土地の提供があってもなかなか上物を造るところにまだ達していないのが現実です。その中で、当然移住者も富岡町に骨を埋めるつもりで来ている方もいれば、当然状況を把握しようという方もいらっしゃいます。でも、そういう中でもここでずっといれると判断した人もいます。そうなってくると、そういう人たちにやはり速やかに一戸建ての住宅を供給というか、紹介してあげることが必要になってくるかと思うのです。以前空き家・空き地バンクという政策を行っていましたが、なかなか解除されてすぐの状態ですぐにうまく機能が果たせなかったということはあるのですけれども、今解除されて長く住んで、これから夜の森地区が4年前、5年前と同じような状況になってきたときに、新たな形で空き家・空き地バンクをきちっとした形で立て直しをして、移住者の方にそういう情報を提供するという形、特に移住、定住のセンターも富岡町に準備が進んでいるわけで、そういった考えは特に持っていないのか、改めて質問をいたします。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 議員ご質問の中で、定住政策とは何ぞやという形で空き家・空き地バンクの再構築といいますか、復活という話でご提案いただきました。この空き家・空き地バンク3年間実施した経過の中で、不動産関係の業者の方々といろいろとお話をさせていただいた経過がありますが、当然そのやり方ということもいろいろ考える部分はあるかと思っておりますけれども、終了した時点に

おいては、この事業については私たちに任せてくれという形の声が大半でありました。一つ提案させていただいたのが、共通の物件を同じような形で情報提供することができますかという話をさせていただいたところ、そこはちょっと遠慮したいという話が正直出たところであります。となりますと、新たなバンクの構築という形になるとまたちょっと一工夫も二工夫も知恵を絞らなければいけないところがありますし、ほかの自治体も結構やっておりますが、どこが成功しているかというところも事例もちょっと見なければいけないかと思っています。一般的な事例をちょっといろいろと調査した結果、やはり進んでないというのが現状でありますので、何がブレーキかかっているかということもしっかり見ながら、この件については検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 例えば郡内においても、状態が同じような浪江町等であっても富岡町の置かれている状況は全く違うと思います。空き家・空き地バンクそのものは国交省の事業でありますけれども、当然全国画一でいっているわけで、やはりこの富岡町に合った形の規定をつくらないといけないと思います。今企画課長からほかの事例ということがありましたけれども、多分どこの事例を見てもこの富岡の状態のところはないと思います。午前中の一般質問の中でも、これからの町づくりいろんな形で、町長からも、執行部からもスクラップ・アンド・ビルドという言葉が出ていましたけれども、これもやはり同じです。3年前の置かれている状況、そして今の状況、その中で目的はどうやって定住者にこの町に住んでもらって、長く住んでもらうという形を取るかということなので、それをどうするかということを考えていくのは当然知恵を絞らなければいけないことだと思います。なので、そこを早急にやらないとまた後回し、後回しになっていって、どんどん違うところ、当然富岡にいる人たちであっても定住先はどこにするかというのはまた決める権利があります。同じようにほかの町に移住してきている人たちも、どこに定住するかという決める権利はそれぞれの人が持っています。そのときに富岡町を定住先として選んでもらう、それが一番大切なことだと思うのです。そのために何が不足しているのかということを引きちと把握して、それにどう対処するかというのがこれからの大事な施策だと思うのですが、新たなところが大変なのは分かっていますけれども、やはり定住政策としてきちと考えをまとめていくという考えはございませんか。改めてお聞きします。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 当町においては、移住、定住政策関係でパッケージとして様々な福祉事業だったり、住宅関係の支援だったりとか提供させていただき、その情報を基に富岡町をチョイスしていただいている部分も多々あります。改めてそのパッケージとして見せることでさらにもっとという形になれば、先ほどおっしゃられたとおりの知恵を絞ることが必要かと思いますが、その知恵が簡単なものではないということは十分ご理解いただいているかと思っております。富岡にあったというのがまさにそのとおりであって、先行事例をコピーすることだけが能ではないと考えており、先行事例を見ながらどこがまずいのかということもありますし、また地域課題として残っている土地価

格とか、そちらもいろいろと見ながら、どういう形で施策、税金を投入していくという形は検討しなければいけないかと思っています。簡単に今この場でこうやります、あれやりますという形は出ないのが非常に苦しいところがございますが、その知恵というものを勉強しなければいけないかと思っておりますので、これからも取り組んでまいりますし、それをだだややる考えは一切ございません。いろいろと知恵を絞って出したいと思っています。例えばでございますが、今般国の制度で加速化交付金等々で移住、定住の強力なやつが出ました。それを基に、検討段階ではあったものの、どうやって借手、貸手がうまく調和できるかという形になると、やはり金融機関の、先ほど議員からもおっしゃられたとおり、住宅ローンの話が出たというところであります。そこでどうやって投入できるかということをいろいろ相談した結果、町ではなく、これは県事業という形になりますが、県と金融機関との協定を結んで、住宅ローンの5年間に限り金利下げるという話も出ております。やはり考えることは、富岡に限らずこの12町村同じことではございますが、しっかりその知恵をまた絞りに絞って取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 企画課とか執行部だけに知恵を絞れと言っているわけではなくて、4年前、5年前と大きく違うことは町内の不動産屋、業者、店舗、飲食店含めてまだまだ足りない状態ではありますが、いろんな形でいろんな人が戻ってきています。そういう中で移住者も現実にはいます。そういったところの民間の人の知恵とか、これこそ官民合同で物事を進めて、いい形を取っていく。今のこの富岡町の状態は、6割、7割の人が正解だと思う施策は多分ないのかと思います。もう十人十色のような状態ですから。ただ、一つ一つの目の前のことを解決していく。特に借手と貸手というのは、これはお金を貸すほうもそうですが、実際には売手なのか、貸手なのか分からないですけれども、富岡の建物を有効に使ってほしいと思っている方もたくさんいます。それが負の遺産というとらわれ方で壊されてしまうということも事実です。それをどうしたら最大公約数でうまくそれを求めている人に回るかということを考えていけばいいわけで、やはり早急にそういう民間の考えをうまく利用できるような体制を整えることも必要かと思うのですけれども、自分たちだけでやるのではなくて、住民も含めてみんなで考えるという体制を取っていただきたいと思うのですけれども、その辺についての考えはいかがですか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） まず、執行部だけの考え方ということには限りがございます。情報源も乏しい部分があります。また、既に富岡町を選んでいただいて生活している方々のご苦勞、その点もしっかりと把握しなければいけないと思っています。まさに今ご提案ありました点については、これからの町づくり、定住を含めてでございますが、その点で非常に大事な点でございますので、その点についてはしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） ぜひ官民合同のタッグで進めていただきたいと思いますので、また来年の予算までありますので、お金がかからない方法でやっていく方法もあるはずなので、ぜひお願いいたします。

続きまして、2番の拠点解除に向けた具体的なスケジュールですが、全員協議会でもありましたし、ずっと話がありますので、1月26日の9時に取りあえずまず7か所のゲートが開き、その後通行ということなので、多分道路のところのバリケードが外れていくということだと思っておりますが、先行で解除したところがある関係だったり、きわだったりするところで道路に面して直接道路から入らなければいけない家には、各自にバリケードがついているのですけれども、その辺のバリケードについてはどう話を進めているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） バリケードに関しましては全部で265個ございまして、バリケードの撤去については、先ほど議員からもありましたように、まずはゲート7か所、時間とともに開いて、そこから有人ゲートのところから人が近いところのいわゆる蛇腹式のゲート、開閉式のゲートを146か所をまず開けまして、さらにA型単管の部分も179個ほどあるのですが、そちらをまず開けることによりまして7割方のゲートが開くというような形になりますので、道路に面した住宅の蛇腹式のゲートが開くということになれば、入ることに対しては支障がなくなると考えてございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） そうすると、時間的な話になってくるのですけれども、当然人も数もいるので、まず7か所のゲートが9時に同時に開く。その後午前中のうちに、各家についているゲートも含めて開く。だから、午後からは皆さんどの家も自由に入れるとなるというふうな考えでよろしいのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） 開閉式のものと限られますが、そのようなものについては時間とともに、9時から午前中の間に順次開いていくというような形になります。あと、H鋼式の重いもの、こちらにつきましては人力ではなかなか開けることはできませんので、主要となる部分18か所は内閣府とも協議の上、当日撤去するという形になりますが、残る68個につきましては3か月ほどかけて撤去するという形になりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） ただいまのことである程度のは分かりました。

それから、先日の全員協議会の資料の中でそのときもちょっと話したのですけれども、1点だけ、

上下水道の使用に関する意向調査の実施というのがあったのですけれども、ここがちょっと納得がいかないのですけれども、当然避難指示解除に向けた準備宿泊、準備宿泊に向けたバリケードの撤去と立入規制緩和があるわけですけれども、実際に準備宿泊するというのはそこに泊まれるわけなので、泊まれるということは泊まれる前にいろんな点検をしなければいけないということがあろうかと思うのです、それぞれ泊まりたい人は。そんなに数が多くない中で、この上下水道の使用に関する意向調査が1月26日から始めてというのではちょっと遅いような気がするのですけれども、この辺のスケジュール感はどうお考えでしょうか。

○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） 上下水道に関しましては、水道が幹線については問題ないというところでございますが、そこから枝線に入る部分につきましてはそれぞれ1月26日以降の上下水道の使用に関する意向調査を実施させていただいて、その中で個人ごとの準備宿泊に向けて水道は直したい、準備宿泊はしないけれども水道は直したい、水道を使用する考えはないというような意向を確認した上で、ある程度その方の把握をさせていただいて、それを基に水道企業団に連絡をしまして、そのの立会いを求めながら、漏水がないかどうか確認しながら開けていくという形になりますが、その開けていく作業につきましては日々行う数に限りがありまして、なかなか多く開栓していくことが難しいため、ある程度時間を置いた4月以降をめどに水道を通すというような形の考え方で進めたいと考えてございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） 水道の準備宿泊に向けて立入りの自由化になったときには、この前の全員協議会でもありましたように、お掃除をしていきたい、そういうために水が欲しいのだというお話がありました。その後水道企業団と調整させていただきまして、やはり準備宿泊の目的というのはそういうところもあるものでということで、現在使われているのが新田の集会所、あと特定復興再生拠点ではないのですけれども、外れていますけれども、夜ノ森駅この2か所は使えるということだったので、特定復興再生拠点の中で4か所今水を出せないかということで水道企業団と調整させていただきまして、汲みに来なくてはいけないのですけれども、全部で大体皆さんが均等に来れるようなところで、あと4か所水が出るような形で、外水栓になりますが、そういうところを取りあえずつけていくということで1月26日までにそちらを開栓できるような形で今調整しております。その後やはり人的なものがありますから、あくまでも解除、準備宿泊になった段階には全て立ち会ってできるような形ではということで今調整しています。その前のお手数をかけますが、ご迷惑かけますが、清掃の水について、全部で近く6か所出るような形で今調整しておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 今の取りあえず何か所か使うことが可能だというところは、非常にありがたいことだと思います。また意向調査のところに戻るのでありますが、ちょっと理解ができないのですけれども、まず使いたい人が水道企業団に直接申し込めば、その後のいろんなことの意向調査は町として必要だと思うのですけれども、まず自宅の水道を開栓したいという人は直接、今解除になっているところと同じように水道企業団に申し込めば、確かに今日申し込んだからあしたやってくれと言って、はい、それはそうですかというわけにはいかないことは十分分かりますというか、当たり前です。そんなのできるわけありません。でも、意向調査取っている暇よりも何よりも、既に26日が決まった段階でそれ以前からもう水道企業団にきちっと電話をして、どここの誰々なのですから、水を使いたいのですからという話を進めていけば、そんなに何百件も出てくるということでもないと思うのですけれども、そのほうが全然手間がかからないと思うのですけれども、どうしてそういう段取りにはならないのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） これまで水道企業団とそういった調整をしている中で、人的な問題もある中で、富岡町からそういったご案内をまずさせていただいて人数把握をしていただきたいというような形の中で、それで意向があったところから立会い等を求めるような数把握をするためにそういうような手法を取るというような考えでございます。確かに議員おっしゃるように、直接連絡をして、どここの誰で場所はここというようなお話をさせていただいて手続をするのが本来はある形かと思うのですけれども、まとめて意向調査をした上での人数把握に努めたいという考えでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） ちょっと今の住民課長の回答に追加させていただきたいと思います。

現在本管から最初のバルブのところまでは、水が来るかどうかというのは確認しているところでございます。おおむねこの前の資料のとおり、90%近くは終わっているところでございます。ただ、個人の給水管、その先を借りて奥に持っていっている方もいらっしゃるかと思います。個人の給水管を持って行って奥に給水している人もいるかと思います。そのところについてはまだ調査ができていませんので、今回の意向調査を基にその奥の方、手前のところまで水が来ているのだけれども、個人の給水管を使わせてもらって奥で給水をされている方、その部分の個人の給水管について優先的に準備宿泊までに調査をかけるということで、その奥の方を確定するために意向調査をやるということで私たち企業団から話いただいていますので、ちょっと付け加えさせていただきます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 現在の進め方というのはよく分かりました。ただ、26日、何回も言っている

のですけれども、何のために準備宿泊をするのかということなのですけれども、準備宿泊は泊まれる、その後解除に向けた泊まる、そこに泊まって生活をしてみるということから始めるということなわけで、そのときには家の中の水道も使えるようになっていないと、風呂が入れなければそういう時期はあったのだから、ほかに行って入れればいいでしょうと言われてればそれまでですけれども、そういうことも含めて、きちっと準備宿泊の前にある程度修理なり改善をしておくべきだと思うのです。そういう段取りで動くがために、事前にこういうことをしていく。そしたら、もう26日がある程度決まっているのであれば、意向調査はもう既に取れると思うのです。特定復興の中でもう水を出したいという人は、あしたからでも役場に電話下さいと言えば、電話だと大変だったらどんな形でも連絡を下さいということであれば、1,000件も2,000件もあるわけではないので、十分対応できると思うのですけれども、なぜ26日まで引き延ばさなければいけないのかがちょっと意味が分からない。早いうちに……だから言ったからその日にできるということではないです。だけれども、確実にその家は使いたいというところの意向調査はあつという間にできると思うのですけれども、どうもそこがよく分からないのですけれども、どうお考えなのでしょう。

○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） 1月26日以降というのは、もちろんその時点ではゲートが開いてというようなタイミングで、実際に中に自由に入れるという段階ということですが、実際準備宿泊に向けての意向調査ということでございまして、全員協議会におきましても水道の供給、私間違った答弁をあのときしてしまいました、4月以降に水道が供給されるというようなことで、それに向けて準備宿泊そのものは、先ほどの町長答弁でありましたように、ゴールデンウィーク頃が理想というような形がありました。4月に水道を開栓できるように、それまでの間に世帯数が1,300等の対象に意向調査をさせていただいて、先ほど答弁の繰り返しになりますが、どういうことを求めているのかということ把握させていただいた上で、それをやるに当たって各町村を束ねている水道企業団が人的なものが難しいということもありますので、ある程度まとめて対応したいというようなことで意向調査をやらせてください。ただ、その開始日については1月26日のゲートが開いた以降に設定させていただきたいと。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 質問の仕方が悪いのですかね。栓を開けて、水を通してくれと言っているわけではなくて、意向調査ですよ。今全世界帯にやると言いましたけれども、特定復興の中で解体の申請が幾つで、解体がこのぐらい進んでますという話は既にもう我々のところに出ていますよね。出ているのであれば、解体した家は先行して水を出す必要はない。なので、残そうと思っている人、それが把握できないのであれば、そういう人たちから役場に連絡をしていただければ、少なくともある程度急がなければいけない分の意向調査はできるのではないのでしょうかという話なのです。その日に栓を

開けてくれという、水を使わせてくれということはないのです。ただ、点検とかそういうことはある程度させてもらわないとなかなか先には進んでいかないということを言っているのです。だから、町がやる意向調査、何で26日からでないといけないのですかという、もう一回質問です。

○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） 緩和されないと自宅の状態が分からないという方もおりますので、そういった方を含めて開いた時点で確認をしていただいているということなので、1月26日に設定したものでございますが、既に使用を決めている人の意向は確認できるということで、締切りは変更せず、発送時期については前倒しも検討させていただくということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 冒頭議員からご質問いただいたときに、立入規制緩和決定なのかどうかという形の確認をされました。現在全員協議会で説明させていただいたときに、復興本部長が同席させていただいておりますので、もう1月26日の午前9時というのは調整がついています。あとは国内部での意思決定を確認するという作業が現在残っておりまして、12月下旬から1月上旬になるだろうという形になっています。正式に決定を待った上で26日スタートということでございますが、今ほど住民課長からあったとおり、1月26日よりちょっと前倒しでできないかというご意見かと思えますので、発送等についてはしっかり早急に取り組んでまいりたいと思っています。もう26日で調整がついているものあとは手続待ちという形ですので、それ以降からの発送という形になるかと思っています。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） いついつに開栓してくれということではなくて、水道を開栓して正式に使い出す時期というのは当然企業団とかいろんなことがあるので、決まった日にちでなければいけないと言っているのですが、仮に何かとんでもないことが起きて26日9時にゲートが開けられないことがあっても、自分のうちの水道を通したいか、通したくないかという人はある程度決まっていると思うのですけれども、少なくともその決まっている人の意向を事前に把握しようという考えはないのでしょうか。そのほうがずっといろんなことがスムーズだと思うのです。そのほうが、26日から準備宿泊の開始に向けての作業もどのぐらいのボリュームがあるのかとか、そういうのがある程度分かると思うのです。なぜ26日が、若干前倒しと言っているのですけれども、なぜ意向調査すら取れないのですかということなのですけれども、もう一度すみません。お願いします。

○議長（高橋 実君） 副町長、遠藤議員の言っているのは、26日前に意向調査だけでも何でできないのという部分だから、その分だけ答弁できるならばして。

副町長。

○副町長（高野 剛君） 意向調査について、前倒しすべきというご意見と承りました。確かに1月26日を待たずして意向調査をお送りするという事は十分事務的に可能と考えておりますので、こちらについてはできるだけ早く町民の皆様にお送りできるように準備をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 平等ということが建前なのかもしれないですけども、もう既にほとんどの人が、気持ちが決まっていなくてもたくさんいますけれども、決まっている人はある程度いるので、型にはめたものは後からでもいいのですけれども、取りあえず大枠をぜひとも、そういう話が決まっていれば正月にみんなで家族で話をしたりとか、いろんな形でどうしようかという段取りもできます。いきなりではなくて。そういうところの事前に使いたい人の水道がどういう段取りでなっていくのかということも含めて、いろんな案内ができると思うのです。それをしていただきたいということなので、ちょっともう答弁はいいです。ぜひともこの意向調査ではないのです。このアンケート調査ではないのですから、意向調査なのですから、早いうちに町だつて把握するという事は絶対プラスだと思うのです。ぜひとも年内中に意向の調査の何かが始められるように、取りあえず書類の発送ができないのだったら、先ほどから言っているように電話で一報をここの電話に下さいでもいいですから、そのぐらいでももう始められると思いますので、ぜひともお願いいたします。

それからちょっと（2）の今度準備宿泊なのですけれども、これは先ほど町長からあって、いろんな状況があるというのは分かっています。ただ、春というのは通常でいくと4月、5月、6月、ゴールデンウイーク絡まりを目標にということだったのですけれども、このゴールデンウイークというのは4月の末から5月なわけですけれども、ここで準備宿泊で泊まれるということは、先ほど言った水道、電気、いろんなことに関わってくるころなので、ぜひとも進めていただきたいと思います。次回この準備宿泊の具体的な話ができるのは、もう3月の定例議会になってからなのか、それとももうちょっと先に準備宿泊の開始時期の話が町民に向かってできるのかだけちょっとお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） インフラ、もちろん上下水道の問題、それから除染の関係、除染終わってどのぐらい低減しているかというその確認、そういったことをもろもろ含めまして、まだまだ検証しなければならない部分が多々あると思っています。ただ、我々としてはできるだけ春頃と言っていた、もちろんゴールデンウイークを目指して、何とかそこに進めていきたいと思っています。ですので、町民の皆様にお示しできるのはもうちょっとよく現場を精査して、本当に安全かというのを確認できてからということにしたいと思っていますので、今議員おっしゃるとおり、3月の定例議会前後になるのかなというふうな感覚的には思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 多分この話はなかなか具体的な話が出てこないと思いますので、この辺で終わりたいと思いますが、1つだけ、例えば先ほど個人のお宅のモニタリング後の線量が分からないとかいろんなことありましたけれども、意向調査をすればどこの家を先に送って、あなたの家は今のぐらいの線量になっているのですよというのでもできます。全員が同じ時期にやる必要はないわけで、そのためにももう既に11年たとうとしているわけですから、いろんな形で気持ちが決まっている人もいますし、決まっていない人もいます。だけれども、アンケート調査を見ていただいたらそんな大きな人数はいないわけです。なので、本当にどうしたいのかということをお早急に町で把握していただきたいと思ひまして、再度それだけをお願いをして、回答はいいですので、これで私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君の一般質問を以上で終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

続いて、産業振興課長より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 午前中の7番、安藤正純議員の一般質問の中でワインメニューのブドウの苗の本数でございますが、先ほど私で1,800本ということで答弁をさせていただきました。改めて確認をしまして、数字ちょっと若干変わっておりますので、お知らせをいたします。

先ほど1,800本ということで令和2年度までの植付けの数字を申し上げました。その数字ですが、1,800本ではなく、1,985本ということですので、よろしくお願ひいたします。最新の本数としましては、令和3年度に789本を植え付けておりますので、現在は2,774本、約2,800本が町内に植えられております。醸造のワインの瓶の数ですが、そちらにつきましては先ほど言ったフルボトルというもので50本、ハーフで200本ということで、そちらの数字は間違いはありません。

以上です。

---

#### ○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 実君） 次に、日程第7、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、発委第1号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 実君） 次に、発委者から趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長、6番、遠藤一善君。

6 番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について、説明をいたします。

それでは、発委第1号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例についての内容を申し上げます。本条例の改正については、国の行政手続における押印見直しに伴い、富岡町議会委員会条例第26条第1項を改正するものであります。

内容については、別紙資料、新旧対照表を御覧ください。第26条、記録において、第1項中、署名または記名、押印を記名に改めるものです。

なお、附則といたしまして、施行日は公布の日からとなります。

議員各位のご理解とご賛同をお願いし、ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 発委者からの趣旨説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより発委第1号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 全員起立であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○散会の宣告

○議長（高橋 実君） 本日はこの程度にとどめ、明日16日午前9時より会議を開きます。

それでは、これにて散会いたします。

散 会 （午後 1時54分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和3年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 渡 辺 正 道

議 員 高 野 匠 美

第 7 回 定 例 町 議 会

( 第 2 号 )

## 令和3年第7回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

令和3年12月16日(木) 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

報告第 22号 専決処分の報告について

議案第 92号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 93号 富岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

議案第 94号 富岡町借上げ型町営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第 95号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例について

議案第 96号 富岡町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 97号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 98号 富岡町消防団設置に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 99号 富岡町立小中学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について

議案第100号 富岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第101号 富岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第102号 富岡町養護老人ホーム設置条例を廃止する条例について

議案第103号 町道路線の廃止について

議案第104号 工事請負契約の変更について

議案第105号 動産の取得について

議案第106号 公害防止協定の締結について

議案第107号 双葉南地区心身障害児就学指導審議会共同設置規約の一部を改正する規約について

議案第108号 令和3年度富岡町一般会計補正予算(第4号)

議案第109号 令和3年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第110号 令和3年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

- 議案第 1 1 1 号 令和 3 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）  
議案第 1 1 2 号 令和 3 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）  
議案第 1 1 3 号 令和 3 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 報告第 2 2 号 専決処分の報告について  
議案第 9 2 号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第 9 3 号 富岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について  
議案第 9 4 号 富岡町借上げ型町営住宅条例の一部を改正する条例について  
議案第 9 5 号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例について  
議案第 9 6 号 富岡町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第 9 7 号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
議案第 9 8 号 富岡町消防団設置に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第 9 9 号 富岡町立小中学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第 1 0 0 号 富岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
議案第 1 0 1 号 富岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
議案第 1 0 2 号 富岡町養護老人ホーム設置条例を廃止する条例について  
議案第 1 0 3 号 町道路線の廃止について  
議案第 1 0 4 号 工事請負契約の変更について  
議案第 1 0 5 号 動産の取得について  
議案第 1 0 6 号 公害防止協定の締結について  
議案第 1 0 7 号 双葉南地区心身障害児就学指導審議会共同設置規約の一部を改正する規約について  
議案第 1 0 8 号 令和 3 年度富岡町一般会計補正予算（第 4 号）
- 

○出席議員（10名）

1 番 堀 本 典 明 君

2 番 佐 藤 教 宏 君

3番 佐藤啓憲君  
5番 高野匠美君  
7番 安藤正純君  
9番 渡辺三男君

4番 渡辺正道君  
6番 遠藤一善君  
8番 宇佐神幸一君  
10番 高橋実君

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者

町長	山本育男君
副町長	高野剛君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	植杉昭弘君
総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君
税務課長	志賀智秀君
住民課長	猪狩力君
福祉課長	杉本良君
健康づくり課長	遠藤博生君
生活環境課長	黒澤真也君
産業振興課長	坂本隆広君
参事兼 都市整備課長	竹原信也君
教育総務課長	飯塚裕之君
生涯学習課長	佐藤邦春君
郡山支所長	斉藤一宏君
参事兼 いわき支所長	三瓶直人君
総務課課長補佐 兼秘書係長	松本真樹君
代表監査委員	坂本和久君

---

○事務局職員出席者

議事事務局局長	小林元一
---------	------

議兼  
會庶  
事務  
局係  
主任  
長  
議庶  
會務  
事係  
務主  
局查

杉 本 亜 季  
黒 木 裕 希

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（高橋 実君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第7回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長（高橋 実君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長（高橋 実君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

6番 遠 藤 一 善 君

7番 安 藤 正 純 君

の両名を指名いたします。

---

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 実君） 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、報告第22号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） おはようございます。それでは、報告第22号 専決処分の報告についての内容をご説明申し上げます。

今回報告させていただく専決第19号は、工事請負契約の一部変更についてであります。報告第22号別紙、専決第19号、専決処分書を御覧ください。本専決処分は、令和3年4月27日の第2回臨時会で議決を受けた農業集落排水（小良ヶ浜）災害復旧管渠工事その4の工事請負契約の一部変更であり、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定について、第4項の規定に基づき専決処分を行ったものであります。

工事請負契約の一部変更の内容としましては、3の契約金額中の8,195万円を8,349万5,500円に変更するものであります。

別添資料1ページ、報告第22号別紙資料、農業集落排水（小良ヶ浜）災害復旧管渠工事その4の設計変更についてを御覧ください。工事の番号、名称は第21-1304-15017号、農業集落排水（小良ヶ浜）災害復旧管渠工事その4であります。

請負者は、株式会社丸東です。

契約金額が変更となった要因としましては、資料右上段赤枠に記載している水替え工の変更に伴うものであります。本工事当初設計においては、管渠の埋設付近の湧水は施工時に排水すれば工事に支障ないものとして計画しておりましたが、実現場の湧水状況は水量が多く、作業時のみの排水では作業が困難な状況であったため、水替え工を作業時排水から常時排水に変更したことにより工事費が154万5,500円増額となったものであります。これにより、現工事請負金額8,195万円を8,349万5,500円に変更したものであり、増減率としましては約1.9%かつ500万円以下の変更であったことより、町長の専決事項の指定に基づき専決処分を行ったものであります。

なお、本工事につきましては、今月内の竣工検査を予定しており、本工事が完了すると特定復興再生拠点内の下水道管渠は全て復旧することとなります。

説明は以上であります。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 説明は理解しました。その部分ではない部分で、特定復興再生拠点内の管渠工事全て完了ということの報告ですが、新夜ノ森地区農業集落に関しては小良ヶ浜地区の処理場に入っていくものですから、その処理場まで入る部分が全て直っているのかどうか、その辺お聞かせください。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

新夜ノ森地区に関しましても特定復興再生拠点内の管渠については全て完了しております。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） 特定復興再生拠点内で小良ヶ浜処理区に入っていくものについては全て完了いたしておりますが、特定復興再生拠点からまだ解除というか、調整されている、まだ帰還困難区域になっているエリアにつきましては、まだ災害査定等も受けておりませんので、そちらについては未着手となっております。特定復興再生拠点内の部分につきましては、全て完了していることとなります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） それは最初の報告で分かっているのですが、特定再生復興拠点の一部から小良ヶ浜集落、小良ヶ浜の処理場に入っていくルートが全てオーケーになっているのですかということ。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） すみません。説明不足で申し訳ございません。小良ヶ浜処理場に入っていく幹線につきましては、全て完了となっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

これをもって報告第22号 専決処分の報告についての件を終わります。

次に、議案第92号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題いたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） おはようございます。議案第92号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についての内容を説明申し上げます。

今回の改正は、国が進める行政手続等における押印の見直しに伴い、署名押印を必須としていた手続について見直し、行政手続の簡素化を図ろうとするものであり、職員のサービスの宣誓書への署名捺印規定を改定するものでございます。

議案第92号別紙資料、新旧対照表を御覧ください。条例第2条において、新たに職員となった者は任命権者または任命権者の定める上級の公務員の面前で宣誓書に署名捺印してからでなければ職務を行ってはならないとする規定を、地方公務員法第31条で、職員は条例の定めるところによりサービスの宣誓をしなければならないと規定されているのみで署名捺印は必要とされていないことから、宣誓書により宣誓してからでなければ職務を行ってはならないと改正するものでございます。

なお、附則においてこの条例は公布の日から施行することとしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第92号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号 富岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、議案第93号 富岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての内容を説明申し上げます。

今回の改正は、国が進める行政手続等における押印の見直しに伴い、署名押印を必須としていた手続について見直し、行政手続の簡素化を図ろうとするものであり、審査委員会書記が作成する各種調書への署名押印規定を改正するものでございます。

議案第93号別紙資料、新旧対照表を御覧ください。条例第7条において、地方税法第433条第2項ただし書の規定により確保される審査申出人の意見陳述について作成する調書への委員及び書記の署名押印の規定について、行政手続等の押印見直しに伴い、法令上の明確な規定がなく、署名を求める実質的な意義がない場合は行政手続の簡素化を図ることができるとなったことから、これを記名と改め、同様に第8条及び第9条並びに第12条に作成が規定される調書への署名押印を記名と改めるものでございます。

資料3ページを御覧ください。第13条の一部改正でございます。第13条において規定される審査決定書への記名押印規定について、第7条、第8条及び第9条並びに第12条と同様に記名と改めるものでございます。

なお、附則においてこの条例は公布の日から施行することとしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第93号 富岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号 富岡町借上げ型町営住宅条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、議案第94号 富岡町借上げ型町営住宅条例の一部を改正する条例についての内容を説明申し上げます。

今回の改正は、移住、定住の促進を図るため確保する2棟14戸の民間賃貸住宅を借り上げ型の町営住宅として運営するために所要の改正をしようとするものでございます。

議案第94号別紙資料、新旧対照表を御覧ください。条例中別表第1の住宅に新たに運営しようとする住宅を、大膳町団地A棟6戸、大膳町団地B棟8戸と追加するもので、それぞれの家賃を月額3万6,000円と定めるものでございます。

なお、附則においてこの条例は令和4年1月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） ちょっと所管で申し訳ないです。上の町がそのまま4万5,000円、これは理

解できるのですけれども、大膳町の3万6,000円というのは上の町との例えば部屋の大きさ、こういったものに差があるかどうか教えてください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 既に運営しております上の町団地につきましては、3DKタイプの住戸でございます。今回のものにつきましては1LDKタイプということで、部屋数は若干少なくなっているという形でございますので、そのバランスを取りました。当然築年数等々も考えたというところでございますが、大きくは部屋のタイプの違いと理解いただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第94号 富岡町借上げ型町営住宅条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（志賀智秀君） おはようございます。それでは、議案第95号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、地方税法及び関連法案の一部を改正する政令の公布並びに福島県条例の改正に伴い所要の改正をするものであり、主な改正内容は課税免除となる対象期間を令和5年3月31日まで延長するとともに、条例文言の整理を行うものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表5ページ、議案第95号別紙資料、富岡町税特別措置条例新旧対照表を御覧ください。第2条は、第1項第2号条文中、現行「第2条第40号」

を「第2条第37号」に改め、同条同項第5号条文中、「促進区域」を「地域経済牽引事業促進区域」に、「地域未来投資促進法」を「地域経済牽引事業促進法」にそれぞれ改めるものです。

第4条は条文中、「平成33年3月31日」を「令和5年3月31日」に改めるものです。

第5条は表題中、「促進区域」を「地域経済牽引事業促進区域」に改め、条文中、「地域未来投資促進法」を「地域経済牽引事業促進法」にそれぞれ改め、「促進区域内」を「地域経済牽引事業促進区域」に改め、「平成33年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「起算して5年内」を「令和5年3月31日まで」に改め、「地域未来投資促進法第14条第2項に規定する」以下記載の文言を「地域経済牽引事業促進法」に改め、「総務省令で定めるもの」を「地域経済牽引事業の促進による地域の」以下記載のとおり文言に改め、「設置した」の次に「地域経済牽引事業促進法第14条第1項に規定する」を新たに追加するものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第95号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号 富岡町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（志賀智秀君） それでは、議案第96号 富岡町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法令の公布に伴い所要の改正を行うものであり、主な改正内容は企業立地促進区域内及び避難解除区域等内における課税免除となる対象期間を令和8年3月31日まで延長するとともに、条例文言の整理を行う改正内容となっております。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表8ページ、議案第96号別紙資料、富岡町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例新旧対照表を御覧ください。第1条は、現行条文中、「第20条第3項の認定」以下記載の文言及び「単に」をそれぞれ削るものであります。

第2条は、条文中、「平成33年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、「福島復興再生特別措置法第26条及び第38条」以下記載の文言を「福島復興再生特別措置法第26条等」以下記載のとおりに改め、括弧書き中の「単に」を削るものであります。

第3条は、条文中、「平成33年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、括弧書き中の「単に」を削るものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第96号 富岡町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件につきましては、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとさせていただきます。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（志賀智秀君） それでは、議案第97号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国、地方の取組として国保制度において子供の均等割保険料の軽減を図るため、所要の改正を行うものであります。主な改正内容としては、未就学児に係る被保険者均等割額についてその5割を軽減し、公費により負担するとともに、条例文言の整理を行う改正内容となっております。

それでは、新旧対照表10ページ、議案第97号別紙資料、富岡町国民健康保険税条例新旧対照表を御覧ください。本則第3条は、現行表題「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に改めるものです。

第5条は、現行表題「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に改めるものです。

第5条の2は、現行表題「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、条文中「第23条」を「第23条第1項」にそれぞれ改めるものです。

第6条は、現行条文中、「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削るものです。

第13条は、条文中、「同条」を「その減額後」に改めるものです。

第23条は、条文中、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」にそれぞれ改めるとともに、同条第2項を記載のとおり新たに追加するものです。

第23条の2は、条文中、「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」にそれぞれ改め、下段の「第3号において同じ」の次に「及び」を加えるものです。

附則2は、「第23条」を「第23条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に、「総所得金額及び山林所得金額」を「総所得金額」にそれぞれ改めるものです。

附則3から13にかけては、「第23条」を「第23条第1項」にそれぞれ改めるものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第97号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号 富岡町消防団設置に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を生活環境課長より求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） それでは、議案第98号 富岡町消防団設置に関する条例の一部を改正する条例について、その内容をご説明いたします。

本案は、国、地方公共団体において書面主義、押印原則、対面主義からの脱却が求められるなど、行政を取り巻く環境の変化に対応するため、消防団員の宣誓書について署名を要しないこととする改正を行うものであります。

それでは、別紙資料21ページ、議案第98号別紙資料、富岡町消防団設置に関する条例新旧対照表を御覧ください。第14条におきまして、消防団員の服務に関する宣誓を現行の宣誓書による署名から宣誓書による宣誓に改正するものであります。

また、附則におきまして、施行期日を公布の日とするものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第98号 富岡町消防団設置に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決い

たします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号 富岡町立小中学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 議案第99号 富岡町立小中学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について、内容を説明いたします。

今回の条例改正は、令和4年の学校統合に伴い、開放する学校名を統合する学校名に改めるものであり、その他の開放条件などは変わりなく、これまで同様、体育施設の開放を継続してまいります。

22ページ、議案第99号別紙資料、新旧対照表を御覧ください。別表第1の現行では、開放する学校名は現4校としており、開放する施設をそれぞれ記載した形となっております。改正案においては、学校名を新しい校名のとおりとし、開放する施設をまとめて表す形に変更するものです。

この条例の施行日は、附則におきまして令和4年4月1日からと定めるものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第99号 富岡町立小中学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号 富岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件につきましては、さきの常任委員会において両委員会で説明がありましたので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとさせていただきます。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） それでは、議案第100号 富岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、その内容をご説明いたします。

本条例は、上位法である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布されたことにより、特定地域型保育事業と言われる民間や個人事業者が運営する小規模な保育園などと認定こども園との連携義務を緩和するとともに、保育事業者と保護者間の手続などにおいて電子媒体による情報提供もできるとした改正内容となっております。

議案第100号別紙資料23ページを御覧ください。富岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表となります。23ページ下段から説明させていただきます。第1章、総則中、第2条で本条例における用語の意義について規定しておりますが、同条第1項第23号において上位法改正に伴う引用条文の条ずれ改正のため、「第43条第3項」を「第43条第2項」としております。

続く24ページ、第2章、特定教育・保育施設の運営に関する基準第5条第2項と第3章、特定地域型保育事業の運営に関する基準第38条第2項を削り、これらに保護者の同意により双方の情報を電磁的方法により提供できるとする旨の改正を加えて整理し、新たに23ページ並びに27ページの第4章、雑則第53号として追加いたします。

お戻りいただき、26ページ、第42条では、民間事業者の実施する保育所等においては認定こども園等を連携施設として確保することとされていたものを、既に必要な措置が講じられている場合は不要となることとし、同条第1項第3号及び第4項並びに第5項を記載のとおり改めるものであります。

なお、本条例の施行日は公布の日からとしております。

以上が本条例の改正内容となっております。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第100号 富岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

10時20分まで休議します。

休 議 （午前 9時56分）

---

再 開 （午前10時17分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、議案第101号 富岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件につきましても、さきの常任委員会において両委員会で説明がありましたので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとさせていただきます。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） それでは、議案第101号 富岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、その内容をご説明いたします。

本条例は、上位法である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことにより、町条例におきましても主に保育者の自宅などで少人数を対象に行われる家庭的保育事業において、保育が困難となった際の代替保育を提供する場の確保要件を緩和するなど、省令に準じ各種基準を改めるものであります。

31ページ、議案第101号別紙資料、富岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例新旧対照表を御覧ください。31ページ下段、第1章、総則中、第6条では家庭的保育事業者と保育所等との連携について規定しており、家庭的保育事業者とこども園等において緊密な連携が確保され、必要な教育または保育が提供されるような措置が講じられている場合などは連携施設の確保を不用とする例外規定を加えるため、同条第1項において条文を整理し、第2項から第5項までを新たに追加するものであります。

34ページ、第16条では、家庭的保育事業を行う事業所への食事の提供について、新たにこども園等の調理業務を受託している事業者も認めることとなったため、必要な事項を同条第2項第4号として加えるものであります。

35ページ、第2章、家庭的保育事業中、第23条では、家庭的保育事業における職員の配置などを規定しておりますが、同条第2項第2号において、上位法改正に伴う引用条文の条ずれ改正のため、法第34条の20第1項第4号を、第34条の20第1項第3号としております。

続く第4章、居宅訪問型保育事業中、第37条では、居宅訪問型保育事業の提供基準を規定しており、同条第1項第4号に保育者の疾病や疲労などの理由で養育困難になった場合も訪問保育が提供できるとする旨の条文を加えております。

36ページ、第5条、事業所内保育事業中、第45条は保育所型事業所内保育事業における連携施設の特例についての規定であり、児童福祉法第6条の3第12項中、第12項第2号で規定する3歳以上の保育を行う事業については連携施設の確保をしないことができる旨の条文を同条第2項として加えるものであります。

続いて、電磁的記録に関する規定として、家庭的保育事業者が記録作成を行うものや書面等によるやり取りが規定されているものに関し、電磁的方法により対応することも可能とする条文を新たに第6章雑則、第49条として追加しております。

最後に、附則第2条第2項及び第3条において、家庭的保育事業に係る自園での食事の提供や連携施設の確保について、10年以内にその体制を整えるよう努めることとする経過措置に関する条文を追加しております。

なお、本条例の施行日は公布の日からとしております。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第101号 富岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号 富岡町養護老人ホーム設置条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） それでは、議案第102号 富岡町養護老人ホーム設置条例を廃止する条例についてご説明いたします。

富岡町養護老人ホーム東風荘は、昭和39年に町が設置、運営する双葉地方初の養護老人ホームとして町内大菅地内にて開設されました。震災後は、郡山市の協力の下、平成25年1月から現在に至るまで同市内で運営を続けております。しかしながら、この運営については仮設としてであり、その期限は令和4年3月末とされているため、これまで入所者の受入れ先について関係機関と協議を重ねた結果、南相馬市の協力により同市の養護老人ホーム高松ホームでの受入れが可能となったことに加え、現在町内に整備中の特別養護老人ホームへの入所も可能であることから、予定の期限をもった閉所とするものであります。

養護老人ホームの閉所に当たっては、老人福祉法第16条第2項において、養護老人ホームを廃止するときは1か月前までに厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならないとされており、法令による定め及び事務手続上必要となる期間を勘案し、東風荘の令和4年3月末日での閉所に先立ち、本定例会に富岡町養護老人ホーム設置条例を廃止する条例を提出させていただいたものであります。

なお、附則において、本条例の施行日を令和4年4月1日としております。

以上が本廃止条例の内容となっております。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第102号 富岡町養護老人ホーム設置条例を廃止する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号 町道路線の廃止についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第103号 町道路線の廃止についてご説明いたします。

今回廃止する町道路線は、起点を大字上手岡字権現山11番1地先、終点を大字上手岡字上千里167番地先とする幅員6.1メートルから32.8メートル、延長305.1メートルの路線番号3163号、路線名、権現山線であります。本町道路線と県道が重複することとなったため、本町道路線を道路法第10条第3項の規定により廃止するものであります。

別添資料3ページ、議案第103号別紙資料を御覧ください。今回廃止する町道路線、権現山線を赤着色で示しております。廃止する理由としましては、福島県が実施する復興道路整備事業により、県道112号富岡大越線の路線が一部変更となり、変更となった路線部が町道路線権現山線と重複し、このたび県道富岡大越線の整備が完了したことにより、本町道路線権現山線の全部を廃止するものであります。

なお、富岡大越線の路線の一部変更に伴い、中町地区を通り、県道いわき浪江線へつながる路線分については、県により道路機能の保全を行った上で富岡町へ移譲される予定となっております。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第103号 町道路線の廃止についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 議案第104号 工事請負契約の変更について、内容を説明いたします。

富岡町立学校給食調理場建築工事は、5月の臨時議会で議決をいただき、工事を進めておりましたが、契約内容を変更すべき事項が生じたことから工事請負契約の変更を行うものです。

資料5ページ、議案第104号別紙資料1を御覧ください。工事請負変更契約書であります。第1条において、工事の完成期日を令和4年2月28日から令和4年3月14日に変更するものです。

その他については、第2条のとおり変更はなく、現工事請負契約書のままであります。

次に、議案第104号別紙資料2を御覧ください。工期の変更理由につきましては、全国的な感染拡大の影響により、作業員の確保や資機材の調達に通常以上の日数を要したこと、また本工事の作業員に感染及び濃厚接触が確認され、当該部分の作業が休止となり、全体工程に遅れが生じたためであります。なお、感染症が確認された後には、直ちに保健所の指導の下消毒等を行い、感染の拡大はなかったことを申し添えます。

また、懸念されました給食開始日ではありますが、竣工後3週間あれば予定どおり4月7日からの給食提供が可能であることも確認することができました。今後は工事竣工までの安全はもちろん、安心、安全な給食を提供できるよう、関係者一同協力しながら工事を進めてまいります。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 工期が遅れるということなのですが、問題ないような工程になっています。

ただ、上に書いてあるように、全国的に新型コロナウイルス感染拡大ということで、工事中も感染した人がいるということで、そういうのも遅れる原因になっているのかなと思うのですが、ここの本体工事の未工期の3月14日で設定したというところの4番目あたりに、工事の進捗によっては本体工事中に訓練を始めることも可能となって、多分工事している中でいろいろ引渡し前に例えば厨房機器入ってきたり、いろんな人が出入りすると思うのです。新型コロナウイルス感染拡大が影響しているのにもかかわらず、そういう工事する従業員だけではなくて、今度使用を開始する中身の人たちもいろいろ入ってきますので、新型コロナウイルスもまた6波ですか、が来るのではないかとってぴりぴりしている中で、もう乱雑して工事なんかやるとそういう可能性も出てきますので、ぜひそういう部分気をつけてやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） ご心配ありがとうございます。学校給食調理場は、もともと衛生基準自体がかなり厳しくなっております。人が多くなるということは、それだけ可能性も増えてくるということにはなってしまうかもしれませんが、そこは万全を期して、消毒等も適宜行うということで開始に影響がないよう、また感染が発症しないようなことを心がけてやってまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第104号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号 動産の取得についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） それでは、議案第105号 動産の取得についてご説明いたします。

今回の動産の取得につきましては、町の健康福祉の核とすべく、現在建設中の富岡町共生型サポート拠点施設のうち、特別養護老人ホームにおいて入所者や職員が使用することとなる家具や什器備品など、施設の運営に必要な物品を購入するものとなります。

資料9ページ、議案第105号別紙資料1を御覧ください。物品購入契約書になります。契約件名は、特別養護老人ホーム什器等備品購入です。契約金額は3,484万8,000円。納入期限は令和4年2月22日。契約の相手は、福島県双葉郡富岡町大字本岡字新夜ノ森176番地の3、サトウ事務器機、代表、佐藤耕市であります。

10ページには入札状況調書を添付しております。

次に、資料11ページ、議案第105号別紙資料2を御覧ください。館内での配置計画となります。写真についてはイメージとなりますが、主なものをご説明いたします。まずは、中央上段の赤二重囲み、ユニット居室となりますが、図16のように各ユニットの食堂で使用できる高さ調節が可能なテーブルや抗菌対応の椅子、談話室で使用しますローテーブルやソファなど、そして各居室には図17のような衣類などを保管するチェストを備えます。5つのユニットで同じ仕様となりますので、これらは5セットずつの調達となります。続いて、左側の緑や赤、ピンク、黄色で囲まれている部分は、ほとんどが施設職員が施設運用上使用するエリアとなり、一般的な事務机や椅子、書類等の保管棚、ロッカーなどを配置することとなります。また、同じく左側、オレンジ色の図3につきましては、入所者同士あるいはご家族がお見えになった際に一緒にくつろげるラウンジとしての使用を想定し、ソファやテーブルを用意いたします。

なお、裏面の議案第105号別紙資料3は、ただいま説明いたしました物品をはじめ、今回調達する物品の品目ごとの内訳となります。50床50室、職員が40人と多くなっております。数量も450点を越し、大変な数となっておりますが、調達や運搬においては遅滞、事故なく、そして先ほど9番議員もおっしゃっていましたが、感染症への対策も十分に考慮しながら遅滞なく対応できるよう注意して進めてまいります。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 入札状況調書、これを見させてもらって質問させていただきます。

町では、入札をするときにメーカーとか型式とか、これ指定しているのでしょうか。どここのメーカーのこの品物でなければならないと。例えばこういう話聞くのですけれども、どここのメーカーのこの品物でなければならないというともう業者決まってしまうと、私ら入ってももう勝てないよと。やはりメーカーがAもBもCもあって、例えば同等品であればどれを使っても大差ないということであれば、もっとオープンに入札をすべきかなと私は思うのです。これは、常々最近町長が言っているスクラップ・アンド・ビルド、そうしないと既得権益になってしまうのです。町で備品を交換す

る、これはどここのメーカーだよ、だったらもうあの業者とかなってしまうので、それでいいのかどうか、その辺の考えをちょっと教えてください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 議員のご質問のとおり、設計においてはメーカー指定ではございませんので、タイプ別に同等品という形で設計はしております。ということで、指名業者も、国外対応はなかなか難しいですが、国内メーカーであればどの製品もほぼほぼ入れられるというような業者を指名をして、特定のものということではないようにしております。予定価格というか、それぞれの単価の設定の際には、主要メーカーの製品単価を参考見積り取りまして、それぞれ低いほうの価格であったり、ほぼほぼ同等なので平均であったりというような単価の設定をしているといったところでございます。くどいですが、この製品でなければいけないというような設計の仕方はせずに、それから入札の仕方もしていないというところをご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 委員会において、所管外でこういった説明を受けたときに、委員からやはり後々メンテナンス、売っただけではなくて、どっちかというと商社の方は売るのが商売ですけれども、メンテナンスはメーカー任せになってしまうので、電気製品なんかはここが壊れたよと言えやすく来てくれるような、そういったことを考えた場合に、多少金額に差があっても融通の利くほうがいいのではないかという意見もありました。そういった考えについて、例えば少しずつ随契というようなもので消耗品とか、そういったものをお買いになる場合にはまた少し高くても地元も使ってもらったほうがいいのかと思うのですが、その辺の考えどうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） まず、備品の入替えということがありますが、例えば従前Aというメーカーの製品が入っていたから、入替えもAというメーカーというような取扱いはせずに、入替えの際には同じような考えの下設計をして入札もしくは見積り徴取して決定しているといったところでございます。

それから、通常使う消耗品についてはほぼほぼ随意契約という形にはなりますが、これも安ければいいというところではなくて、安ければなおいいですが、地元等の企業、事業者を優先的に選定しているといったところがございます。その理由としましては、地元に近い方であれば不足分をすぐ補充して下さるとか、それから量的にも満足するように確保していただけるという配慮が事業者でも働いているということもありまして、そのような考慮の仕方をして事業者を選定しているといったところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。  
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。  
これより議案第105号 動産の取得についての件を採決いたします。  
本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第106号 公害防止協定の締結についての件を議題といたします。  
総務課長補佐の朗読を求めます。  
総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を生活環境課長より求めます。  
生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） それでは、議案第106号 公害防止協定の締結についてご説明いたします。

この協定書につきましては、富岡町と富岡工業団地内で操業をしておりました株式会社万象ホールディングスから事業承継したロッククルージャパン合同会社とが生活環境の保全及び住民の安全のため締結するものであります。

公害防止協定の内容についてご説明申し上げます。別添資料13ページ、議案第106号別紙資料、公害防止協定書を御覧ください。第1条では、基本原則として公害関係法令並びに福島県生活環境の保全等に関する条例及び富岡町公害防止条例を遵守し、公害が生じないよう万全の防止対策を講ずることを定めております。

公害防止施設の整備等につきましては、第2条で公害防止施設の設置及び維持管理をし、公害の未然防止に努めることを定めております。

各公害対策につきましては、第3条から14ページの第6条まで各法令の規制基準を維持するよう定めるとともに、基準を超えるなどの問題が発生した場合において、設備等の増強を含め対策を講ずることを定めております。

また、第6条の悪臭防止対策において、臭気指数自主規制目標値を10以下とし、その実現に全力で取り組むこととしております。

第7条では廃棄物処理対策について、第8条では環境の整備について定め、災害防止対策につつま

して第9条でそれぞれ定めております。

調査、報告につきましては、第10条で工場へ立ち入り、必要な調査ができることを定め、第11条で年1回以上公害防止施設の測定及び検査の結果報告をするよう定めております。

第12条で、苦情の処理について誠意を持って解決することを定め、第13条で被害補償について誠意を持ってその被害を補償することを定めております。

15ページを御覧ください。第14条では違反時の措置について定め、第15条において周辺住民や関係団体から説明を求められた場合には誠意を持って対応することを定めております。

第16条では、施設の譲渡または貸付けをする際には本協定に基づく義務を継承することを定め、第17条においては本協定に定めない事項について、その都度協議の上定めることとしております。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） すみません。所管なので内容ではないのですが、今回差し替えがありました。実際にチェック機能が働いてたから、ここで差し替えということになったかと思うのですが、契約相手方の住所というところで結構基本的なところだったと思うのです。細かいところをチェックして最後に見つかるということはいいののですが、議会にやはり資料としてきちっと議案として上がってくる時に、それ以前にどこかでチェックがされていなければいけなかった案件だと思うのです。これ多分全体のことになってくると思うのですけれども、これから町としてどういうふうにチェック体制を改めていくのか、ちょっと話聞かせてもらえませんか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 今回の件につきましては、大変申し訳ないこととおわびを申し上げたいと思います。度々議会に提出している資料の訂正等々もございますので、その都度しっかりやっておりますというようなお答えをしていますが、このようなことが起きたことを重ねておわびをしたいと思います。実際のチェックということにつきましては、担当課から私ども総務課に資料が上がってきた際に1字1字チェックはしておりますが、締結相手方の住所について、私ども申し訳ございません、ここは基本的なところなので、私どものチェックのしようがないというところもあります。言い訳にはなりますが、そのようなことでここは担当課でしっかりやっていたらいいものだろうということで見逃しておりました。大変申し訳ございませんが、最終様々探って行って、提出後でありましたが、確認をしたところ、ちょっと違うのではないかというような話をして、実際このようなことになってしまったというところでございます。このようなことがないように、総務課の中でも総務係長、それから総務課の補佐というところでダブルのチェックはしているところでございますが、重ねてチェック機能を確保するように指導、それから私も含めてですが、注意してまいりたいと思いますので、お許しいただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 副町長。

○副町長（高野 剛君） 今回この案件について、私からも誠に申し訳ございませんでしたと申し上げたいと思います。この件、議会に対しての文書についてはしっかりとチェックをして、間違いのないようにということにつきましては改めて庁内に周知徹底を図りたいと思います。私もまた引き続き注意してチェックをしていきたいと思っております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 今回ちゃんとチェック機能が果たされているということははっきりしているわけで、今説明があったように、やはり基本的なところは最終的にきちっとチェックしていただければと思いますので、ぜひとも基本的なところはもうちょっと下の段階でチェックできるような形を取ってもらえればと思います。決して責めているわけではなくて、チェック機能はきちっと働いていたということは認識しておりますので、なるべくこういうことが起きないようにということでお願いいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 公害防止協定ということですが、富岡町が肝煎りで連れてきた万象ホールディングスが新型コロナウイルスの影響か、別会社になったということで非常に残念なところはあるのですが、別会社がすぐに入ってくれたからいいようなもの、これ入らなかつたら町でいろいろお金かけて、また税金も取れないような状況が生まれる可能性があったということで、公害防止協定で今まで万象ホールディングスがやっていた事業を引き継ぐということで、万象ホールディングスが営業している中で公害に問題なかったのかどうか。あとは、6条ですか、臭気の自主規制目標値を10以下とするということで、この後ろを見ますと15になっているのです。15になっているやつを10以下にするということで自主規制設けているわけですが、これ例えば15を上回らなくても15すれすれくらいの臭気が出た場合にどの程度の人に害を及ぼすのか。といいますのは、私はこの公害防止協定になるといつも言いますが、私は小良ヶ浜地区だったものですから、太平洋ブリーディングで非常に臭気に関しては敏感になっているのです。かなりの臭気を出してもこの規制に引っかからないのです。だから、その部分が非常に私気になる部分なのです。そういうことで、万象ホールディングスのときに臭い問題で地域住民から何らかのアクションなかったかどうか、ないとすれば多分そんなに出ないのかなと思いますので、その部分を教えてください。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） お答えいたします。

まず、1点目の万象ホールディングス時代の実際に出た公害ということでございますが、工場敷地内から出る排水にフェノールが含まれていたということで、実際その下の調整池であるとか、その下

の水路であるとか、そういったところに流れる水に若干赤みが出ているようなことがございました。そこで今回公害防止協定書の中の第4条、水質汚濁防止対策、こちらの中で今回、下から5行目、なお書き以下ですね、屋外に保管している資材やリサイクル材及び廃棄物については雨水の影響を受けないよう屋根つきの保管庫で保管し、工場敷地内から出る排水にフェノールが含まれないよう措置することとするという新たな一文を設け、そういった公害がないように今回ロックウールジャパンとはこういった協定の内容で締結させていただきたいということで、この一文を設けたところでございます。

〔何事か言う人あり〕

○生活環境課長（黒澤真也君） 大変失礼いたしました。公害ということで今私申し上げましたが、そういった不具合であるとか住民へのご不安、そういったものがあつたということでございますので、そういったものに対して今回善処してもらおうように是正していただくよう、こういった一文を設けたところでございます。

それから、2点目の悪臭防止対策の部分の臭気指数の件でございますが、こちら最後のページの別表第3におきまして、今回建てる工場を立地する場所というのが用途指定が無指定ということで、第2種区域ということで指定されておまして、その基準が敷地境界線の地表における基準15以下ということになっておりましたが、やはりこの15という数字ではちょっと人が感じるようなところ、不快に思うような形でもございますので、今回自主規制ということで敷地境界における自主規制目標値、こちらを10以下と定めたところでございます。この10以下につきましては、測ることのできる限度、限界値が10以下が限度ということで、それ以下の数字では出てこないということでございまして、その最低限度の10以下とするというところで定めたところでございます。また、隣接等々からの報告とございますか、そういったものにつきましては、隣の敷地のアトックスという会社、こちらからはちょっと臭いがしますということでそういった苦情等が度々あつたところでございまして、今回その対策といたしまして、その排気の部分につきましては高さを50メートルの高さの排気筒を設けるということで、なるべく上に拡散することによってその臭気を少しでも減らしたいということで対策を講じているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。後からの臭気対策に関しては、排気筒を高くすることでクリアできるのかなという考え方だと思います。ただ、アトックスすぐ隣にありますので、ぜひ臭気対策には気を遣っていただきたい。

あと、フェノールが含まれないようにということで、前は万象ホールディングスのときにはこれが含まれて、地域から何か苦情があつたのだとは思いますが、今回含まれないような対策、全て屋根の下に置きますよと雨水当たらないようにしますよということだと思っておりますが、工場は動いてい

ると思うのです。全て屋根つきになっているかどうか確認済みですか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 万象ホールディングスの時代といいますか、操業していた際には屋根のないところにそういった廃棄物等の保管をしていたところは確認されておりました。それをロクウールジャパンで少しずつ屋根のあるほうに処理をしていって、今現在は屋根のないところには廃棄物はないということで確認をしておるところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。工業団地ですので、あまり厳しくしても入ってくる会社いなくなると思うし、また緩くすれば地域住民に迷惑かかるということで非常に難しい部分かなと思いますけれども、ぜひその辺は公害防止協定にのっとって、きちっとやっぱり年に1回くらいは現場視察するとかして、公害の出ないような工場にしていただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ご指摘ありがとうございます。我々といたしましても、地域住民の方に迷惑のかからないような操業の仕方ということで、しっかりこの公害防止協定に基づきましてチェック等々行ってまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第106号 公害防止協定の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 全員起立であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号 双葉南地区心身障害児就学指導審議会共同設置規約の一部を改正する規約についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 議案第107号 双葉南地区心身障害児就学指導審議会共同設置規約の一部を改正する規約について、内容を説明いたします。

今回の規約改正は、上位法であります学校教育法施行例の改正に伴う文言と引用条項の改正、及び郡内に同様に設置されている双葉北地区の規約に合わせた文言整理となります。なお、上位法の主たる改正は障害児という単語を使用しなくなったこと、また就学指導を就学支援としたことであります。

議案第107号別紙資料、新旧対照表を御覧ください。現行の題名及び第2条において「心身障害児就学指導審議会」を改正案のとおり「教育支援審議会」と名称の改正を行い、第1条においては現行「共同して」の次に改正案の一文を加えるものです。

第3条では、「教育総務課」を「事務局」へ文言整理し、第4条第1項本文及び同条第2項においては「就学指導」を「就学支援」に改め、第4条第1項第1号においては第4条を第11条に引用条項を改正するものです。

この規約の施行日は、附則におきまして令和4年4月1日からと定めるものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第107号 双葉南地区心身障害児就学指導審議会共同設置規約の一部を改正する規約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休議します。

休 議 （午前11時15分）

---

再 開 （午前11時16分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、議案第108号 令和3年度富岡町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。  
総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、議案第108号 令和3年度富岡町一般会計補正予算（第4号）の内容についてご説明をいたします。

今回の補正は、各種事業の進捗状況を踏まえ、事業費の精査や整理を行ったものでございますが、新型コロナウイルス感染症に対応するなど、緊急に実施すべき事業に係る費用も加えるなどした結果、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ5億1,392万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140億964万円とするものでございます。

初めに、歳入における予算補正の内容について申し上げます。2ページをお開きください。第1款町税2億1,285万4,000円の減額は、第1項町民税において3,332万円の増、第2項固定資産税において福島復興再生特別措置法に基づき、税の優遇措置がなされるなどと認定された事業の用に供される土地、家屋等に係る固定資産税の免除などにより2億4,367万4,000円の減、第3項軽自動車税において250万円の増、第4項町たばこ税において500万円の減とすることによるものでございます。

第6款法人事業税交付金、第1項法人事業税交付金719万7,000円の増額は、交付実績によるものであり、第7款地方消費税交付金、第1項地方消費税交付金2,000万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響による消費の落ち込みなどからの交付見込みに対応するものでございます。

また、第9款地方特例交付金、第1項地方特例交付金171万3,000円の増額は、交付実績によるものでございます。

第10款地方交付税、第1項地方交付税1億9,548万8,000円の減額は、普通地方交付税の交付見込みを2億8,400万円余りの増とする一方で、対象事業費の精査や実績などから震災復興特別交付税が4億8,000万円の減となったことによるものでございます。

第12款分担金及び負担金、第2項負担金266万4,000円の減額は、老人福祉施設入所者負担金の減によるものでございます。

第13款使用料及び手数料9万6,000円の増額は、第1項使用料において、土木使用料など8万8,000円の増、第2項手数料において、総務手数料が減となる一方で土木手数料が増となり、8,000円の増となることによるものでございます。

第14款国庫支出金1億3,338万7,000円の減額は、第1項国庫負担金において、自立支援給付費負担金や障害児入所給付費等負担金、また新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金などの増により2,708万6,000円の増、第2項国庫補助金において、子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金や新型コ

コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの増により9,316万6,000円の増、第3項国庫委託金において、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金や福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金などの減により2億5,363万9,000円の減となることによるものでございます。

第15款県支出金1,234万2,000円の減額は、第1項県負担金において360万円の減、第2項県補助金において、福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金などが増となる一方で、営農再開支援事業補助金や避難地域復興拠点推進交付金などが減となるなどして867万1,000円の減、第3項県委託金において5万1,000円の減となることによるものでございます。

3ページを御覧ください。第16款財産収入1,207万9,000円の増額は、第1項財産運用収入において、再エネ施設出資配当金などが増となるなどして1,198万円の増、第2項財産売払収入において9万9,000円の増となることによるものでございます。

第18款繰入金3,866万円の増額は、第1項特別会計繰入金において、公共下水道事業特別会計繰入金の増により1,990万9,000円の増、第2項基金繰入金において、財政調整基金などが減となる一方で、公共用施設整備基金繰入金が増となり、1,875万1,000円の増となることによるものでございます。

第20款諸収入306万1,000円の増額は、第1項延滞金、加算金及び過料において87万7,000円の増、第4項雑入において、双葉地方診療所費負担金精算金などにより218万4,000円の増となることによるものでございます。

これらにより、歳入合計5億1,392万9,000円の減額補正となったものでございます。

次に、歳出における予算補正の内容について申し上げます。4ページを御覧ください。第1款議会費、第1項議会費1,270万5,000円の増額は、全員協議会室傍聴システム整備工事費の計上によるものでございます。

第2款総務費5,210万2,000円の減額は、第1項総務管理費において、一般職員等給与費、文書事務諸経費、広報発行事業費や町づくり活性化事業費などの減により4,348万2,000円の減、第2項徴税费において565万2,000円の減、第3項戸籍住民基本台帳費において14万5,000円の増、第4項選挙費において301万3,000円の減、第5項統計調査費において10万円の減とすることによるものでございます。

第3款民生費3,125万9,000円の増額は、第1項社会福祉費において、自立支援事業費や国民健康保険事業特別会計繰出金などが増となる一方で、健康増進センター事業費が減となるなどして4,112万6,000円の減、第2項児童福祉費において、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費の計上などにより9,348万8,000円の増、第3項災害救助費において、東日本大震災救助経費や県内外避難者交流事務諸経費の減などにより2,110万3,000円の減とすることによるものです。

なお、子育て世帯臨時特別給付金につきましては、当初の国の指針に従い、5万円分を給付するというこの予算計上にとどまっておりますが、昨日国からの事務連絡により、一括して10万円を納付することも可能となったことから、町長のご意向を踏まえて、本町においても一括して10万円を給付することとしたいと考えているところでございます。この予算対応につきましては、この後議会運営

委員会をお開きいただき説明し、ご協議を申し上げたいと考えておりますので、ご承知おきを願いたいと思います。

続きまして、第4款衛生費723万8,000円の増額は、第1項保健衛生費において63万8,000円の増、第3項上水道費において双葉地方水道企業団負担金の増により660万円の増とすることによるものでございます。

第6款農林水産業費6,864万1,000円の減額は、第1項農業費において、営農再開支援事業費や農業復興対策事業費、地域おこし協力隊事業費の減などにより6,941万5,000円の減、第2項林業費において17万4,000円の減、第3項水産業費において94万8,000円の増とすることによるものであります。

第7款商工費、第1項商工費372万2,000円の増額は、中小企業等支援事業費などを減とする一方で、商業拠点施設整備事業費や観光振興事業費、また再エネ復興まちづくり基金積立金が増となることによるものでございます。

第8款土木費8,585万6,000円の減額は、第1項土木管理費において162万7,000円の増、第2項道路橋梁費において、道路維持管理事業費や照明灯管理事業費などの減により5,553万円の減、第3項河川費において8万円の減、第4項都市計画費において、都市計画事業費や曲田土地区画整理事業特別会計繰出金などの減により3,307万3,000円の減、第5項住宅費において120万円の増とすることによるものでございます。

5ページを御覧ください。第9款消防費、第1項消防費1億7,079万4,000円の減額は、予定する特定復興再生拠点区域の入域規制の緩和を見据えたパトロール体制の強化のための追加費用を見込みつつも、防火防犯パトロール事業費などにおいて請負差金を整理することなどによるものでございます。

第10款教育費2億570万1,000円の減額は、第1項教育総務費において55万2,000円の増、第2項小学校費において34万9,000円の減、第3項中学校費において6万7,000円の増、第4項幼稚園費において、認定こども園運営費の減などにより970万9,000円の減、第5項社会教育費において、アーカイブ施設整備事業の終了に伴い、関連の事業費を整理したことなどにより1億7,776万9,000円の減、第6項保健体育費において、生涯スポーツ振興事業費や学校給食管理事務諸経費などの減により1,849万3,000円の減とすることによるものでございます。

第11款災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費1,024万1,000円の増額は、道路橋梁施設災害復旧事業費などの増によるものでございます。

第14款予備費、第1項予備費400万円の増額は、施設設備の不具合解消や、職員が新型コロナウイルスに感染したことに伴う庁舎の消毒に要する費用などに既に401万3,000円の予備費を充用していることから、今後の不測の事態に備え増額をするものでございます。

これらにより、歳出合計5億1,392万9,000円の減額補正となったものでございます。

次に、継続費、繰越明許費及び債務負担行為の補正の内容について申し上げます。6ページ、7ページ、第2表、継続費補正を御覧ください。第10款教育費、第5項社会教育費、事業名、富岡町アー

カイク施設整備事業において、事業費の総額を19億6,855万3,000円から19億6,446万5,000円と、また令和3年度の事業費年割額を9億1,809万7,000円から9億1,400万9,000円とそれぞれ整理し、変更するものでございます。

9ページをお開きください。第3表、繰越明許費補正を御覧ください。第6款農林水産業費、第2項林業費、事業名、ふくしま森林再生事業において1億6,200万円、第8款土木費、第3項河川費、事業名、河川整備事業において593万3,000円、第11款災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費、事業名、道路橋梁施設災害復旧事業において3,691万2,000円のそれぞれについて繰越明許費を設定するものでございます。

10ページ、11ページ、第4表、債務負担行為補正を御覧ください。庁舎施設管理（富岡町役場庁舎機械警備委託料）でございますが、これをはじめ記載の33事業について起債の期間、それから起債の限度額でそれぞれ債務負担行為の設定をするものでございます。

以上が今回の予算補正の内容でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。16ページをお開きいただきたいと思えます。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 町税の固定資産税のところ、国からの交付金が来るということで2億4,000万円減額になったのですけれども、実際この2億4,000万円交付になる分の大きな内訳というのか、どのものところでこの金額の分があるのか、ちょっと教えてもらっていいですか。

○議長（高橋 実君） 税務課長。

○税務課長（志賀智秀君） 2億4,337万円の減額ですが、まず減額の理由でございますが、一番大きい要因としては福島復興再生特別措置法に規定する課税免除による減収でございます。減収額が1億9,129万円となっております。これは、避難区域の復興のために事業を行う事業者を対象とした税の優遇措置でございます。企業立地促進区域及び避難解除区域等において事業の用に供する新設または増築した家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対する固定資産税を免除するというものでございます。免除期間は5年間で、今回の適用対象ですが、20社、36件で1億9,129万円となっております。なお、この減収分については震災復興特別交付税で補填されることとなっております。

その他の要件といたしまして、新型コロナウイルス感染症経済対策における地方税制上の措置によ

る減収、これは何かといいますと地方税法の改正により厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準額を2分の1またはゼロとするというものでございます。令和2年の2月から10月までの任意の3か月間の売上高が前年の同期間と比較して30%以上50%未満減少しているものについては2分の1、50%以上減少しているものにはゼロとするものでございます。こちらの課税免除ですが、2分の1減免適用が18件で減免額が662万3,000円、全額減免適用が7件で2,139万4,000円となっております。この減収分につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金によって全額補填されることとなっております。

説明は以上でございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） ありがとうございます。特別のエリアのやつは、さっきも延長しているのであれなのですけれども、当然5年間免除してその分もらっているわけですけれども、行く行くは普通になってくると減価償却である程度減ってくる。今度また新たに来る。工業団地の完成がいろいろな形で出てくると思うのですけれども、最終的に5年延びましたけれども、また延びていくような雰囲気なのですか。それによって、多分固定資産税を増やしていかなければいけないのは分かるのですけれども、その代わりがどうなっていくのか。

○議長（高橋 実君） 税務課長。

○税務課長（志賀智秀君） 断言はできませんけれども、今回も令和8年まで延長になっておりますので、また恐らく延長になるのではないかと考えられます。ただ、これが続いた場合その減収分については、先ほど申し上げましたように、震災復興特別交付税で補填されますので、プラマイはゼロということになりますので、町への影響はないというようなことでございます。ちょっとあまりうまい説明ではございませんが、そんな感じでございます。

○議長（高橋 実君） 16、17ページありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 22、23ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 24、25ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 26、27ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 28、29ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 30、31ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 32、33ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 歳出に入ります。34、35ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 36、37ページ。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） まず、37ページの報酬の企画事務諸経費の総合開発審議会のメンバーの報酬についてなのですが、今何人いらっしゃるのか。また、こういう差別ではないのですが、これは大事な委員会でもありますし、地元に住んでいる方、定住されている方、またどうしても地元に住めなくて他方面の避難されているところから来た方の構成人数について何人なのかというのを教えていただきたい。

それともう一つ、18、負担金補助及び交付金の中の移住・定住促進事業費の中における移住相談会の出展負担金等の、これ支出していませんが、ただ今回移住、定住の中で前もお話しいただいたと思うのですが、町づくり会社が担当すると、それでなおかつ町づくり会社の事務所等が変わるような話を聞いているのですが、それ変わられたのか、変わるのか、その点、またそれとともにどのような事業を来年度進めていくのか、補正も含めてということでお聞きしたいのですが。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） まず、1点目の総合開発審議会の件でご質問いただきました。何人いて、地元でどのくらい住んでいらっしゃるかということでございます。この件につきましては、総合開発審議会は12人です。うち地元で生活されている委員の方は5人となります。

次に、移住関係で相談会出展負担金ということでございますが、こちらは東京で実際出展をし、相談会を実施する予定でございましたが、新型コロナウイルス感染拡大関係のことによりまして中止となったものでございます。この事業については、その状況によりますが、ただいま町づくり会社と一緒にしながら移住相談関係を実施しております。具体的に申し上げますと、移住に関心がある方、また計画している方、検討している方、様々な層がございまして、その方々が一番望んでいることのアナウンスを取ると、やはり顔の見える場所が信頼できるという形になりますので、こちらにつきましては状況を見ながらまた実施をして進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 説明ありがとうございました。まず、1点目の総合開発審議会の会員の構成分かりました。なぜお聞きしたかという、これから富岡町、地元において住んでいる方が増えてきている状況において、富岡町のいろんな開発、または計画についてはやっぱり地元の声というのがこれから大切になるかと思えます。そのためにも構成的に地元5人、あとどうしてもこちらに住めないという方が7人いらっしゃる。今の状況ではこれは議会から2人出向していますので、妥当なのかと理解させていただきます。これからもいろんな状況においてもその変化が出てくると思えますので、その変化において委員の構成を考えていただければよろしいかと思えます。

2点目については、移住・定住推進事業費の中における説明いただきましてありがとうございます。これから富岡町は、移住、定住について強く進めていく町の政策、またはおのおのの民間の事業の協力もいただいて進む事業だと思っておりますので、今の説明で、コロナ禍でできなかったのは分かりますが、来年度踏まえてぜひとも今年度その準備という形で、この前も全協でもお話しいただきましたけれども、より強く事業を進めていただきたいと思うし、あともう一つ、今現在やっている事業の中でPR的なもの、また広報誌に載つけた事業的なものがあれば再度聞きたいのですが、よろしくをお願いします。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ありがとうございます。まず、町内の環境によって、また個々の生活のこともありますので、総合開発審議会委員、ほかもそうでございますが、やはり地元をよく見ていただきながら、しっかりと様々な計画等々について検討していただくという場でございますので、その点については状態を見ながらしっかりと進めてまいりたいと考えてございます。

2点目の移住、定住関係でございますが、ぜひとも進めようというご指導をいただきましてありがとうございます。まさに顔が見えて初めて富岡を選んでいただけるような形になるかと思えますので、鋭意進めさせていただきたいと思えます。また、現在取り組んでいるPR関係の話でございますが、まずターゲット層と私たちは呼んでおりますが、どこの方々、年齢層が一番関心持たせようという形で、PR動画を作成させていただきました。それは、やはり同じ福島を知り尽くしている女性タレント、県内で活躍しているところでございますが、その方々のご協力を得て、かつその方々の自分の声で発信していくというような動画にさせていただきました。おかげさまでユーチューブに上げておりますが、件数もかなり伸びて、富岡町の認知も広まっておるとい状況でございます。加えて、土地関係、それから住宅の支援関係についてはターゲット層もかなり絞り込んで情報誌に掲載いたしました。その反響もあり、他自治体からどんな考えを持ってやっているのだということでもちょっと教えてくれなんていうことも聞いているような状況でございますので、さらに角度を決めてしっかりと移住、定住に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 36、37ページありますか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 町づくり活性化事業のところの基本構想の調査委託料なのですが、これ1,300万円ほど減になっているのですけれども、根本的に予算が3,800万なのです。相当の減額率なのですが、この減額の内容をちょっと教えてください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 町づくり構想基本調査委託料でございますが、こちらは昨年度に続いた街路樹樹木のカルテをつくるという形でございます。当初データ、今も動いておりますが、現地に足を運んで1本1本そのカルテを作っていく、そのデータを一からつくり込んでいくという事業でございますが、その間地理情報システムとうまくリンクができないかということを進めたところ安価にできるという形になったので、経費削減に向かって調整をした結果、この減額となったものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 請け差と考えられるのだと思うのですけれども、地理情報システムというのはただそこにプロットするだけの話であって、実際に1本1本は人が行って見て人件費でいくわけですが、安ければいいというわけではないので、もうちょっと具体的に、1,000万円以上の減額になったのはただ地理情報システムを使ったから1,000万円安くなったというだけではなくて、地理情報システムを使うことによって何があって、1,000万円の委託料ってすごい金額ですから。委託料ですから。工事ではないので、もうちょっと詳しく教えて。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） まず、昨年度でございますが、実施した街路樹調査については町内の業者に1本1本はかっていただいて、1,390本の街路樹があるということは分かりました。それをベースに街路樹をピンポイントで歩いていく中で、帰還困難区域は21路線、それから避難指示解除準備区域は51路線ということで、また昨年度植樹した桜も含めると合計街路樹としては1,422本というものが分かりました。それを1本1本確認しているところでございますが、そのデータを紙ベース、それからPDFみたいな電子データになっているもの今度プロット作業となるとまた別な企業が持っているソフトを使っていくという形になるので、特許等もありますから、そちらにまた委託という形になります。ただし、それを新たに一からつくり始めるという形になると3,800万円ぐらいかかるというものでございますが、再委託という形で考えると1,000万円ぐらい削減することができると分かったものですから、今回経費削減のため、こういう事業をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） これから来年度の予算に向かっていくわけですが、経費削減になって

いたということは確かにいいことだし、それは当然していかなければいけないのですけれども、予算を計上する段階で企画が一番いろんな意味で、交付金も含めていろんな折衝するところなので、やはり予算を確保する段階でそういうノウハウがあるのかとか、そういう技術があるのかということろまである程度把握した上で予算を取っていけばこの分の予算で違うことができたかもしれないし、もっといろんな形のことを考えられると思うのです。今特にこの町づくり、富岡町をどうしていくかというのは非常に重要な問題なので、できればそれだけの予算確保ができる状況であるのであれば、もうちょっと幅を広げてきちっとした、一步進んだものをつくるとかということが出来るわけなので、そういうような考え方で、事前にやはりどういうノウハウでやるのかということろまではある程度決めた上で予算の確保して、予算の段階で抑えて、ある程度使える金額の中からステップを1歩、2歩進めるといっていただければ非常にありがたいのですけれども、その辺に関してはどうですか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ご指導ありがとうございます。まさに予算計上する際様々な課、例えば今ほど挙げました街路樹関係ですと産業振興課なり都市整備課なりの知恵というものが必要かと思っております。その点について、再度当初予算計上する際には予算のブラッシュアップをしながら、しっかりと計上には向かっていきたいと思っております。今後ともそのような姿勢を持って取り組んでまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 38、39ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 40、41ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 42、43ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 44、45ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 46、47ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 48、49ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 50、51ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 52、53ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 54、55ページ。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 鳥獣被害について質問なのですが、被害防止施設購入費と、あとは鳥獣被害防止緊急対策事業費、両方減額なのですが、イノシシとか、こういった鳥獣類の今の富岡町の中における全体的な流れ、もう山に入ってしまったって出てこなくなってしまったのか、数が相当減っているのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

現在のイノシシ、鳥獣対策でございますが、まず避難指示解除区域につきましては町の実施隊等が中心になって捕獲作業を行っております。また、帰還困難区域につきましては、現在環境省の事業として実施をしております。これまでの捕獲数を見ますと、前年度より現在ですが、約150頭ほど捕獲数は減っております。分析の結果でございますが、町民の方が徐々に増えてきている状況もありますし、そういうところでイノシシが従来の山に移動しているというようなデータもあります。そのようなことでありますが、まだ私どもの農地の被害等も確認しておりますので、そういうところにつきましては電気柵等の補助金等も使いながら今後継続して進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 前年度から150頭ほど減ったということなのですが、できれば令和元年、2年、3年、何頭で何%くらいずつ落ちてきていますが、まだ継続しますなど、ちょっとパーセントとか数字を前面に出して、これくらいだったのがこれくらいになったよと、そういった話を聞かせてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 申し訳ありません。現在前年度比較の資料となっておりますので、数字については今準備をさせていただきます。これまで解除から対策を練っておりますが、こちらで徐々に減ってきているというところがございます。それで、すみません、数字は後ほど報告をさせていただきます。先ほども申し上げましたように、実施隊の活動によりまして住民が増えてきているというところで、農業被害も解除時期に比べれば大分町民からの電話の連絡も減ってきております。基本的には対策によって、人が住むエリアから本来の場所に移動しているということがございます。数字は申し訳ありません。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 7番議員の関連になりますが、ここの農業農村振興施設管理事業費軒並み減

額で、農業を取り巻く状況が携わる人が少ないということでなかなか補助金も出せないという部分があるのかなと思うのですが、この鳥獣被害に関しては駆除隊の人たちに減っているのかを聞くと、捕れるわけないだろうという言葉が出てくるのです。何でというと、餌もろくにないのに捕れないだろうという言葉が出てくるものですから、ちょっと不思議に思うのです。これだけ減額幅が大きくなっていくのであれば、餌もイノシシがどういう餌好むか分からないですが、イノシシばかりではないですよ。ハクビシンとかいろいろあるのでしょうか。どういう餌を好むか、そういう好むような餌を入れてやれば、若干やっぱり駆除対策が前に進めるのかなと思うのですが、その辺はどうなっているのか。

あとは、これかなり減額幅が大きいものですから、減額になるということは悪いことではないのですが、事業が逆に進んでないということにもなるのかなと思うのです。その辺のこの大きく減った理由ちょっとお教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） まず、餌の問題ですが、そちらにつきましては町と実施隊で十分に協議をして実施しているところがございます。餌代についても町のお金を出しておりますが、現在基本的に米ぬかなんかを使ってやっておりますが、そちらについては隊員とどのようなものがあるのかということで再度協議をして、次年度以降実施をしていきたいと思っております。

あと、こちらの農業振興費で減額ということになっております。そちらにつきましては、当初予算計上の際に、基本的には外部の農業法人等の進出等も含めて若干余裕を持った予算を取っているところがございます。減額をしておりますから、活動が減っているということではありませんので、ご理解をお願いしたいと思います。また、当初予算については基本的には適正な金額ということでございますが、できるだけこういう形で変更がないように、次年度当初予算の計上については努めてまいります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 鳥獣被害に関しては、駆除隊といろいろ相談しながら、予算足りなければ予算を計上してやるなり、お計らい願いたいと思っております。

あと、農業農村振興施設管理事業費かなり減っているということを言いましたが、農業法人とかが参入してくれる会社がありませんという部分もあるのでしょうか。かなり聞くとところによると麦ですか、麦を作るのに田んぼ貸したのだとか、畑貸したのだとか、そういうのがかなり聞こえてくるのです。今農業委員会として何社、会社にはなっていないのでしょうか。個人でやっている人も多いのでしょうか。どのくらいの数町内に農地を借りて入ってきているか、数が分かれば教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 申し上げます。

町外の方の参入ということでございますが、現在大きくやられているのは、いわき市の農業法人の方で、こちらにつきましては主に清水地区、上郡山、あと本岡ということでございますが、本年度の実績としまして水稻で9ヘクタール、あと小麦とソバでございます。こちらにつきましては、二毛作ということで15.5ヘクタールということで実施をしております。また、高速道路の降り口の辺ですが、そちらにつきましては新地町の事業者が現在ブロッコリー等の試験栽培を行っております、今後町内での拡大を検討しております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 午後1時まで休議いたします。

休 議 （正 午）

---

再 開 （午後 零時52分）

○議長（高橋 実君） では、再開いたします。

産業振興課長、午前の答弁漏れ。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、午前中7番議員より質問をいただきましたイノシシの捕獲頭数についてご説明をいたします。

令和元年度からの数字となりますが、まず町の捕獲数が469頭、国が450頭、合計919頭でございます。続きまして、令和2年度でございます。町の捕獲数が386頭、国が203頭、合計589頭ということです。全体としまして、令和元年度から約36%減少ということになります。令和3年度、こちら11月末現在の数字となりますが申し上げます。町の捕獲数97頭、国が142頭、合計で239頭ということになります。11月末の数字ということでございますが、令和2年度386頭の捕獲ですので、3月までには前年度よりは少なくなるというような見込みでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ないですか。

では、56、57ページ。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 午前中質問したのを忘れてしまった。先ほどの答弁で、いわき市の農業法人が大きいところは参入してきていると。あとは米、麦、ブロッコリーなど、多種多彩に作物作られているのかなと思うのですが、特に小麦、町外から参入してくると反当たりの補助金が結構もらえるということで、町外の人たちは多分鶉の目鷹の目で貸すところを探っているみたいなのですが、そういう状況の中で農業している人に、土地を持っている人に全部行きますので、最終的には町にも報告あるのでしょうか、後の金銭面でのいざこざのないように町がしっかり管理していただければと思

います。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 先ほど午前中の答弁から繰り返しになりますが、まず町内では先ほど申しあげましたように、2法人が現在作付を行っております。あと、今後の予定でございますが、来年度以降田村市、広野町、あといわき市の3農業法人につきましても町内での営農再開に向けて現在調整をしているところでございます。基本的にはJAにお願いをしまして、農地のマッチングを行っておりますが、外部法人の方と地元の方、十分調整を取って参入をしていきたいと考えております。そちらトラブルのないように、町の営農再開に向けて取組を進めたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 58、59ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 60、61ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 62、63ページ。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 照明灯管理事業費の中で照明灯工事費2,300万円の減額補正となっているのですが、この内容を教えてください。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

照明灯の工事につきましては、特定復興再生拠点内の不具合のあった照明を修繕するというのが目的で計上した予算でございます。こちらにつきましては、当初予算におきましては通電の時期等が分からなかったもので、通電を行わない状態で調査をするということですので費用がかなり計上されるところでございましたが、その後東北電力で通電がある程度の日程分かりましたので、直営にて我々が調査したところでございます。それに伴って、全470灯のうち270灯の不具合を見つけたところでございます。それによって調査費が減となっているところでございます。また、加えて夜の森桜通り線でございますが、こちらにつきましては通常の灯具の復旧ではなくて、景観を考慮した灯具とするために引き続き復興庁と調整をしていくということで今現在進めておるところでございます。当面は、特定復興再生拠点内の270灯については、灯具が直るということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。照明工事、当初どこまで修繕が必要かというのが把

握できなかったので全灯補修できるような予算計上だったということで理解しました。例えばこれせ  
っかく予算あって、減額ただするのではなくて、例えば今解除になっている地域でもやはり照明が欲  
しいよというような声もまだ聞きますので、そういったところにその費用を充てられなかったかどう  
か教えてください。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

今回の予算につきましては、財源を復興庁の予算としておりますので、基本的に解除になったとこ  
ろにつきましては町の単費で行っているところでございます。そちらには回せなかったということ  
でご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 64、65ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 66、67ページ。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 67ページの富岡町防火防犯パトロール事業費ということで、ここの委託費が  
1億5,700万円ということで、かなり減額というところなのですけれども、その中身について教えて  
ください。お願いします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） お答えいたします。

今回富岡町防火防犯パトロール事業費ということで、1億5,772万2,000円ほど減額しておりますが、  
こちらにつきましては町内警備業務ということで警備会社に委託しております分、そちらの請け差分  
の減額というのが主でございまして、こちら今年度も設計段階で参考見積りを徴取したところではご  
ざいですが、その参考見積りを徴取した時点での金額と落札額ですか、そちらに開きがあったとい  
うことでその分を減額させていただいております。なお、さらにそれに今回1月から特定復興再生拠点  
区域内の増大というもの、そちらも加味しておりまして、そちらに2,500万円ほど計上してござい  
ますが、その増大分も加味した形で今回減額しておるところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。見積額と大分差が開いていたということの回答な  
のですけれども、危惧しているところは今後バリケードゲートの取り外しだとか、あとは来年の準備  
宿泊に向けて、町としても防犯対策については強化しなければならないところだと思いますので、そ

この部分、警察とか消防とも調整はしていると思うのですが、その部分についての内容というか、中身についても教えていただきたいのですけれども、お願いします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） これから来月の特定復興再生拠点区域内の立入規制緩和、その後の準備宿泊を見据えまして、まずは1月よりこの業務の中で帰還困難区域内の台数について1台増やしまして、合計5台での運用ということで、5台のうち2台は帰還困難区域内に、そのうち1台は必ず拠点区域内にというようなことでの仕様に変更をして今回増大をいたすところでございます。また、その状況を今後も見まして、増大の必要性であるとか、そういったところをしっかりと勘案しまして、今後の準備宿泊に向けて進めてまいりたいと考えております。また、双葉警察署あるいは富岡消防署ともしっかりと連携を図りながら、拠点区域内の方々に不安を与えないように、安全、安心の材料となるように防火、防犯対策ということで今後しっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 68、69ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 70、71ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 72、73ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 74、75ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 75ページの歴史民俗資料館事業費のところなのですけれども、これ委託料のところの予算が4億3,000万円ちょっと、ほぼ1億円ぐらいの委託料の減になっているのですけれども、これのこと。それから、工事費が7,481万6,000円減になっているのですけれども、記憶ですと工事費って増額補正をかけたような気がするのですけれども、これどういうことなのかちょっと説明をお願いします。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤邦春君） お答えいたします。

今回歴史民俗資料館事業費ということで、こちらにつきましては7月に開館したアーカイブミュージアム建設及び展示等のかかる経費でございまして、これは令和元年度から令和3年度までの継続費という形で予算計上させていただきました。この3年分の合計の余剰額を今回減額補正したものでございます。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○生涯学習課長（佐藤邦春君） 工事費も併せて同じ形で。工事費の増額……多分年度の途中で継続費の年度割というのが決まっていますので、そちらで金額が……かと思えます。

○議長（高橋 実君） 6番議員、工事費の分だけ再度質問して。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 工事費は工事の途中でいろいろあって、工事費そのものを増額補正したと思うのです。この工事費が本体工事なのか、何の工事なのか分からないですけれども、もう少し詳しく内容を教えていただきたいということです。当然3年間に分けていたのは分かっています。分かっていますけれども、途中で建築の工事費の増額とかいろいろあったのですけれども、その中で、あと委託料も今の話だと3年分で1億といたって、去年の段階である程度分かっている、ある予算をただ減額するだけではなくて、もうちょっと中をいろんなことをするとか、ほかに方法があったのではないかと思うのですけれども、その辺も含めてお願いします。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤邦春君） お答えします。

工事等の金額、あと委託料につきまして、金額、当初の見込みが多かった、うまく算出できなかったというところもありますし、あと今年の7月に開館したというところもありまして、それまでかかった経費等もありまして、その部分については金額の部分でもう少し早く減額補正等できればよかったのですが、ちょっとその辺がまだ確定しなかったものですから、金額が今回になってしまったということです。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 今できないのであれば後でもいいのですけれども、工事費の減額は一括で、1つのことで7,400万円、委託料も1つのことで9,900万円、1億円ですから、1つの項目でそれだけ、あれだけ大きな施設ですから、下がっているとは思えないので、この9,900万円と7,400万円の内訳をどの工事で幾ら、どの工事で幾ら余ったのかというのを教えていただきたいのですけれども、分からないのであれば後ほど。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤邦春君） 内訳の細かいところはちょっと分からないのですけれども、施設を造るのに約18億8,000万円ぐらいかかっておりまして、基金で17億円、一般会計で1億8,000万円というような形でやっております、あと工事等の細かい内訳につきましては、ちょっと今資料をそろえていなかったものですから、申し訳ございません。後ほどお答えさせていただければと。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 全体の工事費については、継続事業でございますから、その都度調整を

して、今回最終の整理ということをして400万円、500万円ほどの総事業費を調整したというところでございますが、予算においては実は開館直前まで準備を進めるという関係もありましたので、特に委託費は開館後も補強が必要だというようなことがあればということで今まで確保していたというところと予算調整の際に伺っております。それから、工事費についても同様なもの、開館後ちょっと見込めなかった、想定できなかった何かが出てくれば、その対応のために取っておいたというようなことを伺っております、開館後その必要性がなくなったので、今回減額したと調整の際には伺っているところでございます。予備的なものとして取っておいたと伺っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 質問あれば、1回だけいいよ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 年度で繰越ししているのですが、今年度いっぱいあるわけで、開館している今の状態だけの状態ならばいいのですけれども、今の開館している状態が決して100%というか、いろいろな意見があらうかと思うのですけれども、そういうのを修正したりとか、いろいろなことがあの会館にもっと人がいっぱい、1万人達成にはなりましたけれども、やっぱりまだインパクトが足りない部分、いろいろな部分があるかと思うのですけれども、そういうところを充実させて、最終的に展示に関しても、工事にしても終わるという考えはなかったのですか。ただ予算を終わったから終わりという。

○議長（高橋 実君） 課長らに申し添えておきます。自分の案件は自分で責任持って、誰か助けてくれると思ってきょろきょろしているようでは、ここに座っている意味ないから、議長からきつく言っておきます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤邦春君） お答えします。

今後まだ年度途中ということなので、かかってくる経費等も考慮して、今回3月の補正のときに全額を落とすようなことではちょっといけないということで、今回12月で落とせる分は金額を落とさせていただいたという経緯があります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 暫時休議します。

休 議 （午後 1時12分）

---

再 開 （午後 1時13分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

ほかにごございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 76、77ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 78、79ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 81ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 82、83ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 84、85ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 86、87ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 88、89ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 90、91ページでは。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 総括でなのですけれども、桜まつりに関して質問させてください。

債務負担行為ということで、令和4年で2,100万円くらい上がっていますけれども、通常今の桜まつりは芸能人を呼んで、それで盛大にというようなやり方をされてきたと思うのですけれども、私も今広域に行かせてもらって、ふたばワールド、こういったお祭りなんかやはり芸能人を呼んで、新型コロナのためにキャンセル料がすごいのです。1か月前とか、何日前とかというのが何%とかというのがあって、結構な金額を払わなければならないと、そういったことがあるので、もし来春の富岡の桜まつりに間に合うのであれば、できればよそから芸能人を呼んでくるよりは、地元の人のおよさこの大会だったり、太鼓の大会だったり、あとは何か最近、昨日かな、テレビで見たのですけれども、お笑い、2人1組で笑わせるような大会だったり、そういう素人の人が出場しながら、何か楽しく遊べるようなやり方、こういったイベントで盛り上げるのもどうかなと。それで、優勝した人に何かお米をあげるとか、そういうようなものに切り替えていってはどうかと思うのですが、その辺どうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

当町の桜まつりにつきましても、ふたばワールドと同様、例年加速事業を使って実施をしております。

す。昨年度はコロナの影響がありましたので、当初予定していましたプロポーザルを中止しまして、交付金でのイベントはやらなかったということでございます。その分交付金を使わなかったということで、県の再エネの補助金なんかを使って自前のイベントをやらせていただきました。基本的にキャンセル料等発生するというようなことですから、現在も多少コロナも増えてきていますが、来年のイベントの時期に合わせてその辺はしっかりと早めに判断をして、まずキャンセル料等発生しないような形で進めてはいきたいと考えております。あと、先日も申し上げましたが、交付金につきましては今後継続してもらえるものではありませんので、地元の団体等を活用していろいろと手作りのお祭りに切り替えていかなければならないとは考えております。議員の意見を踏まえまして、今後イベントの内容について検討させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 国の加速事業は、芸能人呼ばなくても、例えば町民参加型、こういった祭りにしても加速事業ってできるのですか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 交付金につきましては、必ず芸能人を呼ぶということではありませんので、地元の方の出演等での使用というのも可能ですので、その辺はいろいろと検討していきたいと思えます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） キャンセル料が多く取られるから芸能人呼ばないようにしましょうって聞こえたのであれば、ちょっと私の説明不足なのですけれども、地元をイベントで盛り上げるという考え方から、やはりこの辺でちょっと切り替えていきましょうという提案なものですから、その辺理解してください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 私どももできるだけ補助金に頼らないようなイベントの実施を目指していきたいと思っておりますので、手作りのイベントの実施に向けて地元の方といろいろと調整をさせていただきます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 企画課長、関連する部分があれば。

企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ご提案ありがとうございます。まず、加速事業関係で窓口やらせていただいておりますので、その点で申し上げますと、まずイベント関係については間違いなく芸能人関係呼ぶからというわけではなく、事業に対しての交付という形になりますので、まず該当いたします。それから、先ほど産業振興課長答弁のとおり、この加速事業が未来永劫続くわけではないというのは十分認識しておりますので、事業の中身についてしっかりと精査しながら、どういう形のイベントで

地元が盛り上がるかという、創意工夫が必要かと思っていますので、しっかりと検討しながら、また地元の方々にご協力いただきながら進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第108号 令和3年度富岡町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○散会の宣告

○議長（高橋 実君） 本日はこの程度にとどめ、明日17日午前9時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 （午後 1時20分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和3年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 遠 藤 一 善

議 員 安 藤 正 純

第 7 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

## 令和3年第7回富岡町議会定例会

議事日程 第3号

令和3年12月17日(金) 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第109号 令和3年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第110号 令和3年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第111号 令和3年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第112号 令和3年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第113号 令和3年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第3 委員会報告

1、議会運営委員会報告

2、総務文教常任委員会報告

3、産業厚生常任委員会報告

4、議会運営委員会報告

5、議会報編集特別委員会報告

6、原子力発電所等に関する特別委員会報告

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第109号 令和3年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第110号 令和3年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第111号 令和3年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第112号 令和3年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第113号 令和3年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

追加日程第1 議案の上程

議案第114号 令和3年度富岡町一般会計補正予算(第5号)

追加日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第114号 令和3年度富岡町一般会計補正予算(第5号)

日程第3 委員会報告

- 1、議会運営委員会報告
  - 2、総務文教常任委員会報告
  - 3、産業厚生常任委員会報告
  - 4、議会運営委員会報告
  - 5、議会報編集特別委員会報告
  - 6、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 

○出席議員（10名）

1番	堀本典明君	2番	佐藤教宏君
3番	佐藤啓憲君	4番	渡辺正道君
5番	高野匠美君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	8番	宇佐神幸一君
9番	渡辺三男君	10番	高橋実君

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者

町長	山本育男君
副町長	高野剛君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	植杉昭弘君
総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君
税務課長	志賀智秀君
住民課長	猪狩力君
福祉課長	杉本良君
健康づくり課長	遠藤博生君
生活環境課長	黒澤真也君
産業振興課長	坂本隆広君
参事兼 都市整備課長	竹原信也君
教育総務課長	飯塚裕之君

生涯学習課長	佐藤邦春君
郡山支所長	斉藤一宏君
参事兼 いわき支所長	三瓶直人君
総務課課長補佐 兼秘書係長	松本真樹君
代表監査委員	坂本和久君

---

○事務局職員出席者

議会事務局 事務局長	小林元一
議会事務局主任 兼庶務係長	杉本亜季
議会事務局 庶務係主査	黒木裕希

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第7回富岡町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長(高橋 実君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

8番 宇佐神 幸 一 君

9番 渡 辺 三 男 君

の両名を指名いたします。

---

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(高橋 実君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第109号 令和3年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

[総務課課長補佐兼秘書係長朗読]

○議長(高橋 実君) 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長(遠藤博生君) おはようございます。それでは、議案第109号 令和3年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の内容につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、国民健康保険税の課税実績や国、県支出金の交付見込額確定などに伴い、歳入歳出それぞれ3,212万7,000円を増額し、歳入歳出の総額を25億5,787万5,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明いたします。95ページを御覧ください。第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税は、課税及び収入の実績により72万5,000円を減額するものであります。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金28万8,000円の増額は、東日本大震災特定健診国庫補助金の交付額決定によるものであります。

第4款県支出金、第1項県補助金96万6,000円の減額は、特別交付金において特定健康診査等負担金交付見込額の減によるものであります。

第6款繰入金、第1項他会計繰入金3,095万4,000円の増額は、繰入金の額確定により保険税軽減相当額等繰入金1,803万1,000円、財政安定化支援事業繰入金805万2,000円、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）487万1,000円をそれぞれ増額することによるものであります。

第8款諸収入、第3項雑入257万6,000円の増額は、資格喪失後受診に係る返還金によるものであり、歳入合計3,212万7,000円の増額補正となるものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。96ページを御覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費28万5,000円の増額は、一般管理費として一部負担金免除等証明書作成業務委託料の不足見込額9万5,000円、国保連合会負担金として国保事業報告システムクラウド化に係る運営負担金19万円をそれぞれ増額するものであります。

第2款保険給付費、第1項療養諸費9,485万9,000円の増額は、療養給付費年間見込額の増によるものであります。

第3款保健事業費、第1項特定健康診査等事業費は、予算の増減はなく、国、県支出金の財源更正によるものであります。

第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金6万9,000円の増額は、災害臨時特例補助金において実績の修正により令和2年度分に返還が生じたことによるものであります。

第7款第1項予備費において、会計内調整のため6,308万6,000円を減額し、歳出合計3,212万7,000円の増額補正となるものであり、補正後の歳入歳出の総額を25億5,787万5,000円とするものであります。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、この件については項目が少ないことから一括して質疑を承ります。

100ページから107ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第109号 令和3年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第110号 令和3年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） おはようございます。それでは、議案第110号 令和3年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、事業の進捗に伴い、各事業の精査を行ったものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万6,000円増額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,179万7,000円とするものであります。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。111ページを御覧ください。第1款分担金及び負担金、第1項負担金において、事務の精査により受益者負担金3万6,000円を減額、同負担金滞納繰越し分を1万4,000円増額し、同款で2万2,000円を減額、第5款繰越金、第1項繰越金において、令和2年度の繰越金の精査により58万9,000円を増額、第6款諸収入、第3項雑入において、工事指定店登録料の収入実績として10万9,000円の増額を行ったことなどにより、歳入総額として67万6,000円の増額補正をするものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。112ページを御覧ください。まず、第1款事業費、第1項下水道事業費において、公共下水道維持管理費として、下水道事業の広報用マンホールカード作成のための消耗品費及び路面沈下の復旧費用に係る管渠維持工事費を増額する一方、水質検査業務委託料の請け差や公共下水道事業消費税の令和2年度分の申告額の確定と令和3年度分の中間申告分の精算による減額などにより1,923万3,000円を減額し、また公共下水道整備費として特定財源である負担金の減額3万6,000円を一般財源に組み替える財源調整を行っております。

次に、第4款諸支出金、第2項繰出金において、歳計内の調整として一般会計繰出金1,990万9,000円を増額し、歳出総額として67万6,000円の増額補正を行うものであります。

次に、債務負担行為の設定についてご説明いたします。113ページを御覧ください。今回債務負担

行為として設定する予算につきましては、令和4年度の年度当初より業務を開始しなければならない処理場維持管理に係る委託費であり、限度額として500万円を債務負担行為として設定するものであります。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件についても、項目が少ないことから一括して質疑を承ります。

118ページから123ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第110号 令和3年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第111号 令和3年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第111号 令和3年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、事業の進捗に伴い各事業費の精査を行ったものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ179万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,502万5,000円とするものであります。

初めに、歳入についてご説明いたします。127ページを御覧ください。第3款国庫支出金、第1項国庫補助金において、小良ヶ浜処理区災害復旧事業費の今年度分の国庫補助金の交付内示額の確定により1,500万円を減額、第4款繰入金、第1項繰入金として、歳入歳出予算の調整により1,605万9,000円を増額、第5款繰越金、第1項繰越金において、令和2年度分の繰越額の精査により73万6,000円を増額を行ったことなどにより、歳入総額として179万5,000円を増額補正を行うものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。128ページを御覧ください。第1款集落排水事業、第1項集落排水事業費において、集落排水維持管理費について通信運搬費の精査や火災保険の精算による減額と、水質検査業務委託料の請け差分の減額、原材料費の精査に伴う増額などにより120万5,000円を減額し、災害復旧事業費について小良ヶ浜処理区の災害復旧事業費300万円を増額することにより、歳出総額として179万5,000円を増額補正を行うものであります。

次に、債務負担行為の設定についてご説明いたします。129ページを御覧ください。今回債務負担行為として設定する予算については、令和4年度の年度当初より業務を開始しなければならない処理場維持管理に係る委託費であり、限度額として250万円を債務負担行為として設定するものであります。

説明は以上であります。ご審議よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件についても、項目が少ないことから一括して質疑を承ります。

134ページから139ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第111号 令和3年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第112号 令和3年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を

議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第112号 令和3年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、事業の進捗に伴い各事業費の精査を行ったものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,138万4,000円とするものであります。

初めに、歳入についてご説明いたします。143ページを御覧ください。まず、第1款財産収入、第1項財産受払収入において、換地処分に伴う残保留地の処理により保留地処分金1,628万3,000円を増額し、第2款繰入金、第1項繰入金として歳入歳出予算の調整により1,608万3,000円の減額を行ったことにより、歳入総額として20万円の増額補正を行うものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。144ページを御覧ください。第1款事業費、第1項事業費において、土地区画整理事業諸経費について、換地処分に当たり権利者の特定が困難な共有地の相続関係者に対して、公示送達として官報に記載する公告料20万円を増額補正し、歳出総額として20万円の増額補正を行うものであります。

次に、繰越明許費の設定についてご説明いたします。145ページを御覧ください。今回繰越明許費として設定する予算は、第1款事業費、第1項事業費で、事業名、土地区画整理事業で曲田土地区画整理事業における換地処分後の精算事務や登記事務などに係る委託料として1,719万7,000円を設定するものであります。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件についても、項目が少ないことから一括して質疑を承ります。

150ページから153ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第112号 令和3年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第113号 令和3年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） 改めまして、おはようございます。それでは、議案第113号 令和3年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容について説明いたします。

今回の補正は、介護保険料の徴収対象者が増えたことなどにより徴収額が増額となる一方、介護サービスに係る介護保険給付費の減に伴い、国庫支出金など交付見込額が減額となることなどから、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ837万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,053万4,000円とするものであります。

初めに、歳入についてご説明いたします。157ページを御覧ください。第1款保険料、第1項介護保険料では、65歳以上の介護保険料徴収対象者が増えたことなどにより145万3,000円を増額するものであります。

第3款の国庫支出金では、介護サービスの利用率が下がったことなどにより、第1項国庫負担金において介護給付費負担金で259万8,000円を減額、また低所得者保険料軽減負担金で73万7,000円を減額、第2項国庫補助金において地域支援事業交付金で165万2,000円を減額する一方、災害臨時特例補助金で477万6,000円、介護保険事業補助金で79万1,000円をそれぞれ増額し、合わせて58万円を増額するものであります。

第4款支払基金交付金も同様で、第1項支払基金交付金において、介護給付費の減に伴う介護給付費交付金等の減額で、介護給付費交付金で350万4,000円、地域支援事業支援交付金で142万8,000円、合わせて493万2,000円を減額するものであります。

第5款県支出金281万5,000円の減額も同様、介護給付費負担金の減額などにより、第1項県負担金

において、介護給付費負担金で162万2,000円、第2項県補助金において、地域支援事業交付金で82万5,000円をそれぞれ減額、低所得者保険料軽減負担金においても36万8,000円を減額したことによるものであります。

第7款繰入金、第1項他会計繰入金も介護給付費や地域支援事業費などの減などにより、一般会計繰入金で427万6,000円を減額するものであります。

第9款諸収入、第3項雑入は、双葉地方介護認定審査会からの運営費負担金の返還により161万4,000円を増額するものであります。

以上のことから、歳入において補正総額を837万6,000円の減額とし、歳入予算総額を17億6,053万4,000円とするものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。158ページを御覧ください。第1款総務費の191万円の減額は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため会議の開催を控えたことや、介護認定期間の自動延長制度の継続で審査会での審査認定件数が減ったことなどにより、第3項の運営協議会費で10万8,000円、第4項の介護認定審査会費で165万8,000円をそれぞれ減額したことなどによるものであります。

第2款保険給付費においては、新型コロナウイルス感染症による利用控えとも思われる介護サービス全体の利用量が減少していることや、介護認定期間の自動延長制度の継続などにより、第1項の介護サービス等諸費から第6項の高額医療合算介護サービス等費まで全てが減となり、合わせて1,444万円の減額となったものであります。

第3款地域支援事業費663万5,000円の減額についても、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、デイサービス事業利用者の減少や認知症関連の会議や事業の中止、縮小などにより、第1項介護予防事業費において、通所介護サービス事業支給費588万円を減額したことなどによるものであります。

第4款基金積立金、第1項基金積立金は、介護給付費準備基金積立金として1,460万9,000円を増額するものであります。

以上のことから、歳出において補正総額を837万6,000円の増額とし、歳出予算総額を17億6,053万4,000円とするものであります。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。162ページをお開きいただきたいと思います。162、163ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 164、165ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 166、167ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 歳出に入ります。168、169ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 170、171ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 172、173ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 174、175ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 176、177ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第113号 令和3年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、本日町長より緊急を要する事件として、議案第114号 令和3年度富岡町一般会計補正予算（第5号）についてが追加提出されました。この件につきましては、12月16日に議会運営委員会を開会していただき、当議案を日程に追加し、議題とすることに決したとの答申を受けております。

---

#### ○追加議案の提案理由の説明

○議長（高橋 実君） ここで追加議案の提出理由を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 皆様、おはようございます。追加議案の提案理由を申し上げます。

追加提案いたしました案件は、本年11月19日に閣議決定されましたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づく子育て世帯等臨時特別支援事業における児童1人当たり5万円の追加給付に必要な補正予算として、令和3年度富岡町一般会計補正予算（第5号）、1件を提出するものであります。

本案件に関しましては、昨日児童1人当たり5万円の先行給付分を含む一般会計補正予算について議決を賜りましたが、去る12月15日に国の方針の変更に伴い、追加の5万円相当の給付についても現金で給付することも可能との通知がありましたことから、本町の全ての子育て世帯を力強く支援するため、国からの財源措置の適用外となる所得限度額を超える世帯も給付対象とし、先行給付分と合わせて合計10万円の一括現金給付を早急に行うべく、追加で提案するものであります。

詳細については、議案審議の際にご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

---

○日程の追加

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

本議案を日程に追加し、追加日程第1とし、日程を変更し、直ちに議題にしたいと思っております、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、議案第114号 令和3年度富岡町一般会計補正予算（第5号）についてを追加日程第1として日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決しました。

暫時休議します。

休 議 （午前 9時37分）

---

再 開 （午前 9時39分）

○議長（高橋 実君） では、再開いたします。

---

○議案の上程

○議長（高橋 実君） 追加日程第1、議案第114号 令和3年度富岡町一般会計補正予算（第5号）についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

---

○提案理由の説明

○議長（高橋 実君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 提案理由を申し上げます。

議案第114号につきましては、令和3年度富岡町一般会計補正予算（第5号）の提案理由を申し上げます。本議案は、子育て世帯等臨時特別支援事業における児童1人当たり5万円の追加給付に必要な費用を補正予算として計上するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

---

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長に求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 議案第114号 令和3年度富岡町一般会計補正予算（第5号）の内容についてご説明を申し上げます。

今回の予算補正は、一昨日の内閣府事務連絡により、子育て世帯等臨時特別支援事業における給付金給付を年内先行分の5万円と追加分の5万円を併せ一括で給付することが自治体の判断で可能であるとされたことから、早急に全ての子育て世帯を力強く支援すべきと10万円の現金を一括給付することと判断し、このために必要となる予算の補正を行うものでございます。このことにより、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ8,850万円を増額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ140億9,814万円とするものでございます。

初めに、歳入における予算補正の内容を申し上げます。3ページをお開きください。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金において、子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金8,800万円及び同事務費補助金50万円、合計8850万円を増額するものでございます。これにより歳入合計8,850万円の増額補正となるものでございます。

次に、歳出における予算補正の内容を申し上げます。4ページをお開きください。第3款民生費、第2項児童福祉費8,850万円の増額は、子育て世帯臨時特別給付金8,800万円及び給付に係る業務委託経費として50万円を計上することによるものでございます。これにより、歳出合計8,850万円の増額補正となるものでございます。

以上が今回の予算補正の内容でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件については、項目が少ないことから一括して質疑を承ります。

8ページから11ページまでございませんか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 所得制限を設けない形での10万円一括ということで理解させていただきました。

た。不公平感等なく、素晴らしい判断だと思います。その事業の中で、児童手当等対象者でいつ頃給付となるのか。高校生とか16歳から18歳については申請をしなければならないと思いますが、その辺のスケジュール等を教えてください。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） では、お答えいたします。

まずは現在中学生以下のお子様をお持ちの児童手当を受給されている世帯に対しましては、予定ですが12月の27日に振り込むということで我々処理を進めたいと思っております。さらに、高校生以上の子供さんをお持ちのご家庭については、我々は振込先の情報がありませんので、相手側からの振込先の開示等がございます。ですが、急ぎまして1月中に振り込めればと考えてございます。ただし、これに関しましては相手があることですので、口座情報等が届き次第速やかに処理してまいりたいと思っておりますが、1月の末以降にずれ込む場合もあるとご理解いただければ、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。高校生、16歳から18歳につきましては申請を受け付ける業務もありますので、その業務自体については速やかに進めていただいて、入金をしていただければと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第114号 令和3年度富岡町一般会計補正予算（第5号）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

10時5分まで休議します。

休 議 （午前 9時50分）

---

再 開 （午前 9時59分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

それでは、委員会の開会時間と場所について申し上げます。この後直ちに第1委員会室において総務文教常任委員会、第2委員会室において産業厚生常任委員会を開催していただき、その後議会運営委員会を第1委員会室で、終わりましたら議会報編集特別委員会を第1委員会室で開催していただき、最後に原子力発電所等に関する特別委員会を全員協議会室で開催していただきますようお願いいたします。

それでは、10時15分まで休議いたします。

休 議 (午前10時00分)

---

再 開 (午前10時10分)

○議長(高橋 実君) では、再開いたします。

---

#### ○委員会報告

○議長(高橋 実君) 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、12月16日に開催していただきました議会運営委員会についての報告を委員長より求めます。  
6番、遠藤一善君。

[議会運営委員会委員長(遠藤一善君)登壇]

○議会運営委員会委員長(遠藤一善君) 報告第42号、令和3年12月17日、富岡町議会議長、高橋実様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。

審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回。(1)議案第114号 令和3年度富岡町一般会計補正予算(第5号)、(2)その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、令和3年12月16日午後1時25分、場所、富岡町役場第1委員会室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同補佐、福祉課長、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回。(1)議案第114号 令和3年度富岡町一般会計補正予算(第5号)について総務課長及び福祉課長より説明を受け、本定例会最終日に追加議案として上程することに決し、議長に答申した。(2)その他。

○議長(高橋 実君) お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、総務文教常任委員会の報告を委員長より求めます。

7番、安藤正純君。

〔総務文教常任委員会委員長（安藤正純君）登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（安藤正純君） 報告第37号、令和3年12月17日、富岡町議会議長、高橋実様、総務文教常任委員会委員長、安藤正純。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、12月17日午前10時1分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。(1) 総務課に関する件、(2) 企画課に関する件、(3) 税務課に関する件、(4) 住民課に関する件、(5) 教育総務課に関する件、(6) 生涯学習課に関する件、(7) 出納室に関する件、(8) 議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業厚生常任委員会の報告を委員長より求めます。

8番、宇佐神幸一君。

〔産業厚生常任委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（宇佐神幸一君） 報告第38号、令和3年12月17日、富岡町議会議長、高橋実様、産業厚生常任委員会委員長、宇佐神幸一。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、12月17日午前10時1分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。(1) 都市整備課に関する件、(2) いわき支所に関する件、(3) 郡山支所に関する件、(4) 健康づくり課に関する件、(5) 福祉課に関する件、(6) 農業委員会に関する件、(7) 産業振興課に関する件、(8) 生活環境課に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、庶務係長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま産業厚生常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） 報告第39号、令和3年12月17日、富岡町議会議長、高橋実様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。

閉会中の継続審査及び調査の申出について。本委員会は、12月17日午前10時3分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査及び調査事件。（1）会期、議事日程、議案の取扱い、発言等議会の運営に関する件、（2）議会関係例規類の制定、改廃に関する件、（3）議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、高野匠美君。

〔議会報編集特別委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（高野匠美君） 報告第40号、令和3年12月17日、富岡町議会議長、高橋実様、議会報編集特別委員会委員長、高野匠美。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、12月17日午前10時4分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。議会報の編集等に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま議会報編集特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 報告第41号、令和3年12月17日、富岡町議会議長、高橋実様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、12月17日午前10時6分より富岡町役場全員協議会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

---

○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま1番、堀本典明君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

動議の内容について、1番、堀本典明君より説明を求めます。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に一任することに決しました。

---

○閉会の宣告

○議長（高橋 実君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって令和3年第7回富岡町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午前10時25分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和3年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 宇 佐 神 幸 一

議 員 渡 辺 三 男